

# 平成29年度 議会活性化計画書 平成28年度 議会活性化計画 最終評価書

「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指して



平成29年5月23日計画策定・評価  
芽室町議会

## 1. H28 芽室町議会活性化計画主要事業への取組評価

「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指して

### 【 主要4項目 】

- |   |   |          |
|---|---|----------|
| 1 | 議会政策形成サイクルの充実 (議会基本条例 第2条2項、第12条、第13条)                | ⇒C 実行・継続 |
| 2 | 町民との意見交換会の充実 (多様な世代の住民参加の促進)<br>(議会基本条例 第4条(2)、第8条5項) | ⇒A 実行・継続 |
| 3 | 議員間討議の (自由討議) の実践<br>(議会基本条例 第3条(3)、第5条(2)、第16条)      | ⇒C 実行・継続 |
| 4 | 議会ICT計画の推進と実践 (議会基本条例 第9条)                            | ⇒A 実行・継続 |

## (参考) H27 芽室町議会活性化計画主要事業への取組評価

「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指して

### 【 主要7項目 】

- 1 政策型議会移行（政策形成サイクル推進・財務監視強化） → B 実行・継続  
(議会基本条例 第2条2項、第5条(3)(4)、第11条3項)
- 2 議員間討議（自由討議）推進 (議会基本条例 第3条(2)) → C 実行・継続
- 3 調査・附属機関の設置検討 (議会基本条例 第8条第3項、第20条、第21条) → D 未検討・継続
- 4 議員倫理の確立 (議会議員倫理条例、議会基本条例 第7条、第11条第5項) → B 協議済
- 5 議会図書室機能の整備 (議会基本条例 第23条) → C 諮問答申・継続
- 6 議会 ICT の推進 (議会基本条例 第9条) → A 計画決定・継続
- 7 議会 BCP（業務継続計画）の策定 → A 計画決定

## (参考) H26 芽室町議会活性化計画主要事業への取組評価

「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指して

### 【 主要6項目 】

- |   |                     |       |
|---|---------------------|-------|
| 1 | 議会政策形成サイクルの実施       | → 実施済 |
| 2 | 新たな町民層との意見交換会の実施    | → 実施済 |
| 3 | 議員間討議（自由討議）の実践      | → 実践済 |
| 4 | 議会 ICT 計画の策定と推進     | → 実施済 |
| 5 | 議員定数・報酬等の協議・決定      | → 実施済 |
| 6 | 審議会等委員報酬の辞退等の調査及び協議 | → 実施済 |

A=おおむね達成した  
 B=達成しているが改善余地あり  
 C=達成していない  
 D=取り組んでいない

## (1) H28 芽室町議会活性化 24 事項への取組評価

項 目		内 容
■前年度からの積み残し事項		
(1) 議会モニター意見・提案事項	取組結果	内 容
1. 親しみやすく、読みやすい『議会だより』の研究等	A	親しみやすい内容となるよう、年内にモニターアンケートを実施して、年度内に検討する。→ モニターアンケートを実施し年度内に検討した。改善事項は次年度議会だよりから反映する。
2. SNS を活用した意見・提案公募の試行等	B	現状から後退しないよう SNS 等の利用を進めていく。→ 継続して SNS を活用した情報発信を行っている。
3. 傍聴者への配慮の検討等	B	アンケートを継続して実施する。 議員控室には議会図書室という機能もあり、町民が自由に使えることを、傍聴者にも周知する。→ アンケートは継続して行っている（回収数は少ない）。議員控室の町民利用は、議員からの呼びかけし、傍聴者が立ち寄りやすいよう議員控室の一部を配置換えした。
4. 会議中の不穏当発言（ヤジ等）の禁止徹底	A	全議員、共通認識を持つよう周知徹底する。→ 引き続き周知徹底した。
5. 子ども議会の開催の検討	A	子どもに限らず多様な世代との意見交換の実施に向け協議・検討する。→ P T A との意見交換会を実施（6 団体）。町内高校（芽室高校・白樺学園高校）生徒との意見交換会を実施。
(2) 全員協議会での意見・提案事項	取組結果	内 容
6. 文書質問活用の推進	A	引き続き休会中の活用など推進する。→ 1 件の実績があった。
■今年度の活性化事項		

○議会改革諮問会議の答申事項	取組結果	
7. 課題抽出理由等の明確化	B	シートを活用し抽出理由を明確化する。→ 議員個々が「7項目」を意識して会議を取り進めた。委員会室内に「7項目」を掲示・表示をするなど工夫を行った。
8. 町民からの政策提案の検討	B	町民とは対話（意見交換会など）を中心として、政策提案につなげていく。→ 具体的な政策提案には至らなかったが、PTA、高校生との意見交換から未来フォーラムⅡへと繋がった。モニター会議は新庁舎建設に特化した意見交換を行い、新庁舎建設基本計画の議論に反映した。
9. 多くの町民を集める手法を検討	B	議会日より、HP、SNS、人的ネットワークなどを活用し広く広報する。→ 議会日より、HP、SNS等による情報発信は継続して行っている。議会モニター選定にあっては各議員の人的ネットワークを活用した。
10. 意見交換会における対話手法の確立	B	議員のファシリテーション能力向上を図り、テーマに応じてWS等の適正な対話手法を採り入れる。→ 討議力・ファシリテーション力向上の研修を実施した。PTA・高校生との意見交換会では、WSを適宜採り入れた。
11. 町のそよ風トーク等で出される課題の共有化	A	議会の意見交換会内容と双方向に情報共有するよう取りすすめていく。→ 町が公開した記録は、閲覧しやすいようクラウド本棚にも登録して共有を図った。
12. 議会モニターについて審議会的に助言を仰ぐ	A	モニターの5つの職務を基本に、設置要綱に則って取りすすめていく。→ モニター会議冒頭で設置要綱に規定するモニターの役割を説明し、理解を得ながら議論を進めた。
13. 一般質問通告前に議会モニターの意見等を参考とする機会を設置する	A	モニター会議等で出た意見等は周知されているので、現状のとおり継続する。→ モニター会議で出た意見は、速やかに整理し、

		クラウド本棚に登録して議員間の共有を図った。
14. 議会モニターは幅広く集める	A	モニター設置要綱に則り対象者を20人に拡充するよう努める。 → 議会日より、HPなどで周知するほか、議員個々のネットワークを活用して20人のモニターに拡充した。
15. 政策提言の実施	B	過去の政策提言の進行状況を追跡して調査・検証を行い、必要に応じて同一案件でも繰り返し提案・提言を行う。→ 所管委員会での「進行状況確認」が出来ていない面があったが、2件の政策提言を実施した。
16. 財務監査機能の強化	A	議選監査制度の活用について検討する。→ 議選監査委員を講師として、研修会を開催した。
17. タブレット導入による政策形成能力の向上	A	日々の議員活動、各委員会調査、意見交換会等での活用を進める。 → すべての委員会・会議等のほか、各種調査活動、町民との意見交換の場で使用した。
18. 議会図書室機能の整備	B(C)	現在の蔵書の整理を図り、電子図書室の充実を図っていく。 新庁舎建設を想定した機能整備について検討する。→ クラウド本棚を活用した電子図書室化を図った。役場新庁舎建設の基本設計に向けて、議会図書室のあり方・機能整備について検討する。
19. 議会図書館機能の他機関との連携	D	町、公共・大学付属図書館の蔵書情報の共有化を検討する。→ 蔵書情報は公開していない。町、公共・大学付属図書館の蔵書情報の共有化について検討には至らなかった。
20. 公聴会の検討	D	先進実施事例を研究し公聴会開催を検討する。→ 公聴会制度に関する先進事例の調査・研究を行っていない。
21. 議会災害時対応基本計画の検証・評価・改善	B	町地域防災計画と連携して随時見直しを図る。→ 実際の災害時対応を踏まえ、議会内部で検証を行った。結果、町災害対策本部と議会災害対策会議との間での情報共有について協議を行っていくよう、町に書面で申入れをし、見直しを次年度に行うことと

		した。 防災訓練を適宜実施する。→ 訓練実施前に被災した。
22. 各委員会のミーティング手法を研究	A	議員のファシリテーション能力向上を図り、ミーティングでは模造紙・ボード・タブレットなど様々な手法を活用し議論する。→ 討議力・ファシリテーション力向上に向けた議員研修会を実施した。
23. 議会サポーターの活用	A	必要に応じて、議会サポーターの追加登録を検討する。→ サポーターを1名追加し、講師として招き研修会を実施した。
○議会運営委員会の答申事項	取組結果	
24. 会議ルールの順守	B	会議条例の一本化を検討する。→ 法改正などに対応した条例改正を行った。「わかり易さ」「使いやすさ」への改善が、必ずしも一本化のみが手段ではないことから、条文の構造整理、他条例との整合性の検証等、継続して調査・検討する

A=おおむね達成した  
 B=達成しているが改善余地あり  
 C=達成していない  
 D=取り組んでいない

## (参考) H27 芽室町議会活性化 19 事項への取組評価

■議会モニター意見・提案事項	取組結果	内 容
1. 親しみやすく、読みやすい『議会だより』の研究等	B	イラストの活用、マスコット（キャラクター）検討、解説文の挿入などの検討。モニターへのアンケートを実施する。→ 解説文や一般質問後の感想を取り入れた。総合計画住民意識調査を実施した。モニターアンケートは平成 28 年 6 月に実施する。
2. SNS を活用した意見・提案公募の試行等	B	各常任委員会で意見公募内容を抽出する。→ 議会 ICT 推進計画・議会災害時対応計画・消防団条例案（総務経済常任委員会）で SNS を活用しパブリックコメントを実施した。
3. 傍聴者への配慮の検討等	C	傍聴者へのアンケートを実施する。→ 実施したが回答は得られなかった。
4. 委員会ミーティングの実施	A	政策形成サイクル抽出時（7 月）から実施する。→ 各委員会で積極的に実施した。
5. 会議での情報通信機器等の活用検討と持込制限の緩和の検討	A	議会 ICT 推進計画策定時に協議する。→ 本会議及び常任委員会等において、6 人が個人所有のタブレット・パソコンを持ち込みながら会議に臨んでいた。議会 ICT 計画策定により、H28 から完全実施となる。一方で執行機関側の持ち込みは皆無。
6. 会議中の不穏当発言（ヤジ等）の禁止徹底	B	議長通知等で周知徹底する。→ 実施済だが徹底されていない。
7. 子ども議会の開催の検討	D	H27 夏季休業中の実施に向け協議する。→ 未実施
8. 個別政策等に対するモニター意見聴取の検討	A	各常任委員会で意見公募内容を抽出する。→ モニター会議で意見聴取した。
9. 中継・録画配信の音声不良の解消	A	事務局において調査・業者依頼する。→ 実施済（H27 マイク更新）（H28 システム更新を決定）
10. 議会への意見・提案に対する回答期限の設定の検討	B	ホットボイスは 2 週間以内に回答。意見交換会で出された案件は 1 か月以内に回答する。→ ホットボイスは 2 週間以内に回答した。

		意見交換会で出された案件の回答は遅延傾向にある。
■ 全員協議会での意見・提案事項		
11. 文書質問活用の推進	D	休会中の PR に努める。 → 推進、実績はなかった。
12. 議会図書室のあり方の検討	B	事務局で原案を策定する。 → 議長に答申（議会運営委員会）
13. 一般質問時間の検討(90 分間→)	A	検討する。 → H26 年度に協議検討済み
14. 議場へのモニター（スクリーン）設置の検討	B	議会 ICT 推進計画策定時に協議する。 → 議会 ICT 計画に盛り込んだ。
19. 審議会等委員報酬の辞退等についての調査及び協議	A	議会運営委員会で調査・協議する。 → 決議（3 月定例会議）後に実行し全廃となった。
■ 議会サポーター意見・提案事項		
15. 世代別等の意見交換会の実施の検討	B	各常任委員会で組織・団体等を抽出する。 → 議長に答申（議会運営委員会）
16. 決算審査の順位組換（特別会計・事業会計等→一般会計）	A	議会運営委員会で協議する。 → 予算決算特別委員会を設置。固定化を決定し、実行した。
■ 議運積み残し事項		
17. 議会災害対策本部設置、議会 BCP（業務継続計画）検討	A	議会運営委員会で協議する。 → 計画策定とともに議会基本条例を改正（平成 28 年 3 月定例会議で議決）。
18. 予算・決算審査常任委員会の調査・検討	A	議会運営委員会で協議する。 → 予算決算特別委員会を設置。

A=おおむね達成した  
 B=達成しているが改善余地あり  
 C=達成していない  
 D=取り組んでいない

## (参考) H26 芽室町議会活性化 19 事項への取組評価

■議会モニター意見・提案事項	取組結果	
1. 親しみやすく、読みやすい『議会だより』の研究等	B	イラスト活用、マスコット（キャラクター）検討、解説文の挿入モニターへのアンケートを実施する。→ 議会モニター対象に、議会だより、SNS、ホームページ、傍聴等のアンケートを実施済
2. SNS を活用した意見・提案公募の試行等	A	各常任委員会で意見公募内容を抽出する。→ 実施済
3. 傍聴者への配慮の検討等	C	傍聴者へのアンケートを実施する。→ 未実施
4. 委員会ミーティングの実施	A	政策形成サイクル抽出時（7月）から実施する。→ 実施済
5. 会議での情報通信機器等の活用検討と持込制限の緩和の検討	A	議会 ICT 推進計画策定時に協議する。→ H27 委員会で実施
6. 会議中の不穏当発言（ヤジ等）の禁止徹底	A	議長通知等で周知徹底する。→ 実施済
7. 子ども議会の開催の検討	B	H26 冬季休業中の実施に向け協議する。→ 実施済（議会見学会）
8. 個別政策等に対するモニター意見聴取の検討	A	各常任委員会で意見公募内容を抽出する。→ 実施済
9. 中継・録画配信の音声不良の解消	A	事務局において調査・業者依頼する。→ 実施済（H27 マイク更新）（H28 システム更新決定）
10. 議会への意見・提案に対する回答期限の設定の検討	A	ホットボイスは 2 週間以内。意見交換会は 1 か月以内に回答する。→ 実施済
■全員協議会での意見・提案事項		
11. 文書質問活用の推進	A	休会中の PR に努める。→ 実施済（1 件=H26.7.13 通告）
12. 議会図書室のあり方の検討	C	事務局で原案を策定する。→ 未実施（H27 継続）
13. 一般質問時間の検討(90 分間→)	A	検討する。→ 検討の結果、現行どおりに決定
14. 議場へのモニター（スクリーン）設置の検討	A	議会 ICT 推進計画策定時に協議する。→ H27 委員会で実施
19. 審議会等委員報酬の辞退等について、調査及び協議	A	議会運営委員会で調査・協議する。→ 決議（3 月定例会議）
■議会サポーター意見・提案事項		
15. 世代別等の意見交換会の実施の検討	A	各常任委員会で組織・団体等を抽出する。→ 実施済（11 単位老

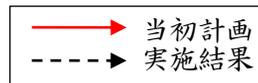
		人クラブ対象)
16. 決算審査の順位組換 (特別会計・事業会計等→一般会計)	A	議会運営委員会で協議する。 → 実施済 (H26 決算・H27 予算審査)
■議運積み残し事項		
17. 議会災害対策本部設置、議会 BCP (業務継続計画) 検討	A	議会運営委員会で協議する。 → H27 継続調査 (議運委視察)
18. 予算・決算審査常任委員会の調査・検討	A	議会運営委員会で協議する。 → H27 特別委員会を設置 (2年間)

## (2) H28 議会活性化計画取組スケジュールと取組経過



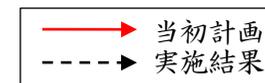
事務・事業	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
①H28 活性化計画評価・アンケート・議会自己評価 (評価基準の作成、評価項目検証・見直し)												
②議会報告と町民との意見交換会・団体意見交換会 (世代別～若い世代との意見交換)												
③議会改革諮問会議の開催												
④政策形成サイクルの実行・政策討論会の実施												
⑤参考人制度・公聴会制度・専門的知見制度の活用												
⑥議会モニター制度の遂行 (モニターアンケートの実施)												
⑦議会ICT推進計画の定着 (SNS 活用推進、タブレット導入、 議会中継システム更新)												
⑧議会白書の作成とHP掲載												
⑨議決権の拡大												
⑩議員間自由討議の遂行・委員外議員の発言の遂行												
⑪議会間交流の推進												
⑫文書質問制度の遂行												
⑬傍聴者への対応向上の検討 (傍聴者アンケートの実施)												
⑭議会基本条例の検証・見直し												
⑮議会会議条例・同条例等運用規則の検証・見直し												

## (参考) H27 議会活性化計画取組スケジュールと取組経過



事務・事業	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
①H27 活性化計画評価・アンケート・議会自己評価												
②新・議会報告と町民との意見交換会・団体意見交換会（回答期限の設定）（子ども議会）（世代別）												
③議会報告と町民との意見交換会												
④議会改革諮問会議の開催												
⑤報酬・定数・委員会数（重複）・政務活動費の協議提案												
⑥政策形成サイクルの実行・政策討論会の実施（委員会打合せ）												
⑦参考人制度・公聴会制度・専門的知見制度の活用												
⑧議会モニター制度の遂行（モニターアンケートの実施）												
⑨議会ICT推進計画策定												
⑩議会白書の作成とHP掲載												
⑪議決権の拡大												
⑫議員間自由討議の遂行・委員外議員の発言の遂行												
⑬議会図書室整備計画の策定												
⑭議会間交流の推進												
⑮文書質問制度の推進												
⑯傍聴者への対応向上の検討（モニターアンケートの実施）												
⑰議会基本条例の検証・見直し												
⑱予算・決算審査常任委員会の調査・検討												
⑲審議会等委員報酬の辞退等調査及び協議												

## (参考) H26 議会活性化計画取組スケジュールと取組経過



事務・事業	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
①H26 活性化計画評価・アンケート・議会自己評価												
②新・議会報告と町民との意見交換会・団体意見交換会（回答期限の設定）（子ども議会）（世代別）												
③議会報告と町民との意見交換会（Ⅰ・Ⅱ）												
④議会改革諮問会議の開催												
⑤報酬・定数・委員会数（重複）・政務活動費の協議提案												
⑥政策形成サイクルの実行・政策討論会の実施（委員会打合せ）												
⑦参考人制度・公聴会制度・専門的知見制度の活用												
⑧議会モニター制度の遂行（モニターアンケートの実施）												
⑨議会ICT推進計画策定												
⑩議会白書の作成とHP掲載												
⑪議決権の拡大												
⑫議員間自由討議の遂行・委員外議員の発言の遂行												
⑬議会図書室整備計画の策定												
⑭議会間交流の推進												
⑮文書質問制度の遂行												
⑯傍聴者への対応向上の検討（モニターアンケートの実施）												
⑰議会基本条例の検証・見直し												
⑱予算・決算審査常任委員会の調査・検討												
⑲審議会等委員報酬の辞退等調査及び協議												

### (3) 芽室町議会の運営の基本理念と基本方針と H28 評価総括

芽室町議会は、議会基本条例に沿って課題等を分析し、議員間討議を行い、次のとおり、基本理念及び基本方針を定め、議会改革と活性化を進めます。

#### 【1】芽室町議会の運営の基本理念－「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」の実現

地方分権の推進に伴い、議会に対する町民の関心と期待が高まる中、町民の信頼と期待に応えるという議会の役割はますます拡大しています。このような中、公平・公正で透明な議会運営はもとより、議員の資質向上とともに、監視機能の強化や町民目線に立った政策立案、提言など、議会の権能強化も求められています。

今後、議会は町民の声を町政に反映させるべく、二元代表制を十二分に機能させ、町民の代表として、その一翼を担う議会が広く町民の意見や要望等を把握し、大局的な視点から議員同士が活発な議論を行うことによって合意形成を図ります。議会は、最高意思決定機関としての機能を最大限に発揮し、町民の福祉向上と豊かなまちづくりの進展に取り組みます。芽室町議会は二元代表制の下、町民の代表として、「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」の実現を基本理念とします。

- H25 評価 → 議会が町民の信託に応えたか（議会基本条例前文）について、議会評価と議員評価を行った結果からは、ほぼ達成されたといえる（A=4 人、B=12 人）。さらに、議会モニター及び議会諮問会議の意見もいただき、その内容をもとに、各委員会、全員協議会、議会運営委員会において議会活性化策を検討する。
- H26 計画 → 町民または議会モニターへのアンケート調査の実施については、平成 26 年度中に検討する。
- H26 評価 → 「議会が町民の信託に応えたか（議会基本条例前文）」については、議会評価（A=7 人、B=7 人、C=2 人）及び議員評価（A=8 人、B=6 人、C=2 人）の結果から、ほぼ達成されたといえる。議会モニターアンケート調査を初めて実施し、議会諮問会議の意見も合わせ、25 項目の議会活性化策を検討し、2 項目を除き（傍聴者への配慮の検討、議会図書室のあり方の検討）、改革・改善に取り組んだ。町民アンケートについては、執行機関が行う総計アンケートに乗じて実施し、意見交換会を 13 会場で実施した。
- H27 計画 → H26 未着手の 2 項目（傍聴者への配慮の検討、議会図書室のあり方の検討）を優先し、さらに新たな議会活性化策を協議・検討する。

■H27 評価 → H26 未着手の2項目中、「傍聴者への配慮の検討」については、傍聴者アンケートを実施したが、回答は皆無であった。「議会図書室のあり方の検討」は、議長が議会改革諮問会議及び議会運営委員会に答申し協議のうえ、答申するに至った（議会改革諮問会議も同内容を議長に答申）。

「議会が町民の信託にこたえたか（議会基本条例前文）」については、議会評価（A=10人、B=5人、E=1人）及び議員評価（A=8人、B=6人、C=1人、無回答=1人）の結果となり、前年度より向上したが、課題は山積している。議会モニターアンケート調査については、任期の関係から平成28年6月に実施する予定である。議会諮問会議からは、7項目について答申を受けた。町民アンケートについては、執行機関が行う総計アンケートに乗じて実施した。議会報告及び町民との意見交換会（議会フォーラム）を13会場で開催し、町民441人が参加した。常任委員会と団体との意見交換会においても7団体と開催し、町民79人が参加し、議会フォーラム全体では計520人の町民が参加し、過去最多を記録した。

■H28 計画 → H27 に未着手または実績が伴わなかったものを優先的に行うとともに、議会改革諮問会議の答申内容を中心に、議会活性化策の実施について検討・着手する。

■H28 評価 → H27 からの積み残し項目のうち、「傍聴者への配慮の検討」については、傍聴者アンケートを実施し、2件の回答を得たが依然少数であった。また、議員控室の町民利用については、議員からの呼びかけや、内部の配置換えを行うなどして、利用しやすい環境づくりに努めた。

「議会が町民の信託にこたえたか（議会基本条例前文）」については、議会評価（A=14人、B=2人）及び議員評価（A=12人、B=3人、C=1人）の結果となり、前年度より大きく向上したが、依然解決されない課題が残る。

議会諮問会議からは、活性化主要4事業に対して、それぞれ提言を受けた。議会モニターアンケートは6月に実施、町民アンケートについては、執行機関が行うアンケートの一部に設問を載せ実施した。議会報告会と町民との意見交換会は、「多様な世代の住民参加の促進」を目的に町内小中学校の6つのPTAで実施し、保護者・教員の100人が参加した。初の試みとして開催した町内高校生との意見交換会では、2つの高校の生徒30人参加した。常任委員会と団体との意見交換会においても3団体と開催し、町民26人が参加し、議会フォーラム全体では計237人の町民が参加した。

■H29 計画 → H28 に未着手または実績が伴わなかった項目を行うとともに、議会諮問会議の提言事項（活性化主要事業4項目）及び議員自己評価結果をもとに、更なる議会活性化策の協議・実施を行う。

## 【2】芽室町議会の6つの基本方針

芽室町議会は、基本理念を実現するため、次の6点を基本方針とします。

### 1 開かれた議会

町民のまちづくりへの関心度を高めるとともに、町民への説明責任を果たすために、より一層の積極的な情報公開を行い、町民に分かりやすく、町民が参加しやすく、開かれた議会運営の実現を目指します。

- H25 評価 → 議会だよりの毎月発行（H25.4.12）をはじめ、全会議の会議記録等の公開（H25.5.1）とインターネット中継を実施（H25.8.1）するなど情報公開に努めた。議会傍聴者数は、総計 399 人で、そのうち本会議で 94 人（H24 / 110 人）全員協議会 27 人、委員会 278 人であった。ホットボイスについては、16 件（H24 / 5 件）について対応し、ホームページ及び議会だよりに回答内容を掲載した。議会報告と町民との意見交換会は、地域版を 7 会場で開催し 225 人（H24 は 146 人）の参加をいただき、団体との意見交換会は 5 回（厚生 2 回、経済 3 回。H24 / 全 8 回）開催し
- H26 計画 → 「分かりやすさ、参加しやすさ」を常に考え、より開かれた議会運営を考えていく。
- H26 評価 → 議会だよりを毎月発行（計 132 ページ）し、全会議の会議記録等の公開とインターネット中継及び SNS（フェイスブック・ライン・ツイッター）を活用し情報公開・共有に努めた。議会傍聴者数は、総計 299 人で、そのうち本会議は 108 人（H25 / 94 人、H24 / 110 人）、全員協議会 22 人、委員会 169 人であった。ホットボイスは、16 件（H25 / 16 件）が寄せられ、ホームページ及び議会だよりに回答内容を掲載した。さらに、議員定数・報酬額などの変更に関して、パブリックコメントを実施、11 件の意見が寄せられた。議会報告と町民との意見交換会は全 14 回開催し、過去最高となる町民 434 人の参加があった。そのうち世代別の開催として 11 単位老人クラブと意見交換会を開催し 295 人に参加いただいた（H25 は 7 会場で開催し 225 人（H24 / 146 人）。団体との意見交換会は 1 回（経済 / 商工会役員）の開催にとどまった（H25 / 5 団体、H24 / 8 団体）。意見・提案については、各常任委員会で所管事務調査を行い、町政に反映させるべく活動を行い、3 月定例会議最終日の本会議で総括報告した。
- H27 計画 → 「分かりやすさ、参加しやすさ」を常に考え、より開かれた議会運営を考える。
- H27 評価 → 議会だよりを毎月発行（計 124 ページ）し、議会ホームページへの掲載、全会議の会議記録等の公開とインターネット中継及び SNS（フェイスブック・ライン・ツイッター）を活用し情報公開・共有に努めた。議会傍聴者

数は、総計 429 人で、内訳として本会議は 197 人（H26／108 人、H25／94 人、H24／110 人）、全員協議会 14 人、委員会 218 人であった。ホットボイスは、6 件（H26／16 件、H25／16 件）が寄せられ、ホームページ及び議会だよりに回答内容を掲載した。さらに、議会 ICT 推進計画及び議会災害時対応計画、消防団条例案（総務経済常任委員会）に関しては、パブリックコメントを実施、1 件の意見が寄せられた。議会報告と町民との意見交換会を全 13 回開催し、過去最高となる 441 人の参加があり、過去最高を記録した。そのうち世代別の開催として 11 単位老人クラブと意見交換会を開催し 283 人の参加があった。団体との意見交換会は 7 回開催した（総務経済常任委員会 4 回、厚生文教常任委員会 3 回）（H26／1 団体、H25／5 団体、H24／8 団体）。意見・提案については、各常任委員会で所管事務調査を行い、町政に反映させるべく協議を行った。

■H28 計画 → 「分かりやすさ、参加しやすさ」を常に考え、より開かれた議会運営を考えていく。

■H28 評価 → 議会だよりを毎月発行（計 112 ページ）し、議会ホームページへの掲載、全会議の会議記録等の公開とインターネット中継及び SNS（フェイスブック・ライン・ツイッター）を活用し、引き続き情報公開・共有に努めた。議会傍聴者数は、総計 380 人で、内訳として本会議は 117 人（H27／197 人、H26／108 人、H25／94 人、H24／110 人）、全員協議会 21 人、委員会 242 人であった。ホットボイスは、17 件（H27／6 件、H26／16 件、H25／16 件）が寄せられ、ホームページ及び議会だよりに回答内容を掲載した。議会報告と町民（PTA・高校生）との意見交換会を全 10 回開催し、130 人の参加があった。そのうち初の試みとして町内の高校 2 校の高校生との意見交換を行い、合計 4 回で 30 人の参加があった。併せて 1 校においては意見交換に先立ち議場において吹奏楽部による演奏会を開催し、町民と議会との接点拡大を図った。団体との意見交換会は 3 回開催した（総務経済常任委員会 2 回、厚生文教常任委員会 1 回）（H27／7 団体、H26／1 団体、H25／5 団体、H24／8 団体）。意見・提案については、各常任委員会で所管事務調査を行い、町政に反映させるべく協議を行った。

■H29 計画 → 「分かりやすさ、参加しやすさ」を常に考え、より開かれた議会運営を考えていく。

## 2 公平・公正、透明な議会運営

町民の信頼と期待に応えていくため、議会が町民の代表機関であることを常に自覚し、自由かつ達な議論を行い、公平・公正を基本とした民主的で透明性の高い議会運営を目指します。

- H25 評価 → 日々透明性に努めているところであるが、議員同士が自由かつ達な議論を展開しているとはいえない。
- H26 計画 → 執行機関に対する活発な質疑、議員間の活発な自由討議に向けて、全議員が努めていく。
- H26 評価 → 透明性に努めるとともに、議員同士が自由かつ達な議論を展開に向けて、全員協議会の政策討論会を4回実施、委員会ミーティングを導入するなど議員間で協議する場面を構築した。
- H27 計画 → 執行機関に対する活発な質疑、議員間の活発な自由討議に向けて、全議員が努める。
- H27 評価 → 透明性に努めるとともに、議員同士が自由かつ達な議論を展開に向けて、全員協議会の政策討論会の6回実施に加え、委員会ミーティングを積極的に開催、議員間での協議を進めた。
- H28 計画 → 執行機関に対する活発な質疑、議員間の活発な自由討議に向けて、全議員が努める。
- H28 評価 → 透明性に努めるとともに、議員同士が自由かつ達な議論を展開心がけているが、全員協議会の政策討論会は開催に至らなかった。委員会ミーティングは積極的に活用したが、運用に課題を残す場面が一部に見られた。
- H29 計画 → 執行機関に対する活発な質疑、議員間の活発な自由討議に向けて、全議員が努める。

### 3 適切な行政の監視と評価

適正な行政運営の確保のために、議決すべき事業の拡大を行うなど、行政への監視及び評価の機能の充実・強化を目指します。

- H25 評価 → 議決事項の拡大については、役場庁舎建設基本計画の追加について、今後協議する必要がある。提言等については、庁舎建設基本構想に関する調査特別委員会と不適切会計処理等に関する調査特別委員会を設置し調査のうえ、町長に申入書・提言書を手交した。また、平成25年度から決算審査特別委員会及び予算審査特別委員会を復活したところであり、平成25年3月定例会議においては、不適切会計処理の問題から、平成24年度分の決算について再認定に付され全会一致で否決するに至った（H26.3.27）。
- H26 計画 → 実行計画、事務事業マネジメントシート、決算書などにより、評価する。
- H26 評価 → 議決事項の拡大については、議会基本条例中一部改正により、役場庁舎建設基本計画及び都市計画マスタープランを議決事項に追加した（平成26年12月定例会議及び平成27年3月定例会議提案）。平成26年9月定例会議において、不適切会計処理等の問題から、平成25年度分の決算を不認定するに至った（2年連続）。
- H27 計画 → 実行計画、事務事業マネジメントシート、決算書などにより、評価する。

- H27 評価 → 議決事項の拡大の案件は浮上しなかったものの、実行計画、事務事業マネジメントシート、決算書などにより、評価し、協議と調査に向けた。厚生文教常任委員会では2度にわたり、所管課長に提言書を手交した。
- H28 計画 → 実行計画、事務事業マネジメントシート、決算書などにより、評価する。
- H28 評価 → 議決事項の拡大の新たな案件はなかったものの、実行計画、事務事業マネジメントシート、決算書などにより、評価し、協議と調査に向けた。平成28年9月定例会議において、一部の不適切な会計処理の問題から、平成27年度分の決算を不認定するに至った（2年ぶり）。また財務監査機能の強化を目的として、議選監査委員を活用した研修会を開催した。
- H29 計画 → 実行計画、事務事業マネジメントシート、決算書などにより、評価する。

#### 4 町民本位の政策立案と提言

提出された議案の審議または審査を行うほか、町民の視点から議員が十分な議論を行い、議会としての合意形成を図ることにより、積極的に議員及び委員会の提案による条例制定、政策提案及び政策提言等に取り組み、立法機能の充実・強化を目指します。

- H25 評価 → 議案の調査・審議については、十分な議論を行ってきたと考えるものの、議員同士が自由かつ達な議論を展開しているとはいえない。また、議員による修正案の提案は1件（H26.3月定例会議）あったが、議員及び委員会からの条例提案などは皆無であった。政策形成サイクルの導入に向け、議会運営委員会が先進地事務調査（H25.7.24-25、福島県会津若松市議会及び長野県飯田市議会）を行い、議会政策形成をテーマとしたフォーラムも初開催し、その下地をつくった。各常任委員会でも議会政策形成を意識し、テーマを定めて所管事務調査を進め、委員会報告を経た結果、予算化されるケースは増えている。
- H26 計画 → 議会政策形成サイクルを委員会活動に位置付けていく必要がある。
- H26 評価 → 議案の調査・審議については、十分な議論を行ってきたと考えるものの、議員同士が自由かつ達な議論を展開しているとはいえない。また、議員による修正案の提案は1件（H26.6月定例会議）であり、賛成多数で可決となった。各常任委員会でも議会政策形成サイクル導入により、テーマを定めて所管事務調査を進め、初となる政策提言を決議により行った。
- H27 計画 → 議会政策形成サイクルを定着する必要がある。

- H27 評価 → 議案の調査・審議については、十分な議論を行ってきたと考えるものの、議員同士が自由かつ達な議論を展開しているには遠い。また、議員による修正提案は1件（H27.9月定例会議）であり、議会政策形成サイクル導入により、各常任委員会ですべて所管事務調査を進めた。
- H28 計画 → 議会政策形成サイクルを一層定着させる必要がある。
- H28 評価 → 議案の調査・審議については、十分な議論を行ってきたと考えるものの、議員同士が自由かつ達な議論を展開しているとは言えず、引き続き課題を残した。各常任委員会でも議会政策形成サイクル導入により、テーマを定めて所管事務調査を進め、厚生文教常任委員会では2事業について、所管課長に提言書を手交した。
- H29 計画 → 議会政策形成サイクルを一層定着させる努力を引き続き推し進める必要がある。

## 5 議会力、議員力の強化

議事機関として広く町民の意思を把握し、町政に的確に反映させるとともに、議員個々の資質を高め、議会権能の強化と活性化に取り組み、議会力及び議員力の強化を目指します。

- H25 評価 → 町民の意思の把握する機会となる議会報告と町民との意見交換会は、地域版を7会場で開催し225人の参加をいただき、団体版を5回開催した。意見・提案については、各常任委員会で所管事務調査を行い、町政に反映させるべく活動を行った。
- H26 計画 → 新たに小単位での意見交換会の実施を決定しており、平成26年度から開始する。さらに、町民の意見・提案をもとにした議会政策形成サイクルを導入するため、議会サポーター等の協力と議員研修及び議会フォーラムを開催しながら、議会力、議員力の強化を目指す。
- H26 評価 → 町民の意思の把握する機会となる議会報告と町民との意見交換会は、全14回開催し、過去最高の434人の参加があった。そのうち世代別の開催として11単位老人クラブと意見交換会を開催し295人に参加いただいた（H25は7会場で開催し225人（H24/146人）。団体との意見交換会は1回（経済/商工会役員）開催と減数となった（H25/5団体、H24/8団体）。意見・提案については、各常任委員会で所管事務調査を行い、町政に反映させるべく活動を行い、3月定例会議最終日に本会議で総括報告した。

- H27 計画 → 引き続き、新たな団体と小単位での意見交換会を検討し実施する。さらに、町民の意見・提案をもとにした議会政策形成サイクルを導入するため、議会サポーター等の協力と議員研修及び議会フォーラムを開催しながら、議会力、議員力の強化を目指す必要がある。
- H27 評価 → 団体との意見交換会の機会は増加した。さらに、町民の意見・提案をもとにした議会政策形成サイクルを導入するため、議会サポーター等の協力と議員研修及び議会フォーラムを開催しながら、議会力、議員力の強化を目指す必要がある。
- H28 計画 → 引き続き、団体と小単位での意見交換会行うほか、多様な世代の住民参加機会の創出を図る。さらに、町民の意見・提案をもとにした議会政策形成サイクルを定着させるため、議会サポーター等の協力と議員研修及び議会フォーラムを開催しながら、議会力、議員力の強化を目指す。
- H28 評価 → 町民の意思の把握する機会となる議会報告と町民との意見交換会は、全 10 回開催し、130 人の参加があった。内訳として「多様な世代の住民参加の促進」を目的に町内小中学校の 6 つの P T A で実施し、保護者・教員の 100 人が参加した。また初の試みとして開催した町内高校生との意見交換会では、2 つの高校の生徒 30 人参加した。常任委員会と団体との意見交換会においても 3 団体と昨年度と比べて減数となった (H27/7 団体、H26/1 団体、H25/5 団体、H24/8 団体)。さらに、町民の意見・提案をもとにした議会政策形成サイクルを定着するため、議会サポーター等の協力と議員研修や議会フォーラムを開催しながら、議会力、議員力の強化を目指す必要がある。
- H29 計画 → 団体との意見交換会を継続するほか、「多様な世代の住民参加の促進」を図るため、若い世代との意見交換会と政策提言に向けた取り組みに力を注ぐ。さらに、町民の意見・提案をもとにした議会政策形成サイクルを定着させるため、議会サポーター等の協力と議員研修や議会フォーラムを開催しながら、議会力、議員力の強化を目指す。

## 6 継続的な議会改革の推進

町民に信頼されるために不断の努力と研鑽を行い、継続かつ持続的に議会改革に取り組みます。

- H25 評価 → 議会基本条例・議会活性化計画・議員研修計画等を基に議会改革に取り組んでいる。
- H26 計画 → 議員個々が、議会基本条例に基づいた評価結果を踏まえて、継続かつ持続的な議会改革に努める。
- H26 評価 → 議会基本条例・議会活性化計画・議員研修計画等を基に議会改革に取り組んだ。外部評価として議会活性化計画が評価され、マニフェスト大賞最優秀成果賞を授賞した (H26.11.14)。

- H27 計画 → 議員個々が、議会基本条例に基づいた評価結果を踏まえて、継続かつ持続的な議会改革に努めていく必要がある。
- H27 評価 → 議会基本条例・議会活性化計画・議員研修計画等を基に議会改革に取り組んだ。外部評価として議会活性化計画・一般質問追跡システムなどが評価され、議会改革度全国 1 位（早稲田大学マニフェスト研究所）、マニフェスト大賞優秀成果賞（マニフェスト大賞実行委員会）を授賞（H27.11.6）するなどの評価を得た。
- H28 計画 → 議員個々が、議会基本条例に基づいた評価結果を踏まえて、継続かつ持続的な議会改革に努める。
- H28 評価 → 議会基本条例・議会活性化計画・議員研修計画等を基に議会改革に取り組んだ。外部評価として議会活性化の機能強化・住民参加などが評価され、2 年連続で議会改革度全国 1 位（早稲田大学マニフェスト研究所）となった。またマニフェスト大賞成果賞にノミネートするなどの評価を得た。
- H29 計画 → 議員個々が、議会基本条例に基づいた評価結果を踏まえて、継続かつ持続的な議会改革に努めていく必要がある。

### **【3】 6つの基本方針を踏まえた具体的な取り組み**

#### **1 開かれた議会**

##### **(1) 町民に分かりやすい議会**

##### **(ア) 議会からの情報発信**

通年議会制を導入し、本会議及び委員会並びに協議会等の原則公開はもとより、インターネットによる委員会中継の拡大を図るとともに、ICT 化に取り組み、議会ホームページの充実に努めるなど情報発信を進めます。

- H25 評価 → 会期の通年化を実施（H25.5.1）し、定例会議を 15 日、臨時会議を 4 日開会した。全会議の公開、会議記録の公表（H25.5.1）、インターネット中継・録画（H25.8.1）を行い、年間で 12,158 件のアクセス数があった。議員会主催による議会 ICT 研修会を開催した。議会ホームページについては、SNS（フェイスブックの導入 H25.5.28）、（ライン H26.7.13）（ツイッター H26.8.16）をはじめ、開設以来初のリニューアルを果たし（H26.3.31）、スマートフォン・タブレットへの対応（H26.3.31）など情報発信を強化した。
- H26 計画 → 議会 ICT の取組の PR 活動を展開し、広く町民に認知されるよう努める。

- H26 評価 → 会期の通年化により、定例会議を 17 日間、臨時会議を 6 日間開会した。結果的に平成 26 年 5 月から平成 27 年 1 月まで毎月開会に至った。各常任委員会の所管事務調査についてもほぼ機動的に調査できた。全会議を公開、全会議の会議記録を公表、全会議をインターネット中継・録画し、年間で 9,308 件のアクセス数があった（H25 は 12,158 件）。議会 ICT 計画を策定し、議員会主催による議会 ICT 研修会(タブレット研修)も開催した。H27 予算で、第 1 委員会室のプロジェクター・スクリーンの導入費用を計上した。
- H27 計画 → 第 1 委員会室のプロジェクター・スクリーン導入により、新たな会議手法を開発する。議会 ICT 計画により、H28 予算でタブレット導入及び議場インターネット中継システムの更新を目指す。
- H27 評価 → 会期の通年化により、定例会議を 16 日間、臨時会議を 4 日間開会した。各常任委員会の所管事務調査についてもほぼ機動的に調査できた。全会議を公開、全会議の会議記録を公表、全会議をインターネット中継・録画し、年間で 15,983 件のアクセス数があった（H26 は 9,308 件）。議会 ICT 推進基本計画を策定し、ICT 推進に関する研修会を 2 回開催し、H28 予算においてタブレット導入を決定した。
- H28 計画 → タブレット型端末機を導入し、ペーパーレス化や資料作成等にかかる業務量抑制を図るとともに、議員の政策形成力の向上・情報のストック化と収集を行い、H27 に導入したプロジェクター・スクリーンなどとの併用によって効率的かつ効果的な会議開催、町民への情報提供等に活用する。
- H28 評価 → 会期の通年化により、定例会議を 19 日間、臨時会議を 2 日間開会した。各常任委員会の所管事務調査についてもおおむね機動的に調査できた。全会議を公開、全会議の会議記録を公表、全会議をインターネット中継・録画し、年間で 13,688 件のアクセス数があった（H27 は 15,983 件）。H27 年度に策定した議会 ICT 推進基本計画もとに、5 月からタブレット端末機導入し、すべての会議の議案等、資料の電子化とペーパーレス化を進め、会議・議員活動で活用を始めた。また端末導入に際し、操作研修会を 2 回開催し活用推進を図った。
- H29 計画 → タブレット型端末機を活用し、ペーパーレス化や資料作成等にかかる業務量抑制を推進するとともに、議員の政策形成力の向上・情報のストック化と収集を進め、効率的かつ効果的な会議開催、町民への情報提供等に活用する。

## (イ) 議決結果と賛否の公表

議員としての議案等に対する賛否の重要性や説明責任を再認識し、議案等に対する議決結果及び議員個々の賛否結果を議会ホームページ及び議会だよりで公表します。

- H25 評価 → 議案等に対する議決結果及び議員個々の賛否結果を、議会ホームページ及び議会だよりで公表した。議員個々の議案等に対する賛否の重要性や説明責任の再認識については、自己評価の結果、ほぼ達成したといえる（A=8人 B=7人 C=1人）。
- H26 計画 → 継続する。
- H26 評価 → 議案等に対する議決結果及び議員個々の賛否結果を、議会ホームページ及び議会だよりで公表した。議員個々の議案等に対する賛否の重要性や説明責任の再認識するに至った。
- H27 計画 → 継続する。
- H27 評価 → 議案等に対する議決結果及び議員個々の賛否結果を、議会ホームページ及び議会だよりで公表した。議員個々の議案等に対する賛否の重要性や説明責任の再認識について達成した。
- H28 計画 → 継続する。
- H28 評価 → 議案等に対する議決結果及び議員個々の賛否結果を、議会ホームページ及び議会だよりで公表した。議員個々の議案等に対する賛否の重要性や説明責任の再認識について達成した。
- H29 計画 → 継続する。

## (2) 町民が参加する議会

### (ア) 議会報告と町民との意見交換会の開催

町民に対する説明責任を果たすため、地域に出向き、定例会の審議内容や委員会活動など、議会の活動状況を町民に対して報告、説明するとともに、議会報告と町民との意見交換会を開催し、政策形成サイクルの起点とします。

- H25 評価 → H25 議会報告と町民との意見交換会では、初めて各常任委員会から所管事務調査中の内容を報告、説明し、意見・提案を聴取した。今後、「分かりやすさ、参加しやすさ」を念頭にし、より開かれた議会運営を協議する必要がある。
- H26 計画 → H26 は議会報告と町民との意見交換会を小単位で実施するものとし、町民の意見・提案を議会政策形成サイクルの起点とする。

- H26 評価 → H26 議会報告と町民との意見交換会では、各常任委員会から所管事務調査中の内容を報告、説明し、ワークショップも取り入れ、意見・提案を聴取した。町民の意思の把握する機会となる議会報告と町民との意見交換会は、全 14 回開催し、過去最高の 434 人の参加があった。そのうち世代別の開催として 11 単位老人クラブと意見交換会を開催し 295 人に参加いただいた（H25 は 7 会場で開催し 225 人（H24/146 人）。団体との意見交換会は 1 回（経済/商工会役員）開催と減数となった（H25/5 団体、H24/8 団体）。意見・提案については、各常任委員会で所管事務調査を行い、町政に反映させるべく活動を行い、3 月定例会議最終日に本会議で総括報告した。
- H27 計画 → 引き続き、議会報告と町民との意見交換会を小単位で実施するものとし、町民の意見・提案を議会政策形成サイクルの起点とする。
- H25 評価 → 議案等に対する議決結果及び議員個々の賛否結果を、議会ホームページ及び議会だよりで公表した。議員個々の議案等に対する賛否の重要性や説明責任の再認識については、自己評価の結果、ほぼ達成したといえる（A=8 人 B=7 人 C=1 人）。
- H26 計画 → 継続する。
- H26 評価 → 議案等に対する議決結果及び議員個々の賛否結果を、議会ホームページ及び議会だよりで公表した。議員個々の議案等に対する賛否の重要性や説明責任の再認識については達成した。
- H27 計画 → 継続する。
- H27 評価 → 議会報告と町民との意見交換会を全 13 回開催し、過去最高となる 441 人の参加があり、過去最高を記録した。そのうち世代別の開催として 11 単位老人クラブと意見交換会を開催し 283 人の参加があった。団体との意見交換会は 7 回開催した（総務経済常任委員会 4 回、厚生文教常任委員会 3 回）（H26/1 団体、H25/5 団体、H24/8 団体）。意見・提案については、各常任委員会で所管事務調査を行い、町政に反映させるべく協議を行った。
- H28 計画 → 多様な世代の住民参加機会の創出を加え継続する。
- H28 評価 → 議会報告会と町民との意見交換会は、「多様な世代の住民参加の促進」を目的に町内小中学校の 6 つの P T A で全 6 回実施し、保護者・教員の 100 人が参加した。初の試みとして開催した町内高校生との意見交換会では、2 つの高校で全 4 回実施し、両校生徒 30 人が参加した。常任委員会と団体との意見交換会においても 3 団体と開催し、町民 26 人が参加した（総務経済常任委員会 2 回、厚生文教常任委員会 1 回）（H27/7 団体、H26/1 団体、H25

／5 団体、H24／8 団体)。意見・提案については、各常任委員会で所管事務調査を行い、町政に反映させるべく協議を行った。

■H29 計画 → 多様な世代の住民参加機会の創出を継続する。

### (イ) 団体との意見交換会の開催

議会として町民目線に沿った意思決定を行うことができるようにするため、団体との意見交換会を開催します。

■H25 評価 → H25 団体との意見交換会は 5 回開催した。中尾サポーターからの助言もあり、世代別の開催を考慮した。

■H26 計画 → H26 は議会報告と町民との意見交換会を小単位で実施するものとし、町民の意見・提案をもとにした議会政策形成サイクルの起点とする。「分かりやすさ、参加しやすさ」を念頭に、テーマ及び年齢層等を絞った実施を検討する。

■H26 評価 → H26 団体との意見交換会は 1 回の開催にとどまった（商工会役員・経済常任委員会）。世代別の開催として 11 単位老人クラブと 5 班編成（3 人／班）により意見交換会を開催した。

■H27 計画 → 町民の意見・提案をもとに議会政策形成サイクルの起点とする。「分かりやすさ、参加しやすさ」を念頭に、テーマ及び年齢層等を絞った実施を検討する。

■H27 評価 → H27 団体との意見交換会は 7 団体と行った。さらに 11 単位老人クラブと 3 班編成（5 人／班）により意見交換会を開催した。

■H28 計画 → 議会報告と町民との意見交換会を小単位で継続実施し、町民の意見・提案をもとにした議会政策形成サイクルの起点とする。「分かりやすさ、参加しやすさ」を念頭に、テーマ及び年齢層等を絞った実施を検討する。

■H28 評価 → H28 団体との意見交換会は 3 団体と行った。町民との意見交換については 6 P T A と 3 班編成（5 人／班）により意見交換会を開催した。

■H29 計画 → 議会報告と町民との意見交換会を継続実施し、町民の意見・提案をもとにした議会政策形成サイクルの起点とする。「分かりやすさ、参加しやすさ」を念頭に、テーマ及び年齢層等を絞った実施を検討する。

### (ウ) 公聴会制度の活用

委員会において、広く議員以外の意見を聴き、適正な判断や決定、政策の立案を行うことができるようにするなど、委員会での審査をより充実するため公聴会制度の活用を検討します。

- H25 評価 → 公聴会制度の活用の実績はなかった。
- H26 計画 → 議会政策形成サイクルの導入に伴い、重要案件について活用の機会を図っていく必要がある。
- H26 評価 → 公聴会制度の活用の実績はなかったものの、議会報告と意見交換会（14回開催）を開催し、意見を聴くことに努めた。
- H27 計画 → 議会政策形成サイクルの導入に伴い、重要案件について公聴会開催の機会を図っていく必要がある。
- H27 評価 → 公聴会制度の活用の実績はなかったものの、議会報告と意見交換会（14回開催）を開催し、意見を聴くことに努めた。
- H28 計画 → 公聴会制度の実例研究を進め、重要案件について開催の機会を図っていく必要がある。
- H28 評価 → 公聴会制度の活用の実績はなかった。H28年度は、新庁舎建設基本計画に関する調査など、公聴会制度活用を考えるべき課題もあった。
- H29 計画 → 他議会等の具体的活用事例を情報収集するなど、公聴会制度の実例研究を進め、重要案件について開催の機会を図っていく必要がある。

#### **(エ) 常任委員会での参考人制度の充実・強化**

常任委員会の審査において、充実したものとするため、参考人制度の充実・強化に努めます。

- H25 評価 → 厚生常任委員会で4人（2回）を招致した。
- H26 計画 → 議会政策形成サイクルの導入に伴い、町民が議会に参加する機会を増やす必要がある。
- H26 評価 → 厚生常任委員会で4人（2回）を招致した。
- H27 計画 → 議会政策形成サイクルの導入に伴い、町民が議会に参加する機会を増やす必要がある。
- H27 評価 → 総務経済常任委員会で3人（2回）、厚生文教常任委員会で4人（2回）を招致した。
- H28 計画 → 議会政策形成サイクルの導入に伴い、町民が議会に参加する機会を増やす必要がある。
- H28 評価 → 総務経済常任委員会で4人（2回）、厚生文教常任委員会で3人（2回）を招致した。
- H29 計画 → 議会政策形成サイクルの導入に伴い、町民が議会に参加する機会を増やす必要がある。

### (オ) 附属機関の設置

町民 5 人による議会改革諮問会議を設置します。

- H25 評価 → 町民 5 人による議会改革諮問会議を設置 (H25.6.1) し、5 回にわたり議長諮問事項について協議を行った。
- H26 計画 → 継続
- H26 評価 → 引き続き議会改革諮問会議を 3 回開催 (通算 8 回) し、議長諮問事項について答申を手交した (H26.6.23)。
- H27 計画 → H27.7 月に新諮問委員を委嘱し、議長が新たな課題について諮問する。
- H27 評価 → 新たに議会改革諮問会議を設置し 5 回開催し、議長諮問事項について答申書を手交された (第 1 号答申 H27.11.30、第 2 号答申 H28.2.25)。
- H28 計画 → 継続する。
- H28 評価 → 継続して議会改革諮問会議を設置し、5 回の会議を行った。新たな諮問は行わず、議会活性化主要事業等のチェック、意見交換を行い、提言書を手交した (H29.3.3)。
- H29 計画 → H29.7 月に新諮問委員を委嘱し、議長が新たな課題について諮問する。

### (カ) 議会モニターの設置

継続的に議会改革を推進するため、議会モニター (町民 10 人) を設置し、意見交換会等を行います。

- H25 評価 → 議会モニター 10 人を設置 (H26.4.1) し、モニター会議を 3 回開催。計 76 項目 (H25/34 項目、H24/69 項目) について意見・提案をいただいた。まちづくり及び政策への提言が増加している傾向にある。
- H27 計画 → H27.7 月に新モニターを委嘱し、議会改革・活性化に向けて協議を行う必要がある。
- H27 評価 → 議会モニター 10 人を設置 (H27.7.1) し、モニター会議を 2 回開催した。計 54 項目 (H26/76 項目、H25/34 項目、H24/69 項目) について意見・提案をいただいた。議会運営全般に関する意見・提案をいただく目的からまちづくり・政策面の意見・提案を聴取する移行期にある。

■H28 計画 → H28.7月に新モニターを20人委嘱し、議会改革・活性化に向けた協議に加え、より政策的な意見聴取を行う必要がある。

■H28 評価 → 政策提案の助言などを目的に、議会モニターの定員を20人（1人欠員）に増やし委員を委嘱した（H28.7.15）。モニター会議を3回開催（うち1回は新庁舎建設基本計画に関するテーマに特化）、330項目の意見・提案を受けた。（H29.4.30現在）

■H29 計画 → H29.7月に新モニターを20人委嘱し、議会改革・活性化に向けた協議に加え、より政策的な意見聴取を行う必要がある。

## 2 公平・公正、透明な議会運営

### (1) 公平・公正な議会運営

#### (ア) 審議会等委員への就任辞退(実施済)

町長の諮問機関である各種審議会等への議員就任は、二元代表制の根本理念に反し不相当であることから、法令の定めによるものなどを除き辞退します。

■H25 評価 → 該当するものはなかった。

■H26 計画 → 法令の定めによるものなどを除き、引き続き辞退する。審議会等委員報酬の辞退等について、調査及び協議する（H26.12.15追加）。

■H26 評価 → 該当するものはなかった。全ての審議会等委員の就任の辞退に至り決議した（H27.3定例会議）。

■H27 計画 → 全ての審議会等委員を辞退する。

■H27 評価 → すべての審議会等委員を辞退している。

■H28 計画 → 全ての審議会等委員を辞退する。

■H25 評価 → 議案等に対する議決結果及び議員個々の賛否結果を、議会ホームページ及び議会だよりで公表した。議員個々の議案等に対する賛否の重要性や説明責任の再認識については、自己評価の結果、ほぼ達成したといえる（A=8人 B=7人 C=1人）。

■H26 計画 → 継続する。

- H26 評価 → 議案等に対する議決結果及び議員個々の賛否結果を、議会ホームページ及び議会だよりで公表した。議員個々の議案等に対する賛否の重要性や説明責任の再認識については達成した。
- H27 計画 → 継続する。
- H27 評価 → 議案等に対する議決結果及び議員個々の賛否結果を、議会ホームページ及び議会だよりで公表した。議員個々の議案等に対する賛否の重要性や説明責任の再認識については達成した。
- H28 計画 → 継続する。
- H28 評価 → 議案等に対する議決結果及び議員個々の賛否結果を、議会ホームページ及び議会だよりで公表した。議員個々の議案等に対する賛否の重要性や説明責任の再認識については達成した。
- H29 計画 → 継続する。

#### (イ) 公平・公正な委員等の選任

特別委員会等の委員選任については、全議員が公平・公正に選任されるような選任方法を検討します。

- H25 評価 → 役場庁舎建設基本構想に関する調査特別委員会及び不正会計処理等に関する調査特別委員会では、議長を除く 15 人を、役場庁舎建設基本構想に関する調査特別委員会の小委員会委員 5 人を公平・公正に選任した。
- H26 計画 → 継続する。
- H26 評価 → 役場庁舎建設基本構想に関する調査特別委員会、決算審査特別委員会及び予算審査特別委員会で、議長を除く 15 人を公平・公正に選任した。
- H27 計画 → 継続する。
- H27 評価 → 役場庁舎建設基本構想に関する調査特別委員会、決算審査特別委員会及び予算審査特別委員会で、議長を除く 15 人を公平・公正に選任した。
- H28 計画 → 継続する。
- H28 評価 → 役場庁舎建設基本構想に関する調査特別委員会、決算審査特別委員会及び予算審査特別委員会で、議長を除く 15 人を公平・公正に選任した。
- H29 計画 → 継続する。

#### (2) 議会運営の透明化

### (ア) 正・副議長選挙の立候補制導入

正・副議長選挙における決定までのプロセスを公開し、町民に分かりやすくするため、候補者の所信表明を含めた立候補制を導入します。

- H25 評価 → 該当年度ではなかった。
- H26 計画 → 平成 27 年度に向けて徹底する。
- H26 評価 → 該当年度ではなかった。
- H27 計画 → 平成 27 年度実施に向け、準備（次第）と周知を徹底する。
- H27 評価 → 初議会において、初実施した。
- H28 計画 → 平成 31 年度に向けて徹底する。
- H28 評価 → H27 年度の初議会において、初実施した。
- H29 計画 → 平成 31 年度に向けて徹底する。

### (イ) 委員会・審議会等の資料開示

議会ホームページ上に、委員会開催情報の周知や審議結果を掲載します。

- H25 評価 → 議案等に対する議決結果及び議員個々の賛否結果を、議会ホームページ及び議会だよりで公表した。議員個々の議案等に対する賛否の重要性や説明責任の再認識については、自己評価の結果、ほぼ達成したといえる（A=8人 B=7人 C=1人）。
- H26 計画 → 継続する。
- H26 評価 → 議案等に対する議決結果及び議員個々の賛否結果を、議会ホームページ及び議会だよりで公表した。議員個々の議案等に対する賛否の重要性や説明責任の再認識については達成した。
- H27 計画 → 継続する。
- H27 評価 → 議案等に対する議決結果及び議員個々の賛否結果を、議会ホームページ及び議会だよりで公表した。議員個々の議案等に対する賛否の重要性や説明責任を一定程度果たした。
- H28 計画 → 継続する。

- H28 評価 → 委員会・審議会等の開催日程含め、議案等に対する議決結果及び議員個々の賛否結果を、議会ホームページ及び議会だよりで公表した。議員個々の議案等に対する賛否の重要性や説明責任を一定程度果たした。
- H29 計画 → 継続する。

### 3 適切な行政の監視と評価

#### (1) 適正な行政運営と緊張関係の確保

##### (ア) 政策提案の説明開示

議会審議での論点の明確化を図るため、執行機関等の政策等に関し、議会基本条例第 12 条に定めた 7 項目について積極的に調査します。

- H25 評価 → 議員個々の議会基本条例第 12 条の評価結果では、十分に調査を行っていないという結果となった (B=6 人 C=10 人)。
- H26 計画 → シートを活用するなど動機付けしながら進める必要がある。
- H26 評価 → 事務局から経済常任委員会でシート提示をした。さらに H27.2 各常任委員会で H27 予算の主要事業の調査前に全議員に周知した。議員個々の議会基本条例第 12 条の評価結果では、前年度に比べると多少改善された (A=2 人 B=9 人、C=4 人、D=1 人)。
- H27 計画 → 議会全体で認識されていないと考えられることから、シートを活用するなど動機付けしながら進める必要がある。
- H27 評価 → 各常任委員会において、数回にわたり事務局から指摘したが、念頭にされなかった。議員個々の議会基本条例第 12 条の評価結果では、前年度に比べると多少改善された (A=2 人 B=9 人、C=4 人、D=0 人、E=1 人)。
- H28 計画 → 個々には意識改善も見られるが、今後もシートを活用するなど動機付けしながら進める必要がある。
- H28 評価 → H28 活性化策 24 事項の 1 つに位置づけ、「全員が『7 項目』を意識して会議を取り進める」こと、「委員会室内に『7 項目』を掲示・表示する」など改善に取り組んできている。議員個々の議会基本条例第 12 条の評価結果では、前年度に比べると多少改善された (A=5 人 B=10 人、C=0 人、D=0 人、E=1 人)。

■H29 計画 → 個々の意識向上が見られるが、今後もシートや掲示・表示を活用するなどあらゆる場面で意識しながら進める必要がある。

#### (イ) 反問権・反論権の付与

一般質問や議案質疑等において、論点の明確化や議論を深めるため、町長等に対して反問権と反論権を認めます。

■H25 評価 → 一般質問者は、20人（H24／22人）、質問項目数は34項目（H24／35項目）であった。反論権の運用方法を策定のうえ執行機関に提示し、3月定例会議において初めて町長により反論権が行使された。

■H26 計画 → 継続する。

■H26 評価 → 一般質問者は、24人（H25／20人、H24／22人）、質問項目数は33項目（H25／34項目、H24／35項目）であった。一般質問した議員は7人であり、しなかった議員は9人である。

■H27 計画 → 継続する。

■H27 評価 → 一般質問者は、34人（H26／24人、H25／20人、H24／22人）、質問項目数は57項目（H26／33項目、H25／34項目、H24／35項目）であった。一般質問した議員は12人であり、しなかった議員は4人である。反問権の行使はなかったが、再議権の行使があった（消防団条例提案）。

■H28 計画 → 継続する。

■H28 評価 → 一般質問者は、23人（H27／34人、H26／24人、H25／20人、H24／22人）、質問項目数は36項目（H27／57項目、H26／33項目、H25／34項目、H24／35項目）であった。一般質問した議員は10人であり、しなかった議員は4人である。反問権・反論権の行使はなかった。

■H29 計画 → 継続する。

#### (ウ) 全員協議会と常任委員会のあり方の明確化

全員協議会及び常任委員会での会議ルールを徹底し、その取り扱いを明確にします。

■H25 評価 → 各委員会等において、徹底されているとはいえない状況であり、議会運営委員会での都度検証を行い、全議員に周知した。

- H26 計画 → 改善されない点もあることから、今後もルール順守を強化する。各委員会等において、徹底されているとはいえない状況であり、議会運営委員会での都度検証を行い、全議員に周知した。
- H26 評価 → 全国的に議員のヤジが問題となり、全議員に注意喚起した（平成 26 年 8 月）。
- H27 計画 → 議員アンケート調査を実施し、全員協議会で協議を行った。
- H28 計画 → 継続的にルール順守に努める。
- H28 評価 → H28 活性化策 24 事項の 1 つに位置付けており、全議員が共通認識を持つように周知してきた。
- H29 計画 → 継続的にルール順守に努める。

## (2) 監視機能の充実・強化

### (ア) 文書質問制度の導入

通年議会の休会中に文書質問制度を導入します。

- H25 評価 → 実績はなかった。
- H26 計画 → 実施に向けて全議員で取り組む。
- H26 評価 → 促進を図り実績は 1 件であった（平成 26 年 8 月）。
- H27 計画 → 促進を図り全議員で取り組む。
- H27 評価 → 実績は皆無であった。
- H28 計画 → 必要に応じて制度を活用するよう全議員で取り組む。
- H28 評価 → 実績は 1 件であった（平成 28 年 8 月）。
- H29 計画 → 必要に応じて制度を活用するよう全議員で取り組む。

### (イ) 議決事項の拡大

各法律に基づいて策定する計画等について、策定時において議会の意見を反映させるため、地方自治法第 96 条第 2 項に規定する議会の議決事項の範囲の拡大を図ります。

- H25 評価 → 役場庁舎建設基本計画の議決事項追加を申し合わせたにとどまった。
- H26 計画 → 本決定し、条例改正に向けて取り進める。

- H26 評価 → 役場庁舎建設基本計画（平成 26 年 12 月定例会議）及び都市計画マスタープラン（平成 27 年 3 月定例会議）を議会基本条例改正により議決事項に追加した。
- H27 計画 → 新たに議決事項を協議する。
- H27 評価 → 追加すべき事項はなかった。
- H28 計画 → 追加すべき事項が発生した場合は協議する。
- H28 評価 → 追加すべき事項はなかった。
- H29 計画 → 追加すべき事項が発生した場合は協議する。

#### **(ウ) 通年議会制度の実施**

会期を基本的に 1 年 1 回（5 月～4 月）とする通年議会制度を導入します。

- H25 評価 → 議会基本条例に基づき、会期を 5 月 1 日から 4 月 30 日として実施した。定例会議を 15 日間、臨時会議を 4 日間にわたり開会した。各常任委員会の所管事務調査については、機動的に調査できた。
- H26 計画 → 継続。
- H26 評価 → 定例会議を 17 日間、臨時会議を 6 日間にわたり開会した。結果的に平成 26 年 5 月から平成 27 年 1 月まで毎月開会し、通年議会がほぼ定着してきた。各常任委員会の所管事務調査についても機動的に調査できた。
- H27 計画 → 継続。
- H27 評価 → 議案等に対する議決結果及び議員個々の賛否結果を、議会ホームページ及び議会だよりで公表した。議員個々の議案等に対する賛否の重要性や説明責任の再認識については達成した。
- H28 計画 → 継続。
- H28 評価 → 平成 28 年 5 月から平成 29 年 4 月までの間、定例会議を 19 日間、臨時会議を 2 日間にわたり開会し、通年議会が定着してきた。特に H28 年 8 月の台風災害後の議会における審議な機動的な対応ができた。各常任委員会の所管事務調査についても機動的に調査できた。
- H29 計画 → 継続。

## **4 町民本位の政策立案と提言**

### **(1) 政策形成サイクルの確立**

## (ア) 議員間の自由討議による合意形成

議会が「言論の府」であるとの原則から、各議員が自由に議員間討議を行うことにより議論を尽くし、議会として共通認識を高めます。

- H25 評価 → 自由討議の実績は、H25 は本会議 0 回。委員会では、総務 1 回、厚生 5 回、経済 0 回、合同委員会 0 回、調査特別委員会 3 回、議会運営委員会 0 回、全員協議会 2 回、計 11 回実施（H24 は合計で 27 回）と少なく、議会基本条例の自己評価でも果たされていない結果となった（A=1 人 B=5 人 C=3 人 D=7 人）。政策形成サイクルの実施には議員間討議は必須であり、各常任委員会でも議会政策形成を意識し、テーマを定めて調査を進め、委員会報告をした結果、予算化されるケースは増えてきていることから討議は重要である。
- H26 計画 → 議員が執行機関に対する活発な質疑、議員間の活発な自由討議に向けて努めていく必要がある。さらに、進行上の創意工夫を図る。
- H26 評価 → 全員協議会で政策討論会を 4 回実施した。議員同士で質疑を行い、意見を述べ合う素地が出来つつある。自由討議の実績は本会議 0 回。委員会でもほとんどなかった。議会基本条例の自己評価でも果たされていない結果となった（A=3 人、B=9 人、C=5 人、D=1 人）。自由討議を踏まえ、各委員会でミーティングを取り入れた。
- H27 計画 → 政策形成サイクルの実施には議員間討議は必須であり、各常任委員会でも議会政策形成を意識し、テーマを定めて調査を進め、委員会ミーティングを経て常任委員会での実質討議への移行が必須である。ダイアログ（対話）手法などの研修により、進行上の創意工夫を図る必要もある。
- H27 評価 → 全員協議会で政策討論会を 6 回実施した。議員同士で質疑を行い、意見を述べ合う素地が出来つつある。各委員会のミーティングは積極的に活用された。自由討議の実績は、本会議 0 回。委員会でも付託案件等以外については積極的な討議は見られなかった。議会基本条例の自己評価でも H26 とほぼ同様の結果となった（A=4 人、B=8 人、C=3 人、E=1 人）。
- H28 計画 → 政策形成サイクルの実施には議員間討議は必須である。各常任委員会でも政策形成を意識し、テーマを定めて調査を進め、委員会ミーティングを経て常任委員会での実質討議への移行が必須である。また研修機会を通じて、ファシリテーション能力向上を図る必要もある。

- H28 評価 → 全員協議会での政策討論会は1度も開催できなかった。各委員会における政策形成サイクル抽出事業の調査がいまひとつ進まなかったことが挙げられる。各委員会のミーティングは積極的に活用された一方で、委員会での議員同士の質疑においては意見を述べ合う素地が出来つつあるものの、付託案件等以外については積極的な討議は多くなく、本会議では0回であった。また議会基本条例の自己評価でも低調な結果となった（A=5人、B=8人、C=3人）。
- H29 計画 → 政策形成サイクルの実施には議員間討議は不可欠である。各常任委員会でも政策形成を意識し、テーマを定めて調査を進め、委員会ミーティングを経て常任委員会での実質討議への移行を定型化する取り組みも必要である。引き続き研修機会を通じて、討議力とファシリテーション能力向上を図る必要がある。

### （イ）政策討論会の実施

全員協議会で、議員間討議による合意形成を実践する場として、特定のテーマについて議員間で自由に討議を行い、政策提案につなげます。

- H25 評価 → 試行段階ではあるが、全員協議会で初めて政策討論会を実施（9月25日）した。ただし、議員同士が自由かつ達な議論を尽くしているとはいえない状況である。自由討議の実績は、H25は本会議0回。委員会では、総務1回、厚生5回、経済0回、合同委員会0回、調査特別委員会3回、議会運営委員会0回、全員協議会2回、計11回実施（H24は合計で28回）と少なく、議会基本条例の自己評価でも果たされていない結果となった（A=1人 B=5人 C=3人 D=7人）。
- H26 計画 → 執行機関に対する活発な質疑、議員間の活発な自由討議に向けて、全議員が努めていく必要がある。政策形成サイクルの実施には議員間討議は必須であり、各常任委員会でも議会政策形成を意識し、テーマを定めて調査を進め、委員会報告をした結果、予算化されるケースは増えてきていることから討議は重要である。
- H26 評価 → 全員協議会で政策討論会を4回実施した。議員同士で質疑を行い、意見を述べ合う素地が出来つつある。自由討議の実績は本会議0回。委員会でもほとんどなかった。議会基本条例の自己評価でも果たされていない結果となった（A=3人、B=9人、C=5人、D=1人）。自由討議を踏まえ、各委員会でミーティングを取り入れた。
- H27 計画 → 政策形成サイクルの実施には議員間討議は必須であることから、各常任委員会でも議会政策形成を意識し、テーマを定めて調査を進め、委員会ミーティングを経て常任委員会での実質討議への移行が必須である。

- H27 評価 → 全員協議会で政策討論会を 6 回実施した。議員同士で質疑を行い、意見を述べ合う素地が出来つつある。自由討議の実績は本会議 0 回。委員会でもほとんどなかった。議会基本条例の自己評価でも果たされていない結果となった（A=3 人、B=9 人、C=5 人、D=1 人）。自由討議を踏まえ、各委員会でミーティングをとりいれた。積極的に開催した。
- H28 計画 → 政策形成サイクルの実施には議員間討議は必須である。各常任委員会でも政策形成を意識し、テーマを定めて調査を進め、委員会ミーティングを経て常任委員会での実質討議への移行が必須である。
- H28 評価 → 全員協議会での政策討論会は 1 度も開催できなかった。各委員会のミーティングは積極的に活用された一方で、委員会での議員同士の質疑においては意見を述べ合う素地が出来つつあるものの、付託案件等以外については積極的な討議は多くなく、本会議では 0 回であった。また議会基本条例の自己評価でも低い結果であった（A=3 人、B=4 人、C=5 人、D=2 人）。
- H29 計画 → 政策形成サイクルの実施には議員間討議は不可欠である。各常任委員会でも政策形成を意識し、テーマを定めて調査を進め、委員会ミーティングを経て常任委員会での実質討議への移行を定型化する取り組みも必要である。

### （ウ）専門的知見の活用

地方自治法第 100 条の 2 の規定に基づき、必要があるときは専門的事項にかかる調査について、学識経験を有する者等に依頼するなど議会の審議に反映させます。また、包括的連協定を提携している北海道大学公共政策大学院などの協力を得ます。

- H25 評価 → 法に基づく専門的知見の活用はなかったが、北大公共政策大学院との包括連携協定により、公共施設マネジメントセミナーを開催（12 月 1 日）するなど、同大学院の石井吉春教授からの多岐にわたるアドバイスや江藤俊昭サポーターから道州制に関してアドバイスをいただいた。
- H26 計画 → 議会政策形成サイクルの導入等に伴い、専門的知見の活用の機会を図る必要がある。
- H26 評価 → 法に基づく専門的知見の活用はなかったが、北大公共政策大学院との包括連携協定、議会サポーターからアドバイスを受けた。
- H27 計画 → 議会政策形成サイクルの導入等に伴い、専門的知見の活用の機会を図る必要がある。

- H27 評価 → 法に基づく専門的知見の活用はなかったが、北大公共政策大学院との包括連携協定、議会サポーター4氏から研修等を通じてアドバイスをいただいた。
- H28 計画 → 議会政策形成サイクルの導入等に伴い、専門的知見の活用を図る必要がある。
- H28 評価 → 法に基づく専門的知見の活用はなかったが、北大公共政策大学院との包括連携協定、議会サポーター2氏から研修等を通じてアドバイスをいただいた。
- H29 計画 → 議会政策形成サイクルの実施等に伴い、必要に応じ専門的知見の活用を図る必要がある。

## (2) 立法機能の充実・強化

### (ア) 議員・委員会による条例提案の推進

議会の立法機能の充実を図るため、議員及び委員会による条例提案の推進に取り組みます。

- H25 評価 → 議員及び委員会提案による条例提案などは皆無であった。
- H26 計画 → 議員及び各常任委員会において、議会政策形成サイクルを実施する中で条例提案を図る。
- H26 評価 → 議会政策サイクルにおいて厚生常任委員会が資源ごみ持ち去り禁止条例提案を協議した経緯はあったものの政策提言にとどめた。
- H27 計画 → 議員及び各常任委員会において、議会政策形成サイクルを実施する中で条例提案を図る。
- H27 評価 → 議会政策サイクルにおいて総務経済常任委員会が消防団条例提案を提案し全会一致で可決した。
- H28 計画 → 議員及び各常任委員会において、議会政策形成サイクルを実施する中で条例提案を図る。
- H28 評価 → 議員及び委員会提案による条例提案などは皆無であった。
- H29 計画 → 議員及び各常任委員会において、議会政策形成サイクルを実施する中で条例提案を図る。

## 5 議会力、議員力の強化

### (1) 議会機能の強化

#### (ア) 議員研修会の充実

議会として、議員の資質向上と政策立案能力の向上を図るため、議員研修計画を策定し、研修の充実強化を図ります。

- H25 評価 → 平成 25 年度研修計画を策定し、議員会主催を含め 14 回開催した。全議員が研修要綱に基づきレポートを作成した。

- H26 計画 → 継続する。
- H26 評価 → 平成 26 年度研修計画（予算額 500 千円）を策定し、議員会主催を含め 9 回開催した。全議員が研修要綱に基づきレポートを作成した。
- H27 計画 → 平成 27 年度研修計画（予算額 500 千円）を策定し実施する。
- H27 評価 → 平成 27 年度研修計画（予算額 400 千円）を策定し、議員会主催を含め 13 回開催した。全議員が研修要綱に基づきレポートを作成した。
- H28 計画 → 平成 28 年度研修計画（予算額 400 千円）を策定し継続する。
- H28 評価 → 平成 28 年度研修計画（予算額 400 千円）を策定し、議員会主催を含め 11 回開催した。全議員が研修要綱に基づきレポートを作成した。
- H29 計画 → 平成 29 年度研修計画（予算額 400 千円）を策定し継続する。

#### (イ) 議会費の確保

適正な議会活動を行うため、必要最低限の予算を確保します。

- H25 評価 → 平成 25 年度の議会費は当初予算額として 86,267 千円を計上し、一般会計総額 9,610,000 千円に対して 0.89%であった。平成 26 年度は 10,248,000 千円に対し 85,480 千円の計上で 0.83%である。
- H26 計画 → 議会費に対する地方交付税額は約 5 千万円であることなどを、町民に情報提供していく。
- H26 評価 → 議会費に対する地方交付税額は約 5 千万円であることを町民に情報提供した（議会だより）。平成 26 年度の議会費は予算額として 85,480 千円となり、一般会計総額 10,248,000 千円に対して 0.83%となった。
- H27 計画 → 議会費に対する地方交付税額は約 5 千万円であることなどを、町民に情報提供していく。継続する。
- H27 評価 → 議会費に対する地方交付税額相当額を情報提供しなかった。平成 27 年度は予算額 10,960,000 千円に対し 94,710 千円の計上で 0.86%となった。
- H28 計画 → 議会費に対する地方交付税額は約 5 千万円であることなどを、町民に情報提供していく。
- H28 評価 → 議会費に対する地方交付税額相当額を情報提供しなかった。平成 28 年度は予算額 11,660,000 千円に対し 98,236 千円の計上で 0.84%となった。
- H29 計画 → 議会費に対する地方交付税額などを、町民に情報提供していく。

## (2) 議員の資質向上

### (ア) 政務活動費の適正な執行と公開

政策立案・提言や調査、研究のための政務活動費の導入を検討します。

- H25 評価 → 全員協議会及び議会改革諮問会議で検討した。
- H26 計画 → 議会運営委員会では、11月25日に鹿迫町へ視察した。今後、実施に向けて始動する。
- H26 評価 → 議会改革諮問会議で見送るとする答申手交(H26.6.23)。議会運営委員会でも見送る答申を手交した(H26.11.21)
- H27 計画 → 引き続き調査し検討していく。
- H27 評価 → 検討しなかった。
- H28 計画 → 引き続き調査していく。(具体的な検討は H29 から)
- H28 評価 → 検討しなかった。
- H29 計画 → 引き続き調査していく。(具体的な検討は H29 から)

### (イ) 議会図書室の充実と有効活用

地方自治法第100条第18項の規定により、議員の調査研究に資するため、官報・公報・刊行物を保管するとともに、議員の政策形成及び立案能力向上のため、図書室の整備・充実に努めます。

- H25 評価 → 検討にとどまった。
- H26 計画 → 現在の議員室及び正副議長室の蔵書の整理とともに、町の個別計画などを含め、各議会サポーターの協力も得ながら整備を検討する。また、町民に広く公開することを考えると、現計画を議会ホームページに掲載することも検討する。
- H26 評価 → 検討しなかった。
- H27 計画 → 現在の議員室及び正副議長室の蔵書の整理とともに、町の個別計画などを含め、各議会サポーターの協力も得ながら整備を検討する。また、町民に広く公開することを考えると、現計画を議会ホームページへの掲載などと議会 ICT との連動性を図る必要性はある。
- H27 評価 → 議会改革諮問会議及び議会運営委員会で協議のうえ、議長に答申を行った。

- H28 計画 → 現在の蔵書の整理を行うとともに役場新庁舎建設を想定した機能整備について検討する。またタブレット導入に伴う電子図書機能の充実を図る。
- H28 評価 → タブレット端末導入によりクラウドシステムによる電子図書室の整備を行った。現在の蔵書の整理と役場新庁舎建設を想定した機能整備については検討に至っていない。
- H29 計画 → クラウドシステムによる電子図書室は引き続き整備・向上していく。現在の蔵書整理と議会ホームページでの公開を行う。新庁舎建設基本設計に向けて、議会図書室のあり方・機能整備の他、図書館等の連携・情報共有化についての検討を行う。

#### (ウ) 議員の政治倫理の確立

議員は、町民の代表者であることを自覚するとともに、その負託に応えるため、政治倫理条例を厳守します。

- H25 評価 → 政治倫理条例の自己評価の結果では、ほぼ順守された。
- H26 計画 → さらに厳守に向けて努力する。
- H26 評価 → 政治倫理条例の自己評価では、順守したとの結果となった。
- H27 計画 → さらに厳守に向けて努力する。 → 継続する。
- H27 評価 → 政治倫理条例の自己評価では、順守したとの結果となった。
- H28 計画 → さらに厳守に向けて努力を継続する。
- H28 評価 → 政治倫理条例の自己評価では、順守したとの結果となった。
- H29 計画 → さらに厳守に向けて努力を継続する。

## 6 継続的な議会改革の推進

### (1) 議会のあり方調査研究

#### (ア) 議会モニターの設置(再掲)

継続的に議会改革を推進していくため、議会モニター（町民 10 人）を設置し、意見交換会等を行います。

- H25 評価 → 議会モニター10 人を設置(H25.4.1)し、モニター会議を 3 回開催、34 項目の意見・提案を受けた。
- H26 計画 → その内容をもとに議会改革・活性化に向けて協議を行う。
- H26 評価 → 議会モニター10 人を設置(H26.4.1)し、モニター会議を 3 回開催、76 項目の意見・提案を受けた。

- H27 計画 → H27.7月に新たなモニターを委嘱し、議会改革・活性化に向けて協議を行う必要がある。継続する。
- H27 評価 → 議会モニター10人を設置(H27.7.1)し、モニター会議を2回開催、54項目の意見・提案を受けた。
- H28 計画 → H28.7月に新モニターを20人委嘱し、議会改革・活性化に向けた協議に加え、より政策的な意見聴取を行う必要がある。
- H28 評価 → 政策提案の助言などを目的に、議会モニターの定員を20人(1人欠員)に増やし委員を委嘱した(H28.7.15)。モニター会議を3回開催(うち1回は新庁舎建設基本計画に関するテーマに特化)、330項目の意見・提案を受けた。(H29.4.30現在)
- H29 計画 → H29.7月に新モニターを20人委嘱し、議会改革・活性化に向けた協議に加え、より政策的な意見聴取を行う必要がある。

#### (イ) 議会の制度検討

今後も想定される地方議会に関わる地方自治法の改正等に伴い、議会として改正を踏まえた上で、地方議会制度のあるべき姿について検討します。

- H25 評価 → 関連改正なく、特に取組まなかった。
- H26 計画 → 今後の改正に向けて備える。
- H26 評価 → 関連改正なく、特に取組まなかった。
- H27 計画 → 今後の改正に向けて備える。継続する。
- H27 評価 → 議員の出産時の欠席届の取り扱い規定を議決した(会議条例改正 H27.7.24 臨時会議)
- H28 計画 → 今後の改正に向けて備える。継続する。
- H28 評価 → 関連改正なく、特に取組まなかった。
- H29 計画 → 今後の改正に向けて備える。継続する。

#### (ウ) 議会改革諮問会議(附属機関)の設置等(再掲)

町民5人による議会改革諮問会議を設置するとともに、専門的知見や公聴会制度の活用等により、議員定数及び議員報酬等のあり方について検討を行います。さらに広く町民の意見を聴取するなど、その公正性と透明性の確保に努めます。

- H25 評価 → 町民 5 人による議会改革諮問会議を設置（H25.6.1）し、5 回にわたり議長諮問事項について協議を行った。
- H26 計画 → 継続する。
- H26 評価 → 引き続き議会改革諮問会議を 3 回開催(通算 8 回)し、議長諮問事項についての答申を受けた(H26.6.23)。
- H27 計画 → H27.7 月に新たな諮問委員を委嘱し、議長が新たな課題について諮問する必要がある。→ 継続する。
- H27 評価 → 新たに議会改革諮問会議を設置し 5 回開催し、議長諮問事項について答申書を手交された（第 1 号答申 H27.11.30）、（第 2 号 H28.12.25）。
- H28 計画 → 継続する。
- H28 評価 → 継続して議会改革諮問会議を設置し、5 回の会議を行った。新たな諮問は行わず、議会活性化主要事業等のチェック、意見交換を行い、提言書を手交した（H29.3.3）。
- H29 計画 → 今後の改正に向けて備える。継続する。

## (2) 事務局体制の充実・強化

### (ア) 事務局によるサポート体制の強化

議会の補助・補佐機関として、議会事務局の調査、法務・財務機能の研修機会の創出などに努めるとともに、議会運営のサポート体制を強化します。

- H25 評価 → 特に研修計画等を策定しなかったが、目標管理に基づき業務を遂行した。
- H26 計画 → 議会事務局職員の研修計画を検討し、研修費を確保していく。
- H26 評価 → 特に研修計画等を策定しなかったが、目標管理に基づき業務を遂行した。
- H27 計画 → 議会事務局職員の研修計画を検討し、研修費を確保していく。→ 継続する。
- H27 評価 → 特に研修計画等を策定しなかったが、目標管理に基づき業務を遂行した。
- H28 計画 → 議会事務局職員の研修計画を検討し、研修費を確保していく。→ 継続する。
- H28 評価 → 特に研修計画等を策定しなかったが、目標管理に基づき業務を遂行した。
- H29 計画 → 議会事務局職員の研修計画を検討し、研修費を確保していく。→ 継続する。

## (4) H28 芽室町議会基本条例の実践評価

### (大項目 前文 第1章)

中項目	検討項目	実現方策等	
		H29 計画等	これまでの経緯と評価
前文	総括	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H29 活性化計画策定と実行・評価</li> <li>・ 関連条例の自己評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H25 活性化計画策定と実行・評価を行った。</li> <li>・ H26.5 基本理念設定と議会基本条例の自己評価を初実施。</li> </ul>
第1条 (目的)	総括	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会モニターアンケート実施の検討</li> <li>・ 関連条例の自己評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アンケート実施は未検討に終わった。</li> <li>・ H26 総合計画アンケートに便乗調査。</li> <li>・ H26.10 議会モニターにアンケート調査を実施。</li> </ul>
第2条 (基本理念)	総括	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アンケート実施の検討</li> <li>・ 議会基本条例の自己評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H26.10～H27.2 意見交換会 13 会場でアンケート調査を実施。</li> <li>・ H27.2 H26 議会基本条例の自己評価を実施。</li> <li>・ H27.3 H27 活性化計画の策定。</li> <li>・ H26.11.15 マニフェスト大賞最優秀成果賞受賞（対象：議会活性化計画・議員研修計画）</li> <li>・ H27.5 2014 年度議会改革度調査全国 1 位</li> <li>・ H27.11.12 マニフェスト大賞優秀成果賞受賞（対象：議会議政形成サイクル・追跡調査システム構築等）</li> <li>・ H28.4 H27 議会基本条例の自己評価を実施。</li> <li>・ H28.5 H28 活性化計画の策定。</li> <li>・ H28.6 議会モニターにアンケート調査を実施。</li> <li>・ H28.6 2015 年度議会改革度調査全国 1 位</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"><li>・ H28.9.28 マニフェスト大賞成果賞ノミネート</li><li>・ H29.3 H28 議会基本条例の自己評価を実施。</li><li>・ H29.4 H29 活性化計画の策定。</li></ul>
--	--	--	---

## (大項目 第2章 議会・議員の活動原則と政治倫理)

<p>第3条 (議会の活動原則)</p>	<p>会議の公開</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会ホームページの充実・SNSの活用</li> <li>・アクセシビリティの導入(2年目)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H13.10 インターネットによる議会生中継・録画の実施(地域インターネット導入事業)。</li> <li>・H20.9 地方自治法の一部改正により議員協議会を正式な位置づけとする(芽室町議会会議規則改正)。</li> <li>・H22.11.12 確認。委員会全面公開(秘密会除く)の明確化。(H12.3 条例改正)。</li> <li>・H24.2.9 議員協議会・委員会インターネット中継導入決定。</li> <li>・H24.8.1 本会議場で委員会の中継試行開始。</li> <li>・H24.3 確認。議員協議会への議件のあり方を整理)。</li> <li>・H24.2.3 議運、H24.2.9 議員協議会、H24.2.15 議運最終決定。議員協議会のインターネット中継導入についても積極的に検討することを決定。</li> <li>・H24.4.1 慣例となっていた議員協議会の議件「次年度各会計予算(案)説明」をH24から取り止める(今後の議員協議会の議件のあり方について整理を確認)。</li> <li>・H25.4.1 名称を全員協議会に改める。</li> <li>・H24.12 会議規則を廃止し会議条例を制定(H25.4.1 施行)。</li> <li>・会議運用例から会議運用規則へ(H25.4.1 施行)。</li> <li>・H25.5.28 議会公式フェイスブックを開設。</li> <li>・H25.8.1 委員会のインターネット中継を実施。</li> <li>・H25.12 第1委員会室のマイク交換。</li> <li>・H26.3.31 HP リニューアル(スマホ・タブレット対応化)。</li> <li>・H26.3.31 議会ホームページの一部CMS化。</li> </ul>
--------------------------	--------------	--	--

<p>第3条 (議会の活動原則)</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H25 インターネット中継・録画アクセス件数 12,158 件。</li> <li>・ H25 傍聴者数 399 人(H24/433) 本会議 94 人(H24/129)委員会 278 人(H24/247)全員協議会 27 人(H24/57)。</li> <li>・ H26 傍聴者数 299 人、本会議 108、委員会 169 人、全員協議会 22 人。</li> <li>・ H26 インターネット中継・録画アクセス件数 9,308 件。</li> <li>・ H27 傍聴者数 429 人、本会議 197 人 (H26/108)、委員会 218 人、全員協議会 14 人。</li> <li>・ H27.7 本会議場中継システム (配信機器・音声機器等) の整備点検</li> <li>・ H27 インターネット中継・録画アクセス件数 15,983 件。</li> <li>・ H28.5 本会議場中継システム (カメラ・音声連動型) の更新。</li> <li>・ H28 傍聴者数 398 人、本会議 117 人 (H27/197)、委員会 258 人、全員協議会 23 人。</li> <li>・ H28 インターネット中継・録画アクセス件数 24,123 件。</li> </ul>
	<p>自由討議</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自由討議手法の実施・研究</li> <li>・ 各常任委員会でミーティングを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H25.11.29 庁舎建設等調査特別委員会で申入書を手交。</li> <li>・ H26.4.24 不正会計処理等特別委員会で申入書を手交。</li> <li>・ H24 自由討議実績 27 回 (本会議 0 回 総務 7 回 厚生 7 回 経済 13 回)。</li> <li>・ H25 自由討議実績 11 回 (本会議 0 回 総務 7 回 厚生 7 回 経済 13 回)。</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H26.7 各委員会でミーティングを導入。</li> </ul>
	町民に対する議決説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会広報・HP への掲載</li> <li>・ 報告会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H24.5 から議会だよりにより表決一覧表を掲載。</li> <li>・ H25 議会だより及び HP に掲載。</li> <li>・ H25、H26、H27、H28 議会だよりを通じて伝えたが、報告会は未開催。</li> </ul>
第3条 (議会の活動原則)	委員会の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員会の議案提案の検討</li> <li>・ 政策形成サイクルの実行</li> <li>・ 各常任委員会ミーティングの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H11 委員会記録業務担当の明確化（副委員長から事務局へ）。</li> <li>・ H19.4.1 地方自治法の一部改正（H18. 6.7 制定）により委員会の議案提出権が認められる。</li> <li>・ H22.11.12 確認。</li> <li>・ H24.11 議会研修会（会議進行能力）を開催（岡山洋一講師）。</li> <li>・ H24.12 委員会条例を廃止し議会基本条例に吸収。</li> <li>・ H25 委員会の議案提案の実績なし。</li> <li>・ H25.2 議会研修会（会議進行能力）を開催（岡山洋一講師）。</li> <li>・ H25.5.1 会議記録を HP 掲載。</li> <li>・ H25.8 議会研修会（討議手法）を開催（岡山洋一講師）。</li> <li>・ H26.7 各常任委員会でミーティングを導入。</li> <li>・ H26 政策形成サイクル抽出数</li> <li>・ H26.12 一般質問追跡調査システム導入。</li> <li>・ H27.3 本会議で 6 項目を決議、賛成多数で可決。</li> <li>・ H27 政策形成サイクル抽出数（総務経済委 4、厚生文教委 4)</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H27.12.24、H28.2.4 芽室町農村地域保育所再整備計画(案)に対する提言書</li> <li>・ H28.2.15 消防団条例案を総務経済常任委員会提案、全会一致可決。</li> <li>・ H29.1.11 議会研修会(討議手法)を開催(岡山洋一講師)</li> </ul>
第3条 (議会の活動原則)	発言の明瞭化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 積極的な質疑の実施</li> <li>・ 議員会研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H24.3 諸報告に対する質疑を廃止。</li> <li>・ H26.8 議会研修会(一般質問)を開催(土山希美枝講師)。</li> <li>・ H27.2 議会研修会(討議)を開催(岡山洋一講師)。</li> <li>・ H28.2 議会研修会(一般質問)を開催(土山希美枝講師)。</li> <li>・ H28.11.21-22 議員研修会(一般質問)を開催(土山希美枝講師)</li> </ul>
	委員会による町民との意見交換会の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 積極的な質疑の実施</li> <li>・ 委員会主催の町民及び団体との意見交換会の検討(重要案件)</li> <li>・ 世代別の意見交換会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H25 積極的な質疑の実施。</li> <li>・ H25.26 委員会による意見交換会の開催→実績なし</li> <li>・ H25 委員会主催の町民及び団体との意見交換会の実施(厚生2回、経済3回開催)。</li> <li>・ H26 委員会主催の町民及び団体との意見交換会の実施(経済委1回開催)。</li> <li>・ H26 単位老人クラブ(11クラブ)と意見交換会を開催(参加者295人)。</li> <li>・ H27 単位老人クラブ(11クラブ)と意見交換会を開催(参加者283人)。</li> <li>・ H27 委員会主催の町民及び団体との意見交換会の実施(総務経済委4回開催、厚生文教委3回開催)。</li> </ul>

第3条 (議会の活動原則)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・H28 町内小中学校PTA(6PTA)と意見交換会を開催(参加者100人)。</li> <li>・H28 委員会主催の町民及び団体との意見交換会の実施(総務経済委2回開催、厚生文教委1回開催)。</li> </ul>
	資料の公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会広報・HPへの掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H25.3.31 議会だより・HPへの掲載。</li> </ul>
	委員長のリーダーシップの発揮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正・副委員長会議の必須化</li> <li>・各常任委員会ミーティングの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H23 議会運営委員会で正・副会議を定例化。</li> <li>・H25.5 正・副委員長会議の必須化→委員会によって未徹底。</li> <li>・H25.5 委員長報告書の決裁の徹底(押印)。</li> <li>・H26.7 各委員会でミーティングを導入。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自由討議手法の実施・研究</li> <li>・各常任委員会ミーティングの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H24 自由討議実績27回(本会議0回 総務7回 厚生7回 経済13回)。</li> <li>・H26.7 各委員会でミーティングを導入。</li> <li>・H29.3 ホワイトボードを導入しミーティングで活用。</li> </ul>
会議(記)録の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局の会議録処理能力の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H11 委員会記録業務担当の明確化(副委員長から事務局bへ)。</li> <li>・H12 録音機器活用の定着(録音機器2セット購入)。</li> <li>・H22.11.26 議運。議運での協議内容について、議員協議会で説明するが意見が割れてまとまらないことから、改めて議運で協議する。その協議の結果、今期中に結論を出すこととなる。</li> <li>・H23 事務局にて議事録作成支援システムのデモストレーションを実施するも精度に難があり、H24の予算化は見</li> </ul>	

<p>第3条 (議会の活動原則)</p>			<p>送り、継続調査する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H23 録音機器 1 台が故障し、修理不可能となったため対処が必要となる。</li> <li>・ H24.4 議事録作成支援システムを導入し、常任委員会から開始 (H24.1.24 議員協議会、H24.2.15 議運決定、5~8 回議運で準備試行)。</li> <li>・ H25.5.1 委員長報告書の作成・決裁を徹底。</li> <li>・ H25.5.1 HP 上に会議録検索システムを導入。</li> <li>・ H25.5.1 会議記録を HP アップ開始。</li> <li>・ H24.1.30 慣例となっていた「所管に関する発言 (質疑) の自粛」について、議員協議会 (H24.1.24) で問題提起され自由討議を行い、議運で協議の結果、次のとおり改めて申し合わせる。</li> <li>・ H28.5.12 クラウドシステムとタブレット端末導入により介護録をクラウドに登録。</li> <li>・ H28.12 会議録作成支援システムの更新 (無償)。事務局使用の全 PC で利用可能となる。</li> </ul>
--------------------------	--	--	--

<p>第3条 (議会の活動原則)</p>	<p>委員会での発言</p>	<p>・ ルールの徹底・順守</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「所管に関する発言（質疑）」については、委員会開催後に状況変化や進展することがあり、質疑できるものとする。しかし、あくまでも状況変化や進展があったものに限定するものである。</li> <li>・ H24.2.9 議員協議会、議運最終決定 H24.2.15。一般質問についても、「委員会設置条例」の主旨により、大綱的・政策的な内容に限るものとする。</li> <li>・ H25.4.12 議運決定。申し合わせ事項の「所管に関する発言（質疑）の自粛」について、議員協議会（H25.1.11）で再提起され議運（H25.4.12）で最終協議の結果、次のとおり改める。</li> <li>・ 会議における所管に関する発言（質疑）：「所管に関する発言（質疑）」については、次のとおり限定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 状況変化や進展が認められる内容。</li> <li>② 大綱的・政策的な内容（総合計画上の政策・施策レベル）であり、かつ執行機関の長に質すべき内容。</li> <li>③ 議長が許可する内容</li> </ul> </li> <li>・ 定例会における所管に関する発言（一般質問の通告内容等）</li> <li>・ 「所管に関する発言（一般質問）」については、委員会が条例により設置されている主旨を踏まえ、次のとおり限定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 大綱的・政策的な内容（総合計画上の政策・施策レベ</li> </ul> </li> </ul>
--------------------------	----------------	--------------------	--

<p>第3条 (議会の活動原則)</p>	<p>委員会での発言</p>	<p>・ ルールの徹底・順守</p>	<p>ル)</p> <p>②議長が許可する内容</p> <p>1 「申し合わせ」字句を削除の上、H25 議会活性化計画書に掲載する。</p> <p>2 議会運営委員会決定事項のため、議員は順守しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H25.4.3 議運決定。「大綱的・政策的な内容に限定」の解釈・定義について、総合計画で位置づけるところの政策、施策レベルの論議が基本からとする。本会議での所管委員会に属する質疑の内容は、二元代表制の政治領域から、「執行機関の長」の所信を問う水準であることは当然とする。</li> <li>・ H26.8 会議中の不穏当発言（ヤジ等）の禁止徹底周知。</li> <li>・ H28.1 「議員倫理の確立」を目的に、議員アンケートを実施し全員協議会で協議。</li> <li>・ H28.1 一般質問通告ルールについて、議長見解を示す。</li> </ul>
--------------------------	----------------	--------------------	--

<p>第3条 (議会の活動原則)</p>	<p>積極的な事務調査の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先進地事務調査の実施</li> <li>・ 実行計画、事務事業マネジメントシート、決算等の調査及び評価の実施</li> <li>・ 各常任委員会ミーティングの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H24 総務（岩見沢・千歳）、経済（美瑛・滝川・富良野）、議運（白老・福島）。</li> <li>・ H25 総務委（栗山・長沼）、経済委川・標茶）、厚生委富良野・当別）、議運委津若松・飯田）庁舎特委（幕別・北広島）。</li> <li>・ H26 総務委（札幌・北大院）、経済委（石狩市・北大院）、厚生委（北広島市・芦別市）、議運委（流山市・逗子市）。</li> <li>・ H27 総務経済委（下川町）、厚生文教委（砂川市・奈井江町）、議運委（大津市・飯綱町）。</li> <li>・ H28 議運委（氷見、可児）、厚生文教委（知内、伊達）</li> </ul>
<p>第4条（委員会及び委員長の活動原則）</p>	<p>常任委員会構成の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全員協議会での決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H17.2.21 決定。総務、厚生、経済の3常任委員会とする。</li> <li>・ H20.6.23 「議員定数等議会制度のあり方に関する調査特別委員会」を設置、調査を行う。</li> <li>・ H22.1.25 決定委員会数を減らすことにより、1委員会当たりの調査事項等が増えることが懸念されることから、現行の3常任委員会とする。</li> <li>・ H22.11.12 確認。</li> <li>・ H25 検討開始。</li> <li>・ H26.6.23 議会改革諮問会議が2常任委員会案を答申。</li> <li>・ H26.6.23 議運委が2常任委員会案を答申。</li> <li>・ H26.12.24 2常任委員会（総務経済・厚生文教）を議決。</li> <li>・ H27.5.9 2常任委員会制。</li> </ul>
	<p>委員の就任制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員の就任の法的順守</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H12 町長が委嘱する審議会等委員への就任範囲を民生委</li> </ul>

第4条（委員会及び 委員長の活動原則）			<p>員推薦会委員・都市計画審議会委員・土地開発公社役員・議会議員等弔慰審査委員・名誉町民審査委員とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H17.2.21 極力議員の就任を減らすことで決定（土地開発公社役員 10人→8人、名誉町民審査委員 0人）</li> <li>・H20.10.27 土地開発公社役員辞職</li> <li>・H21.2.27 土地開発公社解散</li> <li>・H26.12.9 全員協議会で町審議会委員等報酬の重複受給について疑義の提起があり、H26.12.15 議運委において、調査・協議を行う。</li> <li>・H27.3.25 全ての審議会委員（都市計画審議会委員・民生委員推薦会委員）の就任を辞退すること、芽室町議会議員等弔慰規程の廃止を決議。</li> <li>・H27.6 本会議で条例改正（都市計画審議会委員）可決。</li> </ul>
	委員会での発言（質疑）の回数制限の見直し	・ 質疑の活発化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H24.2.9 議員協議会、議運決定 H24.2.15。会議規則に基づく本会議での質疑回数（3回）を委員会で摘要してきた経緯があったが、委員会における質疑回数（3回）を制限ないものとし、徹底した調査活動を行うこととする。</li> </ul>
	正・副委員長会議の開催	・ 正・副委員長会議の必須化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H23 議会運営委員会で正・副会議を定例化。</li> <li>・H25.5.1 正・副委員長会議の必須化。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・H13 決算審査の方法を全議員による特別委員会方式へ（議長・監査委員を除く）。</li> <li>・H22.11.26 議運委での協議内容について、議員協議会で説明するが意見が割れてまとまらないことから、改めて議運</li> </ul>

<p>第4条（委員会及び委員長の活動原則）</p>	<p>予算・決算審査の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策形成サイクルの実施</li> <li>・ 実行計画、事務事業マネジメントシート、決算等の調査及び評価の実施</li> </ul>	<p>で協議する。その協議の結果今期中に結論を出すこととなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H22.12.14 議運、H22.12.22 決定。議会運営委員会で改めて協議を行った結果、決算審査・予算審査に当たっては、従来どおりの質疑の確保を条件に審議を本会議で行う。</li> <li>・ H23.9 定例会から本会議方式移行。</li> <li>・ H23.9 定例会で決算書送付に問題があり、H24.3.定例会での予算書送付時の課題解決について、日程上で解決を図るよう決定。</li> <li>・ H24.3.5~7、H24 当初予算案について 3 常任委員会学習会（任意）を復活。</li> <li>・ H25. 7.24-26 議運先進地事務調査（会津若松・飯田）を実施し導入に向けて始動。</li> <li>・ H26.1.25 政策形成サイクルをテーマに議会フォーラムを開催(120 人参加)。</li> <li>・ H25.9 決算審査特別委員会（H24 分）を復活。</li> <li>・ H25.12 議事堂傍聴席の椅子を交換（町民要望）。</li> <li>・ H26.3 予算審査特別委員会を復活。</li> <li>・ H26.4.16 政策形成サイクル概要を全員協議会で決定。</li> <li>・ H26.4.24 政策形成サイクル概要を全員協議会で決定。町に申入れ。</li> <li>・ H26.9 決算審査特別委員会で特別会計、事業会計から審査。</li> </ul>
---------------------------	-------------------	---	--

<p>第4条（委員会及び委員長の活動原則）</p>	<p>予算・決算審査の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策形成サイクルの実施</li> <li>・実行計画、事務事業マネジメントシート、決算等の調査及び評価の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H26.9 一般質問後、各常任委員会で追加調査を選択。</li> <li>・H27.3 予算審査特別委員会で特別会計、事業会計から審査。</li> <li>・H27.3.25 予算決算審査特別委員会の4年間設置を議運決定。</li> <li>・H27.3.25 全員協議会で予算決算審査特別委員会の4年間設置を議運決定。特別会計・事業会計から審査決定。</li> <li>・H27 政策形成サイクル抽出数（総務経済委4、厚生文教委4）。</li> <li>・H28.2.15 消防団条例案を総務経済常任委員会提案、全会一致可決。</li> <li>・H28 政策形成サイクル抽出数（総務経済委3、厚生文教委5）。</li> </ul>
<p>第5条（議長及び議員の責務）</p>	<p>総括</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関連条例の自己評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H25.4 議会基本条例の自己評価を初実施。</li> <li>・H27.3 H26 関連条例の自己評価実施。</li> <li>・H27.7.24 臨時会議で会議条例中の議員出席時の欠席届関連を加える改正案を議決。</li> <li>・H28.4 H27 関連条例の自己評価実施。</li> <li>・H29.3 H28 関連条例の自己評価実施。</li> </ul>

第6条 (議員の政治倫理)	議員の倫理	・政治倫理条例の自己評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H25.4 政治倫理条例の自己評価を初実施。</li> <li>・H27.3 H26 政治倫理条例の自己評価実施。</li> <li>・H28.4 H27 政治倫理条例の自己評価実施。</li> <li>・H29.3 H28 政治倫理条例の自己評価実施。</li> </ul>
	携帯電話の使用禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議場、委員会室、傍聴席での携帯電話の使用禁止の徹底</li> <li>・情報端末（パソコン・タブレット等）の持込の再検討（ICT 関連）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H12.9 議場、委員会室、傍聴席での携帯電話の使用を禁止（会議規則及び傍聴規則改正）。</li> <li>・H22.11.12 決定。なお、議員については、各委員会において説明をし、携帯電話の扱いについての共通認識に立って、徹底を図る。また、傍聴人については、その場面で注意をす</li> <li>る。</li> <li>・H27.3 議会 ICT 計画で情報端末の持込を確認。</li> <li>・H27.5 から第1委員会室にプロジェクター、スクリーンを導入。</li> <li>・H28.5 タブレット端末を導入。議場・委員会室への持ち込み利用を開始。</li> </ul>
第6条 (議員の政治倫理)	クールビズの実施		<ul style="list-style-type: none"> <li>・H20 試行。6～9月までの間の本会議・各常任委員会及び議員協議会においてノーネクタイ、ノージャケット実施。</li> <li>・H22.11.12 議員協議会で協議。結論が出ず改めて議会運営委員会で協議し、6～9月に決定。</li> <li>・H23.6～9 本格実施。</li> </ul>
	パークゴルフの取扱	・パークゴルフ大会の取扱いの明確化（公務整理）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H12 各種パークゴルフ大会等参加は私的扱い（非公務）。議員会事業へ移行。</li> <li>・H22.11.12 確認。</li> </ul>

<p>第7条 (議員研修の充実強化)</p>	<p>議員研修の充実</p>	<p>・ 研修計画の策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H24.6 要綱決定。研修計画を決定、補正予算議決(48万円)。</li> <li>・ H25.4 研修計画策定。</li> <li>・ H26.5 研修計画策定。</li> <li>・ H26.11.14 マニフェスト大賞最優秀成果賞受賞。</li> <li>・ H27.3 研修計画策定。</li> <li>・ H27.11.12 マニフェスト大賞優秀成果賞受賞。</li> <li>・ H28.6 研修計画策定</li> <li>・ H28.9.28 マニフェスト大賞成果賞ノミネート。</li> </ul>
----------------------------	----------------	------------------	--

(大項目 第3章 町民と議会との関係)

<p>第8条 （町民参加及び町民との連携）</p>	<p>議会への町民参加の遂行</p>	<p>・ 議会への参加策の検討 研修・セミナー・フォーラムなどへの参加喚起</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H25 研修会・セミナー・フォーラムへの参加喚起。</li> <li>・ H26.1.25 政策形成サイクルをテーマに議会フォーラムを開催(120人参加)。</li> <li>・ H26.11、H27.2,1 議会フォーラムを開催（120人参加）。</li> <li>・ H26 議会報告と意見交換会を開催（4人参加）</li> </ul>
	<p>議会情報のPR</p>	<p>・ 議会だよりへの町民掲載</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H22.11.12 確認。マスコミへの議会情報の積極的提供(委員会開催時、内容等)(H12から)。</li> <li>・ H24.6月号から議会まめ通信にモニター投稿文を掲載。</li> <li>・ H24.8月号から議会だよりに町民の声を掲載（顔写真）。</li> <li>・ H26.5月号から議会だよりにモニター投稿文・顔写真を掲載。</li> <li>・ H26 議会だよりに町民の声及びモニター10人の投稿文・顔写真を掲載。</li> <li>・ H27 議会だよりに町民の声及びモニター10人の投稿文・顔写真を掲載。</li> <li>・ H28 議会だよりに町民の声及びモニター19人の投稿文・顔写真を掲載。</li> </ul>
	<p>参考人制度、公聴会制度、専門的知見制度の活用</p>	<p>・ 活用の検討</p>	
	<p>提出者の招致（説明・質疑）</p>	<p>・ 活用の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H25 厚生常任委員会で4人（2回）を招致。</li> <li>・ H26 厚生常任委員会で4人（2回）を招致。</li> </ul>

<p>第8条 （町民参加及び町民との連携）</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H27 総務経済・厚生文教常任委で7人（4回）を招致。</li> <li>・ H28 総務経済・厚生文教常任委で7人（4回）を招致。</li> </ul>
	<p>議会報告と町民との意見交換会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小単位での議会報告と町民との意見交換会の開催</li> <li>・ 議会政策形成サイクルの推進</li> <li>・ 回答期限の設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H21.11 実施。なお、初年度は1回とし、次年度以降は、複数回実施（芽室町自治基本条例第25条第1項及び第2項を受け、H20 議会運営委員会において調査し決定する）。</li> <li>・ H22.6 か所で実施（市街地3か所、農村部3か所）。</li> <li>・ H22.5.24 決定。実施方法は、正副議長及び議運委員長を除いた議員を3班に分けて行うものとする。なお、正副議長及び議運の委員長は全ての班に同席する。</li> <li>・ H23 開催場所を変更。政策フローをもとに協議を開始。</li> <li>・ H24 議会報告会（町民との意見交換）の開催要項を定める。</li> <li>・ H24.2.18 議会報告と町民との意見交換Ⅱを開催。</li> <li>・ H25.10.11、H26.1.25 議会報告と町民との意見交換（市街地・農村地域7会場で開催）で各委員会の取組内容を報告。</li> <li>・ H26.1.25 議会フォーラムを開催（120人参加）。</li> <li>・ H26.11～H27.2 11の単位老人クラブと議会報告と意見交換会を開催（295人参加）・H27.3.25 本会議で総括報告。</li> <li>・ H27.8 ホットボイス回答を3週間以内に決定。</li> <li>・ H27.10～H27.2 11の単位老人クラブと議会報告と意見交換会を開催（283人参加）・H28.6 本会議で総括報告予定。</li> <li>・ H28.11～H28.12 6の小中学校 PTA と議会報告と意見交換会を開催（100人参加）・H29.6 本会議で総括報告予定。</li> </ul>

<p>第8条 （町民参加及び町民との連携）</p>	<p>団体との意見交換会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会報告と団体との意見交換会の実施</li> <li>・世代別の団体等との意見交換会の開催</li> <li>・回答期限の設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H23 議会運営委員会において、新たに「各種団体との意見交換会」の実施について議員協議会で確認し協議を開始する。</li> <li>・H24 議会報告会（町民との意見交換）の開催要項を定める。</li> <li>・H24 「各種団体との意見交換会」のPRを行う。対応委員会は議長決定とする。</li> <li>・H24 議会報告と団体との意見交換会を8回実施（厚生3回、経済2回、総務3回実施）。</li> <li>・H25 議会報告と団体との意見交換会を5回実施（厚生2回、経済3回実施）。</li> <li>・H26 議会報告と団体との意見交換会を1回実施（経済1回実施）。</li> <li>・H27 委員会主催の町民及び団体との意見交換会の実施（総務経済委4回開催、厚生文教委3回開催）。</li> <li>・H28 委員会主催の町民及び団体との意見交換会の実施（総務経済委2回開催、厚生文教委1回開催）。</li> </ul>
	<p>議長と町民との懇談</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議長と町民との懇談のPR</li> <li>・子ども議会等の検討</li> <li>・回答期限の設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民と議長（副議長）との懇談（H13から毎週第1火曜の午後）。</li> <li>・H22.11.12 決定。町民と議長との懇談の機会を月1回から月2回（毎月1日と15日とする。土・日・祝祭日及び会議等に当たる場合は、翌日とする）とする。</li> <li>・H24.2.9 議員協議会、H24.2.15 議運決定。実績を踏まえ、事前申し出により程調整の上実施するよう改正。議会だより及びまめ通信で周知する。</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H24.3 議長室開放事業を要綱化。</li> <li>・ H24.4.1 事前申込制実施。</li> <li>・ H25 1人（広報誌掲載なし）。</li> <li>・ H27.1 小中学生のための議会見学会を開催（5人参加）</li> <li>・ H28.8～H29.2 高校生との意見交換会を開催（30人参加）</li> </ul>
第9条 (議会広報の充実)	まめ通信の進化	・ 議会だよりの編集力向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H22.11.12 確認。「めむろ町議会まめ通信」(A4版)発行(H12から発行)。</li> <li>・ H24 に編集方針を改正。情報量を増やすなど紙面を充実。</li> <li>・ H24.5 編集体制・方針を改め議会まめ通信をリニューアルする。基本サイズを A3 両面印刷。</li> <li>・ H24.4 リニューアル。A3 版化改正。</li> <li>・ H25.3 月号で廃止し H25.4 から議会だよりを通年発行。</li> </ul>
	議会だよりの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会だよりの編集力向上</li> <li>・ ホットボイス回答期限の設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H17.2 決定。現行どおり議会単独発行とし、議会だよりとまめ通信の内容の充実を検討し、町民に広く議会活動を周知する。</li> <li>・ H22.12.22 決定。議会だよりの編集作業は、議会運営委員会が行っているが、議会の情報公開の観点から特別委員会を設けて編集にあたるのが本来望ましいと考える。しかし、早急に結論を出すことが難しいので、H23.5 月号まで現状の方法で発行し、以後については、次期の議会運営委員会で検討する。</li> <li>・ H22.12.22 広報広聴特別委員会設置について協議する。編集会議・編集（事務局）・発行責任分担を明確にする。</li> </ul>

<p>第9条 (議会広報の充実)</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H24 議会だより・まめ通信を抜本的に見直し、より情報共有化を目指し発行する。</li> <li>・ H24.11 マニフェスト大賞優秀成果賞を授賞(通年発行)。</li> <li>・ H25.4 から議会だよりを通年発行。</li> <li>・ H25.6.5 第33回北海道町村議会議長会コンクール入選。</li> <li>・ H26.11 ホットボイス回答期限を決定(2週間以内)。</li> <li>・ H26 ホットボイス回答件数16件。</li> <li>・ H26 発行ページ数124ページ。</li> <li>・ H27 発行ページ数124ページ。</li> <li>・ H27 ホットボイス回答件数6件。</li> <li>・ H28 発行ページ数112ページ。</li> <li>・ H28 ホットボイス回答件数17件。</li> </ul>
	<p>議会モニター制の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会モニター意見の反映等</li> <li>・ 議会モニター意見を議会だよりに掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H23.10 モニター制度実施を決定。</li> <li>・ H24.3 議会モニター10人を決定。</li> <li>・ H24.4 議会モニター制度実施。</li> <li>・ H25.4 議会モニター10人を決定。会議を3回開催(38項目意見・提案)。</li> <li>・ H26.4 議会モニター10人を決定(5人継続)。会議を3回開催(76項目)。</li> <li>・ H27.2 H27 議会モニターの任期を(7~6月)に変更決定。</li> <li>・ H27.7 定員を20人に変更。</li> <li>・ H28.7 H28 議会モニター20人を決定。会議を3回開催(330</li> </ul>

<p>第9条 (議会広報の充実)</p>			項目) ※H29.4.30 現在
	<p>議会 ICT の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タブレット導入</li> <li>・HPにアクセシビリティ導入</li> <li>・SNS活用による意見聴取</li> <li>・モニター・スクリーンの活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H13 事務局内に FAX 設置。</li> <li>・H22.11.12 確認。</li> <li>・H23 から PC メールでの文書通知を開始 (4 議員)。</li> <li>・H25.5.1 委員会報告書のホームページ公表。</li> <li>・H25.5.28 公式フェイスブック開設</li> <li>・H25.8.1 第1委員会室のカメラ設置、中継・録画配信開始。</li> <li>・H25.10 議員会で ICT アンケートを実施。</li> <li>・H25.10.29 議員会で ICT 研修会 (タブレット) を実施。</li> <li>・H26.3.31 議会ホームページのリニューアル (スマホ・タブレット対応化)。</li> <li>・H26.3.31 議会ホームページの一部 CMS 化。</li> <li>・H26.7.13 ライン開設。</li> <li>・H26.8.16 ツイッター開設。</li> <li>・H26.11.議会 ICT 計画を策定 (H28 タブレット導入決定)</li> <li>・H26.10.20 議員会で ICT 研修会 (タブレット) を実施。</li> <li>・H27.8.ICT 研修会 (タブレット) を実施。</li> <li>・H27.11.ICT 推進計画策定を全員協議会で決定。</li> <li>・H28.5 タブレット端末 23 台を導入。</li> <li>・H28.6 HP にアクセシビリティ一部導入 (3年事業)。</li> <li>・H28.6 議会中継カメラ・連動型マイク更新。</li> <li>・H29.3 ロールタイプホワイトボードを購入。</li> </ul>

<p>第9条 (議会広報の充実)</p>	<p>会議（記）録の充実</p>	<p>・ 会議録記録の充実化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H11 委員会記録業務担当の明確化(副委員長から事務局へ)。</li> <li>・ 録音施設活用の定着 (H12—録音機器 2 セット購入)。</li> <li>・ 事務局にて議事録作成支援システムのデモストレーションを実施するも精度に難があり、H24 の予算化は見送るが継続調査する。</li> <li>・ H23 途中で録音機器 1 台が故障し、修理不可能。</li> <li>・ H24.4 議事録作成支援システムを導入し、常任委員会から開始する。</li> <li>・ H23.6.1 議会運営委員会協議内容を議員に伝達。</li> <li>・ H25.5.1 会議記録を HP にアップ。</li> <li>・ H28.5 会議記録をクラウド本棚にアップ。</li> </ul>
	<p>インターネット中継の配信</p>	<p>・ 中継の配信率 (100%)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H13.10 インターネットによる議会生中継の実施 (地域インターネット導入事業)。</li> <li>・ H24.2.15 議運決定、H24.2.9 議員協議会決定。委員会のインターネット中継導入についても積極的に検討する。</li> <li>・ H24.8.1 議事堂のカメラを使用し委員会のインターネット中継を配信。</li> <li>・ H25.8.1 第 1 委員会に動画カメラ設置、インターネット中継・動画配信を開始。</li> <li>・ H25 本会議で 1 日、委員会で 3 回程度機器に不備があり、点検・修理。</li> <li>・ H25 インターネット中継・録画アクセス件数 12,158 件。</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H26 インターネット中継・録画アクセス件数 9,308 件。</li> <li>・ H27 本会議で 1 日、機器に不備があり点検・対応。</li> <li>・ H27 休憩中に風景写真・音楽を配信。</li> <li>・ H27 インターネット中継・録画アクセス件数 15,983 件。</li> <li>・ H28 インターネット中継・録画アクセス件数 13,688 件。</li> </ul>
第 10 条 (議会白書、議会の自己評価)	総括	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会自己評価の実施</li> <li>・ 自治基本条例及び議会基本条例の議会評価の実施とホームページ・広報誌への掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H26.5 議会基本条例の自己評価の初実施。</li> <li>・ H26.5 自治基本条例及び議会基本条例の議会評価を初実施し HP に公開。</li> <li>・ H27.4 自治基本条例及び議会基本条例の議会評価を実施し HP に公開。</li> <li>・ H28.5 自治基本条例及び議会基本条例の議会評価を実施し HP に公開。</li> </ul>
	議会白書の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会白書作成とホームページ掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H24 議会白書の作成、発行、HP 掲載。</li> <li>・ H25 議会白書の作成、発行、HP 掲載。</li> <li>・ H26 議会白書（任期）の作成、発行、HP 掲載。</li> <li>・ H27 議会白書の作成、発行、HP 掲載。</li> <li>・ H28 議会白書の作成、発行、HP 掲載。</li> </ul>
	議会自己評価の実施と公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連条例の自己評価・活性化計画評価と公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H24 自治基本条例（議会項目）・議会基本条例・活性化計画の評価と公表</li> <li>・ H25 自治基本条例（議会項目）・議会基本条例・活性化計画の評価と公表</li> <li>・ H26 自治基本条例（議会項目）・議会基本条例・活性化計画</li> </ul>

			の評価と公表 ・H27 自治基本条例（議会項目）・議会基本条例・活性化計画 の評価と公表 ・H28 自治基本条例（議会項目）・議会基本条例・活性化計画 の評価と公表
--	--	--	--

**(大項目 第4章 町長と議会との関係)**

<b>第11条</b> (町長等と議会、議員との関係)	一般質問		
	反問権・反論権		・H26.3 定例会議において町長が反論権を行使（全国初）。 ・H26.3 町長からの感謝状辞退を決定。 ・H27.10 町長再議請求（消防団条例否決）
<b>第12条</b> (政策形成過程等)	政策提案の強化	・各常任委員会での実施 ・委員会及び本会議において、第1項(1)から(7)について調査徹底 ・議会政策形成サイクルの実施 ・一般質問制限時間の検討	・H25 議会政策形成サイクルの検討（議運先進地事務調査：会津若松市議会・飯田市議会 7/24,25）を参考に実施。 ・H25.11.29 庁舎建設等調査特別委員会で申入書を手交。 ・H26.4.24 不正会計処理等特別委員会で申入書を手交。 ・H26 各委員会で始動し、H27.3.25 政策提案（6項目）を決議（総務委3、厚生委1、経済委1、議運委1）。 ・H27.12 芽室町農村地域保育所再整備計画（案）に対する提言。 ・H28.2 芽室町農村地域保育所再整備計画（案）に対する提言 ・H29.4 地域生活支援事業に対する提言、町民プール維持管理事業に対する提言
	論点・争点の明確化		

<b>第 13 条</b> (評価の実施)	政策形成サイクルの確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各常任委員会での実践</li> <li>・ 委員会及び本会議において、第 1 項(1)から(7)について調査徹底</li> <li>・ 議会政策形成サイクルの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H25 議会政策形成サイクルの検討（議運先進地事務調査：会津若松市議会・飯田市議会 7/24,25）を参考に実施。各委員会で始動。</li> <li>・ H27.3.25 政策提案（6 項目）を決議（総務委 3、厚生委 1、経済委 1、議運委 1）</li> <li>・ H27 各常任委員会に通知するも積極的な調査はない。</li> </ul>
	提言内容の反映の調査		
<b>第 14 条</b> (議決事項の拡大)	議決事項の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 追加検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H22.11.12 自治基本条例(第 23 条第 2 項)及び地方自治法(第 96 条第 2 項)を受け、議会の議決権（議決事項）の拡大について調査検討。地方自治法の改正案が審議中で、第 2 条第 4 項が削除（市町村の基本構想の議決規定の削除）される見込み。このことから協議の結果、「芽室町議会の議決すべき事件を定める条例」を定めることが必要と議会運営委員会で結論。開催の議員協議会で全議員に説明をするが意見が分かれ、議運に戻された。</li> <li>・ H23.3 議会運営委員会として改めて協議を行った結果、「当初、議会運営委員会として結論づけたとおり制定することが望ましい」との意見から「芽室町議会の議決すべき事件を定める条例」を定めることとし(H22.12.22 決定)、議会で総合計画の実施計画を議決要件とすることを議決。</li> <li>・ H23 議会運営委員会で、さらなる議会の議決事項の拡大について調査検討。</li> <li>・ H23.11.29 第 4 期総合計画後期計画策定の手順及び実施計</li> </ul>

第14条 (議決事項の拡大)			<p>画議決について、議員協議会で協議。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・さらなる議決事項拡大については各常任委員会で検討する。</li> <li>・H24.12 議決すべき事件を定める条例、定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止し、議会基本条例に吸収(H25.4.1 施行)。</li> <li>・H26.6 役場庁舎建設に関する調査特別委員会を設置。</li> <li>・H26.12 定例会議において、役場庁舎建設基本計画を議決事項に追加議決(議会基本条例一部改正)。</li> <li>・H27.3 定例会議において、都市計画マスタープランを議決事項に追加提案。</li> </ul>
	実行計画の調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実行計画の調査・政策提言</li> <li>・実行計画事務事業マネジメントシート、決算等の調査及び評価の実施</li> <li>・委員会及び本会議において、第1項(1)から(7)について調査徹底</li> <li>・議会政策形成サイクルの実施</li> <li>・一般質問制限時間の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H24.12 第4期総計後期実施計画提案について連合審査、総務常任委員会付託(連合審査会)によりH24.12.定例会で議決。</li> <li>・H26.12.24 町議会の議決により指定された町長の専決処分事項を改正議決。</li> <li>・H26.6.17 実行計画の議員配付確定(議運正副委員長、副町長確認事項)。</li> <li>・H27.6 各委員会で実行計画調査。</li> <li>・H27.12 総合計画条例を全会一致で可決。</li> <li>・H28.7 クラウド本棚に実行計画をアップ。各委員会で実行計画調査。</li> </ul>
第15条	文書質問の実施	・文書質問制度の実施	・H24.12~H25.3 文書質問制度試行。

(文書質問)		・ 文書質問の喚起	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H25.4.1 文書質問制度実施。</li> <li>・ H25 実績 0 件。</li> <li>・ H26.7 実績 1 件。</li> <li>・ H27 実績 0 件。</li> <li>・ H28 実績 1 件。</li> </ul>
	文書質問の公表	・ 文書質問の公表	・ H26.7 議会だより、HP 公表。

(大項目 第 5 章 議員相互の討議)

第 16 条 (自由討議による合意形成)	議員間の自由討議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各委員会において自由討議を積極的に行う</li> <li>・ 論点・争点の明確化と広報への掲載</li> <li>・ 各常任委員会でミーティングを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H24 自由討議実績 27 回 (本会議 0 回 総務 7 回 厚生 7 回 経済 13 回)。</li> <li>・ H25 自由討議実績 11 回 (本会議 0 回 総務 7 回 厚生 7 回 経済 13 回)。</li> <li>・ H26.12.各委員会でミーティングを開始。</li> </ul>
	委員外議員発言の許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員外議員発言の実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H26 3 件 (厚生常任委員会)</li> <li>・ H27 3 件 (議会運営委員会)</li> <li>・ H28 1 件 (議会運営委員会)</li> </ul>
	第 16 条 (自由討議による合意形成)	議員間の自由討議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自由討議の活発化・研究</li> <li>・ 執行機関等への提言</li> <li>・ 各常任委員会でミーティングを実施</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・自由討議を必ず各委員会で行う。常任委員長の自由討議の手法技術を高める必要がある。</li> <li>・H12.3 会議規則改正。</li> <li>・H26.12.各委員会でミーティングを開始。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・H12 地方分権一括法成立に伴い、議員の議案提案権を議員の 1/8 から 1/12 へ改正。</li> <li>・H22.11.12 確認。</li> <li>・H24.1 から委員会・議員協議会での新・自由討議を実施し、論点・争点を明確にする。</li> <li>・H24.11.30 議員会と協力し研修会開催。</li> <li>・H24 自由討議実績 27 回（本会議 0 回、総務 7 回、厚生 7 回 経済 13 回）。</li> <li>・H25 自由討議実績 11 回（本会議 0 回、総務 7 回、厚生 7 回 経済 13 回）。</li> <li>・H26.12.各委員会でミーティングを開始。</li> </ul>
<p><b>第 17 条</b> （議員政策討論会の実施）</p>	<p>政策討論会の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策討論会の実施</li> <li>・各常任委員会でミーティングを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H25.9.25 第 1 回政策討論会を実施。</li> <li>・H26 政策討論会を 4 回開催。</li> <li>・H27 政策討論会を 6 回開催。</li> <li>・H28 政策討論会開催は 0 回。</li> </ul>

(大項目 第 6 章 適正な議会機能)

第18条 (適正な議会費の確立)	適正な議会費の計上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議長交際費・議会費の用途等を議会だより及び議会ホームページ等で公表</li> <li>・一定の標準率の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H17.2.21 決定。(社会通念上、必要最小限の交際範囲、金額とする。)</li> <li>・H22.11.12 確認。</li> <li>・H20.10.31 議運決定。</li> <li>・H20 実施。議長交際費の執行状況を公表(めむろ町議会まめ通信及び議会のホームページ)する。</li> <li>・H25 実行計画及び予算時の公表</li> <li>・H25 から議長交際費・議会費の用途等を議会だより及び議会ホームページ等で公表(上・下半期ごと)。</li> </ul>
	議会費の実行計画と予算化		
	議会費の公開		
第19条 (議長・副議長志願者の所信表明)	正・副議長の立候補制の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正副議長マニフェスト計画化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H27.5 初議会で正副議長選挙立候補制導入。</li> </ul>
第20条 (附属機関の設置)	附属機関の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会改革諮問会議の設置・諮問答申</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H25.6 議会改革諮問会議委員5人を委嘱。</li> <li>・H25.5.2 議会改革諮問会議(第1期)を設置。</li> <li>・H26.6.23 計8回の開催を経て議長へ答申書(6項目)手交。</li> <li>・H27.7.2 議会改革諮問会議(第1期)を設置。</li> <li>・H27.11 議長へ答申書(2項目)手交。</li> <li>・H28.2 議長へ答申書(5項目)手交。</li> <li>・H29.3 議長へ提言書(4項目)手交。</li> </ul>
	附属機関制度の推進		
	専門的事項に係る調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的知見の活用検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H19.2 決定。地方自治法の一部改正(H18.6.7 制定)により、学識経験を有する者に議案の審査又は行政事務に関する調査を依頼することが可能となったが、協議の結果、見送るこ</li> </ul>

<p>第21条 (調査機関の設置)</p>			<p>ととなる。今後の調査・研究課題として次期に引き継ぐ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有識者の助言について検討する。</li> <li>・H22.11.12開催。議員協議会において、差し戻され、議会運営委員会として改めて協議を行った結果、次のとおり文言を整理する。</li> <li>・H22.12.22決定。専門的事項の調査依頼については、地方自治法の改正により学識経験を有するものに調査の依頼をすることができるようになったが、当議会としては、「必要に応じて調査の依頼」を行うものとする。</li> <li>・専門的事項の調査依頼については、H18の地方自治法の改正により学識経験を有するものに調査の依頼することができるようになったが、協議においては、「必要になったときに協議をする」としていたが、H22.11.12開催の議員協議会で出された意見は、難しい問題も出てくることが予想されるので今後も継続して協議としてはどうかとの意見が出された。議会運営委員会としての協議結果は、委員からは即対応できる文言にしてはとの意見が出され、文言(案)が出されてから協議する。</li> </ul>
	専門的知見制度の活用	・専門的知見制の活用検討	
	北大公共政策大学院との包括連携協定	・包括連携協定事業計画の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H24.6北大公共政策大学院包括連携協定。</li> <li>・H24連携事業計画策定。</li> <li>・H25.6連携事業計画策定。</li> <li>・H26.6連携事業計画策定。</li> </ul>

第21条 (調査機関の設置)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H27.6 更新。連携事業計画策定。</li> </ul>
	議会サポーター制度の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門的知見の活用</li> <li>・ 議会サポーターの更新・追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H24.10 決定議会サポーター制度（町民及び研究者）を導入し、住民参加と第三者機関の導入により改革や活性化を図る（町民意見交換会で提案を受ける）。</li> <li>・ H24.3.26 議運、H24.4.2 議員協議会決定。議会サポーター5人を決定。</li> <li>・ H24.4.1 議会サポーター制度を導入（会議を3回開催）。</li> <li>・ H26.4.1 石井吉春・若生幸也氏を議会サポーターに追加。</li> <li>・ H28.7.19 土山希美枝氏を議会サポーターに追加。</li> </ul>
第22条 (事務局の体制整備)	事務局の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会事務局職員の研修強化</li> <li>・ 事務局職員人事の協議</li> <li>・ 執行機関の法務及び財務機能の活用、職員の併任等の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会事務局設置条例を廃止し議会基本条例に統合（H25.4.1施行）。</li> <li>・ H22.11.12 決定。事務局体制については、現行の職員体制の中で議会としての機能を発揮できるよう努めるが、更に議会の持つ機能を発揮できるよう正職員4人を要望していく。</li> </ul>
	執行機関の法務・財務の協力要請		
	事務局職員の人事		
第23条 (議会図書室の充実)	議会図書室の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会図書室の整備計画策定・実行計画・予算化</li> <li>・ 執行機関等への要請・調整</li> <li>・ 議会図書室情報の広報誌及びHP掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H25.3 神原サポーターから蔵書寄贈される。</li> <li>・ H27 継続検討。議会諮問会議・議運委が答申。</li> <li>・ H28.5 クラウド本棚導入により電子図書室化を実施。</li> </ul>
	議会図書室の周知・広報		
第24条 (議会改革・活性化の推進)	議会活性化計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会活性化計画の策定・実行・評価</li> <li>・ 自治法改正等の学習会・情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H25 から議会活性化計画の策定・実行・評価。</li> <li>・ H26.10H26 活性化策 19 項目の検討を決定。</li> <li>・ H26.11.14 マニフェスト大賞最優秀成果賞を授賞。</li> <li>・ H27.11.12 マニフェスト大賞優秀成果賞を授賞。</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H28.9.28 マニフェスト大賞成果賞ノミネート。</li> </ul>
	議会間の交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修の案内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H25.7 広尾町議会との交流会開催（議員会）</li> <li>・ H25 から研修会を管内議会に参加案内。</li> <li>・ H26.8 友好都市岐阜県揖斐川町議員と交流（芽室町で）。</li> <li>・ H27.5 友好都市岐阜県揖斐川町議員と交流（揖斐川町で）。</li> <li>・ H28.6.24 幕別町議会議運委と意見交換（芽室町で）</li> <li>・ H28.12.26 浦幌町議会議運委と意見交換（芽室町で）</li> </ul>
	議会制度改正の調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全員協議会での周知、調査、協議</li> </ul>	

(大項目 第7章 議会の運営)

<p>第25条 (災害時の対応)</p>	<p>災害時における業務の継続</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の議会対策本部設置の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H28.9.1 議会 BCP 計画に則り議会災害対策会議設置。</li> <li>・H28.12.21 災害時対応に関する申入れ。</li> </ul>
<p>第26条 (通年議会)</p>	<p>通年議会の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通年議会の遂行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通年議会の導入について検討を開始する（町民意見交換会で提案を受ける）。</li> <li>・H24.3.30 第10回議運で議長から議運委員長に諮問。</li> <li>・H24中に研究（研修・調査等）し、方針を決定する。 →H24.3.30 第10回議運で議長諮問。</li> <li>・H25.3 定例会提案予定（H25.5 施行予定）会期を5～4月に設定。</li> <li>・H25.5.1 通年議会開始。</li> <li>・H26.5.1 通年議会開会。</li> <li>・H27.5.8 通年議会開会。</li> <li>・H28.5.9 通年議会開会。</li> </ul>
	<p>夜間・休日議会の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間・休議会の再検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H14.5 夜間、休等における議会開催（インターネットによる議会中継の開始及び実施後の継続性の難しさ等から判断し、取り組まないことに決定）。</li> <li>・H22.11.12 確認。</li> </ul>
	<p>総括</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会運営委員会の協議の活性化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H24.12 会議規則を廃止し、会議条例を制定（H25.4.1 施行）。 会議運用例から会議運用規則へ（H25.4.1 施行）。</li> </ul>

第27条 (議会運営の原則)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H26.7 議運委ミーティングを開始。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 傍聴者増加への取り組み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H25.5,1 傍聴者への会議を休憩する場合の説明の実施。</li> <li>・ H25 傍聴者数 399 人(H24/433) 本会議 94 人(H24/129) 委員会 278 人(H24/247) 全員協議会 27 人(H24/57)。</li> <li>・ H26 傍聴者数 299 人。</li> <li>・ H27 傍聴者数 429 人。</li> <li>・ H28 傍聴者数 380 人。</li> </ul>
	傍聴意欲の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 傍聴条例の施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H25.6.1 議会 HP、SNS への掲載。</li> </ul>
	傍聴者への対応向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議の定刻開催の徹底</li> <li>・ 休憩、再開時間の説明の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H24.3 定例会から配付。議会傍聴者用案内パンフレットを作成。</li> <li>・ H24.3 傍聴感想など協力要請し、議会運営に活用することを決定。</li> <li>・ H25.12 傍聴固定席を撤去し、移動椅子を搬入（町民意見の反映）。</li> <li>・ H27.3.25 議会運営委員会でアンケート案</li> <li>・ H27.5.2 傍聴者アンケート実施</li> <li>・ H28.5.9 傍聴者アンケート実施。</li> <li>・ H28.6 傍聴人受付簿の改正（一覧方式→個別投函方式）</li> </ul>

(大項目 第8章 議員定数・報酬等)

第28条 (議員定数)	議員定数の検討	・全員協議会での協議・決定 (H26)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H19.2 決定。地方自治法の一部改正 (H18.6.7 制定) により、委員の重複が認められたが、協議の結果、議員定数(18人)の関係から重複はしないことに決定。</li> <li>・H22.11.12 確認。「議員定数等議会制度のあり方に関する調査特別委員会」を設置し、調査を行う。</li> <li>・H20.6.23 設置。</li> </ul>
	常任委員会委員の重複所属	・全員協議会での協議・決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H22.1.25 決定。H22.11.12 確認。法改正により重複ができることになったが、重複をすることで調査範囲が広がることから、現状のとおりとする。</li> <li>・H26.11 全員協議会で 2 委員会にすることで決定 (総務経済・厚生文教常任委員会)</li> </ul>
	議員定数の見直し	・全員協議会での協議・決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H14.9 議決。条例制定 22 人→18 人。</li> <li>・H17.2.21 決定。議員定数条例等審査特別委員会 (10 人) を設置し協議。現行の 18 人とする。</li> <li>・H18.9.12 議員定数 5 人削減の陳情 (町民 5 人) を協議。</li> <li>・H18.12.8 議会否決。以降、議員定数についての協議を行う。</li> <li>・H19.2 協議。地方自治法の一部改正(H18.6.7 制定) により委員の重複協議に伴い議員定数を協議現行の 18 人とする。</li> <li>・H20.6.23 設置。「議員定数等議会制度のあり方に関する調査特別委員会」を設置し調査を行う。</li> <li>・H22.1.25 決定。3 常任委員会を維持するには、現状の 18 人が必要。また、現行でも 5 人の委員会があるが問題もなく</li> </ul>

<p>第29条 (議員報酬)</p>			<p>機能していることから、2減の16人でも良いとの意見が出され、結果16人となる(H22.3.11以後に告示される町議会議員の一般選挙から適用)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H22.11.12 確認。</li> <li>・H24 定数16人及び3委員会構成については、H23選挙後、間もないため、検証までには時間を要する。前期2年間の評価についてはH25に検証し、後期2年間とH27選挙後について議論を行うものとする。</li> <li>・H25.3 議員定数条例を廃止し、議会基本条例に吸収(H25.4.1 施行)。</li> <li>・H26.6 議会改革諮問会議が定数維持を答申。</li> <li>・H26.11 全員協議会で定数維持を決定。</li> </ul>
	<p>適正な議員報酬等の検討</p>	<p>・ 全員協議会での協議・決定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H12.3 条例改正。任期途中辞任及び役職交代の際の月額報酬は、日割支給。</li> <li>・H17・18年度限り(20%程度年間報酬削減)。</li> <li>・H17.2.2 決定月額報酬を10%削減する。期末手当の支給率を300/100とする。役職加算は廃止(H17)する。</li> <li>・H22.11.12 確認。</li> <li>・H19.4.1 実施。H17、18の2年に限り(時限立法)削減したものをH19から本実施(議長の諮問に対し協議)。</li> <li>・H22.11.12 確認。</li> <li>・H20.6.23 「議員定数等議会制度のあり方に関する調査特別委員会」を設置し、調査を行う。</li> </ul>

<p>第29条 (議員報酬)</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H22.1.25 決定。幅広い職層や年齢層に人材を求めるための環境整備、また若い世代にも議員として立候補しやすい環境整備のため、現状の議員報酬の維持が必要。</li> <li>・ H26.6 議会改革諮問会議が議員報酬額引き上げを答申。</li> <li>・ H26.11 議運委が議員報酬額引き上げを答申。</li> <li>・ H26.12 定例会議で議員報酬額引き上げを議決。</li> <li>・ H27.5 改正議員報酬支給。</li> </ul>
	<p>期末手当の見直し</p>	<p>・ 全員協議会での協議・決定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員報酬・期末手当の見直しについては、H24 議会活性化計画で議論する(町民意見交換会で提案を受ける)。報酬は、議員定数削減議論及び報酬削減議論の経過を踏まえ、ゼロベースから歳費積算により改正を図る(参考:福島町議会)。ただし通年議会など含めて協議する。</li> <li>・ H26.6 議会改革諮問会議が期末手当廃止を答申。</li> <li>・ H26.11 議運委が期末手当廃止を答申。</li> <li>・ H26.12 定例会議で期末手当支給率を議決。</li> <li>・ H28.5 改正期末手当支給(4.1)。</li> </ul>
	<p>政務活動費の検討</p>	<p>・ 全員協議会での協議・決定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H17.2.21 決定。研修のあり方全般から協議を開始する。個々の議員活動においても調査は可能であり、導入を見送る。</li> <li>・ H22.11.12 決定。財政的な問題はあるが、門戸を閉ざすのはどうかとしてH15の議論を踏まえ海外派遣事業の是非について協議を行うこととする。</li> </ul>

第29条 (議員報酬)	政務活動費の検討	・ 全員協議会での協議・決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H17.2.21 決定。現行どおりとし、議員研修の充実等により議会の持つ機能が十二分に発揮できるように努める。</li> <li>・ H22.11.12 確認。現状を考えると導入するには、まだ議論が必要。</li> <li>・ H25.11 議運先進地事務調査（鹿迫町議会）。</li> <li>・ H26.6 議会改革諮問会議が政務活動費見送りを答申。</li> <li>・ H26.11 議運委が政務活動費見送りを答申。</li> <li>・ H26.11 全員協議会で政務活動費見送りを決定。</li> </ul>
	旅費支給の見直し	・ 全員協議会での協議・決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H12.3 町内及び帯広市内の日当廃止（議会条例改正－町職員旅費改正に準じ改正）。</li> <li>・ H14.9 費用弁償1級（特別職等）から2級（一般職等）に議会で条例改正。</li> <li>・ H15.4.1 施行。</li> <li>・ H22.11.12 確認。</li> </ul>

(大項目 第9章 最高規範性及び見直し手続き)

第30条 (最高規範性)	条例の最高規範の順守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会基本条例の一部改正の検討</li> <li>・ 関連条例の評価・公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H22.11.12 決定。芽室町として、議会基本条例の必要性の是非についての議論は、簡単に結論を出すということにはならないものと考えことから、H23の改選後から検討期間を2年としてH25までに議論を行う。</li> <li>・ H24.7 議会活性化の進捗状況や町民意見交換会を踏まえ、議員の意識を共有化する。</li> </ul>
-----------------	------------	--	---

<p>第30条 (最高規範性)</p>	<p>条例の最高規範の順守</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会基本条例の一部改正の検討</li> <li>・ 議会基本条例及び自治基本条例(議会項目)の評価・公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H24.3.30 第10回議運で議長から議運委員長に諮問。</li> <li>・ H24.6.26 議長に答申。</li> <li>・ H25.3 定例会で提案し全会一致で議決(H25.4.1 施行予定)</li> <li>・ H26.4 議会基本条例及び自治基本条例(議会項目)の評価・公表(HP)</li> <li>・ H27.4 議会基本条例及び自治基本条例(議会項目)の評価・公表(HP)</li> <li>・ H28.3.24 議会基本条例改正案可決(議会災害時対応)。</li> <li>・ H28.5 議会基本条例及び自治基本条例(議会項目)の評価・公表(HP)。</li> </ul>
<p>第31条 (検証・見直し手続き)</p>	<p>総括(条例の達成評価と公表)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会基本条例の一部改正の検討</li> <li>・ 議会基本条例及び自治基本条例(議会項目)の評価・公表・町民意見聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H25 活性化計画策定と実行・評価を実施、HP公表。</li> <li>・ H26.5 基本理念設定と議会基本条例の自己評価を初実施。</li> <li>・ アンケート実施は未検討に終わった。</li> <li>・ H27.2 議会基本条例の自己評価を実施。</li> <li>・ H26.11.15 マニフェスト大賞最優秀成果賞受賞(議会活性化計画・議員研修計画)</li> <li>・ H27.11.12 マニフェスト大賞優秀成果賞を授賞。</li> <li>・ H28.4 議会基本条例の自己評価を実施。</li> <li>・ H28.9.28 マニフェスト大賞成果賞ノミネート。</li> </ul>
	<p>条例の改善の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会基本条例及び自治基本条例(議会項目)の評価・公表</li> <li>・ 議会基本条例の一部改正の検証・町民意見聴取(随時)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H26.6 議会改革諮問会議は答申見送り。</li> <li>・ H26.11 議運委で一部改正案を答申。</li> <li>・ H26.12 議会基本条例の一部改正案を議決。(2委員会、議決権拡大)</li> </ul>

第31条 (検証・見直し手続き)		・条例の改善の随時協議と年度末協議	・H28.3 議会基本条例の一部改正案を議決（議会の災害時対応）。
	条例改正の説明責任	・条例改正の広報掲載	・H26.12 議会基本条例の一部改正の議決結果を議会だより掲載（2委員会、議決権拡大）。 ・H28.3.4.議会基本条例の一部改正案（議会の災害時対応）を議会だより及びホームページに掲載（パブリックコメント実施）

## 2. 芽室町議会基本条例（平成28年度活動分）議員自己評価

評価基準：
<p>A = おおむね達成している。向上心を持って取り組んでいる。</p> <p>B = 取り組んではいるが、不足している部分が見受けられ、改善の余地がある。</p> <p>C = 取り組もうとしているが、達成しているとはいえない。</p> <p>D = 取り組んでいるとはいえない。</p> <p>E = その他（不明・回答不可など）</p> <p>— = 表記なし</p>
自由表記：

### 前文

地方議会は、二代表制のもとで、行政機関の監視、調査、政策形成及び提案機能を十分発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指しています。芽室町議会（以下「議会」といいます。）は、町民によって選ばれた議員（以下「議員」といいます。）で構成し、本町の最高規範である芽室町自治基本条例（平成19年芽室町条例第3号）による議会の役割と責務に基づき、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会（以下「町長等」といいます。）と緊張関係を保持しながら、町の最高意思決定機関であることを認識し、町民全体の福祉向上と豊かなまちづくりの進展のために活動します。また、議会は合議制の議事機関であり、町民への積極的な情報の公開、共有と説明責任の遂行により、町民の意思を的確に把握し、自由かつ適度な討議を通じて、最も有益な結論に導いていく責務があります。議員は、研鑽を積み、町民参加を基本としてまちづくりを推進する責務があります。よって、議会の公正性・透明性を確保するとともに、「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指し、町民の信託に全力で応えていくことを決意し、この条例を制定します。

・ 議会は、前文のとおり活動したと考えるか。

**H28** 

A=14人（常通、広瀬、寺町、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、西尾）

B=2人（正村、吉田）

- ・ 町民への情報公開、議会の透明性の確保を常に意識する。
- ・ 必要に応じ参考人の【知恵を借り議会のレベルを上げるべき】。

**H27** 

A=10人（常通、広瀬、柴田、青木、梅津、寺町、中村、渡辺、立川、西尾）

B=5人（中野、梶澤、早苗、高橋、吉田）

- ・ 議会だよりの発行やフォーラム等の開催を通じ、町民への積極的な情報公開はしているが、町民の意思を的確に把握するには至っていない。HP や意見交換会の充実が必要。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・自由闊達な討議が不十分。</li> <li>・分かりやすい議会としての説明責任がまだ不十分。</li> </ul> <p>E=1人（正村）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法、会議規則、委員会条例を遵守した議会運営を行う。</li> </ul>
<p>H26 <span style="background-color: #90EE90; border: 1px solid black; padding: 0 2px;">↑</span></p> <p>A=7人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町民との意見交換会、モニター会議の開催、議会だよりを通して情報提供に努めた。議員研修会の実施により研鑽を深めた。</li> </ul> <p>B=7人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・陳情第25・26号（厚生）の採択する考え方の基本は、基本条例と思う。陳情の意は分かるが採択せずでは、非常に分かりにくい。</li> <li>・議会は全体を通すと行政とのコミュニケーション不足。また個人パフォーマンスが見受けられ情報の共有化にける部分がある。</li> <li>・概ね取り組んだ。</li> <li>・取り組んではいるが、達成しているとは言い難い。「意見交換会」に参加した住民からでさえ、「分からない」ということが多い現状。議会フォーラムⅡの少数議員と団体との意見交換会は距離が縮んだと思う。</li> </ul> <p>C=2人</p>
<p>H25</p> <p>A=4人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自由討議等改善されてきていると思う。</li> <li>・情報の公開については、現在できる限りの手法にて行っている。意思の的確さは、議員個々の活動を総合して議論することができるものとするが、十分とは言えない。</li> </ul> <p>B=12人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自由討議の具体的な手法を検討する。</li> <li>・行政とのコミュニケーション不足。</li> <li>・不正会計処理等問題では、十分責任を果たしていない。</li> <li>・町民に対する情報公開、説明責任に向けた議会活動がなされたが、自由かつ闊達な討議には至っていない感がある。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・あなたは、前文のとおり活動したか。</li> </ul> <p>H28 <span style="background-color: #90EE90; border: 1px solid black; padding: 0 2px;">↑</span></p> <p>A=12人（常通、広瀬、寺町、正村、青木、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申入れを行い、既に回答を得ている。今後もルールに則った議会運営がされるように注意していく。</li> </ul> <p>B=3人（梶澤、中村、吉田）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己研鑽に努め、自由闊達な討議を深める。</li> <li>・日常の自己研鑽について不足している。</li> <li>・調査機能を十分発揮できていない。</li> </ul>

C=1人(西尾)

- ・本会議は別としても、特別委員会、常任委員会に監査日程重複が多く、監査を優先したため。

H27 

A=8人(常通、広瀬、柴田、青木、寺町、渡辺、立川、正村)

B=6人(梅津、中野、中村、梶澤、早苗、高橋)

- ・自己研鑽に努める。
- ・自由闊達な討議が不十分。討議に必要な事前の勉強をしっかりとやる。
- ・町民への説明責任について改善の余地がある。
- ・意見交換会などで積極的に説明していく。

C=1人(西尾)

- ・議員選出の監査員と議員との立場、棲み分けできず。

ー=1人(吉田)

- ・議員個人の質を上げて、最も有益な結論を出す努力をすべき。

[今後どのように取り組もうと考えるか]

- ・住民の立場に立つことを信条に活動。自己研鑽に努める。
- ・全協や所属する委員会において積極的に質疑を行い、意見も述べた。議会運営委員会を傍聴し、委員外発言も行き、常に議会運営の基本ルールである地方自治法、会議規則、委員会条例に沿った運営を、と発言してきた。また本会議では一般質問や質疑を通して政策提案をし、情報公開制度を活用し、税金の使いみちを決めることに積極的に関与してきた。

H26 

A=8人

- ・そのように考える。

B=7人

- ・個人としては行政とのコミュニケーション不足は否めない。分かりやすい議会へ改善の余地がある。
- ・概ね取り組んだ。
- ・定例会後の「報告」発行、「報告会」の実施、議会内外の研修、本会議、常任委員会での質問への反映、調査の実施。

C=1人

H25

A=3人

B=12人

- ・個としても最大限の努力を行っているが、まだまだ手法等、改善すべきと思う。
- ・研さんを積んだつもりだが、まだ表現できていない。

- ・分かりやすい議会に改善の余地がある。
- ・自由かつ達な討議ができていない。
- ・活動評価は町民に委ねるところであるが、町民の意見を聴きながら活動したつもりである。

C=1人

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この条例は、議会が果たすべき自主的かつ自律的な運営を実現するための基本的な事項を定め、議会の役割を明確にするとともに、町民全体の福祉向上と豊かなまちづくりの進展に寄与することを目的とします。

- ・議会は、条例の目的を果たしたか／・条例をもとに活動したかなど

**H28** ↑

A=15人(常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、渡辺、吉田、西尾)

B=1人(立川)

- ・物事の判断基準においては、常に基本条例を念頭に考える癖をつけていくと、もう少し様々な事がシンプルで明確に判断・行動できたと考えます。

**H27** ↑

A=14人(常通、広瀬、柴田、青木、梅津、中野、寺町、渡辺、梶澤、立川、西尾、早苗、高橋、吉田)

B=1人(中村)

- ・取り組んではいるが、若い層との方々との意見交換が必要。

E=1人(正村)

- ・執行機関と日頃から十分な情報共有を行う。議会も執行機関も話し合えば分かり合えることなのになぜそれができなかったのか。お互いの機関の違いを認めつつ、誤解や疑念を払拭するためにも話し合いや情報交換を行い、政策の質を高める議論をすべきだ。

**H26** ↑

A=8人

- ・条例、規則、訓令を基本とした議会活動がなされた。

B=6人

- ・2回の議会フォーラム、町民との意見交換会の実施、小中学生のための議会見学会など活動した。
- ・概ね活動できた。
- ・議会運営委員会と議員全体のパイプが十分つながっていない。

C=2人

**H25**

A=4人

- ・1年目としては活動できたと考える。

B=12人

- ・果たされていると思う。しかし、具体的な事業等において工夫が必要なことが多い。
- ・議会の役割の周知不足。
- ・福祉向上とまちづくりに努力したと考える。

(基本理念)

第2条 議会は、町民の代表としての負託と信頼に応え、大局的な視点から意思決定し、真の地方自治の実現に取り組みます。

- ・議会は、基本理念を守ったか／・大局的な視点から意思決定し真の地方自治の実現に取り組んだかなど

H28 ↑

A=14人(常通、広瀬、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、渡辺、吉田、西尾)

B=2人(寺町、立川)

- ・大局的な視点からの取り組みが足りない。
- ・議員間の討論が足りないまま、各議員の判断で決定してしまう事項もあった。持論の展開から、他者の意見を聞きさらに論点を深める過程を経られるとより議会としての決定が強いものになると考える。それには、執行機関との調整やスケジュール管理も重要で、議会と事務局との更なる連携が必要と考える。

H27 ↑

A=12人(常通、広瀬、柴田、青木、中野、寺町、渡辺、梶澤、立川、早苗、高橋、吉田)

B=3人(梅津、中村、西尾)

- ・地方政治は、国政と不可分の関係にある。真の地方自治を求める以上、国政と地域・住民の置かれている関係について、認識を深めることが重要。
- ・大局的な視点での取り組みについては、やや不足と感じる。
- ・議員全員ができていないと思わない。

E=1人(正村)

- ・大局的な視点に立つということは、「良い」「悪い」という二者択一ではない。理論的な議論が展開されることが少ない。条例を作成する場合には、執行機関の法務担当のアドバイスも参考にしながら進めていくべきと考える。

H26 ↑

A=9人(吉田・中野・常通・小椋・藤森・齋藤・高橋(仁)・西尾・柴田)

- ・議員間討議を重ねての取組がなされた。
- ・議長から諮問のあった6項目について、議会運営委員会及び全員協議会において、延べ23回にわたる協議を行い、H27年度の議会体制について議会改革・活性化を進めたことは貢献度大と考える。
- ・概ね取り組めた。

B=4人(吉田・岡崎・高橋(源)・広瀬)

C=3人(正村・梅津・唯野)

・理事者の提案は、住民、議会の声に向き合う姿勢がうかがえる部分があるものの、基本的には国政に沿っている。議会は住民目線からの意思表示が求められると思う。

H25

A=4人

・取り組めたと考える。

B=11人

・議会全体としては、方向を間違っていないと思うし、理念に沿って活動していると思う。

C=1人

・全体が地方自治の実現と考えているかには疑問がある。

2 議会は、市政運営に関する監視、調査、政策形成及び提言機能を併せ持つ機関としての責任を果たします。

・議会は、これらの機関としての責任を果たしたとか。

H28 ↑

A=13人（常通、広瀬、寺町、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、西尾

B=3人（正村、梶澤、吉田）

- ・委員会の調査が不足している。
- ・スケジュール管理を徹底し提言まで結びつける。
- ・議員間討議と徹底した質疑。分からないことをうやむやにしない。

H27 ↑

A=10人（常通、広瀬、柴田、寺町、中村、渡辺、立川、西尾、高橋、吉田）

B=4人（青木、梅津、中野、梶澤）

- ・議会基本条例第12条の7つの論点の認識。
- ・現段階としては十分、努力したが100パーセントではないという意味でB。
- ・政策形成について、作成能力が不十分。

C=1人（早苗）

・課題抽出に十分な議員間討議を行い課題の論点をはっきりさせて計画性を持って調査を進める。

E=1人（正村）

・「提言」がどのような意味をもつのか、執行機関と議会の合意が必要である。「提言」を行った委員会や議会の総意であるのだから、その後議案審議についても一貫性がなくてはならない。「提言」をするなら「提言」が及ぼす影響を十分に考え、慎重にことばを選び、文章を作成必要がある。

H26 →

A=5人

・決算・意見交換会等で課題抽出するなど所管委員会活動の充実が図られた。

・議会改革の途上で、この2年間で原案5件を否決した。是々非々を多数決によって決したが、行政の反省は少なく感じた。

B=7人

- ・取り組んではいるが改善の余地があるとする。
- ・「不正会計」の問題では、集中して役割を果たしたと思うが、発覚前のチェック機能は不十分だった。町政運営に関して専門性、知識を獲得しなければならないと考える。一定の水準に達しなければ、形はできても政策提言の実現は困難と思う。

C=3人

D=1人

H25

A=5人

B=7人

- ・果たしている。しかし、政策形成及び提言については、まだまだである。
- ・監視、調査はできたと思うが提言はこれからの課題である。
- ・一定の責任は果たしたと考えるも調査という点においては一部未達成の感がある。

C=4人

- ・一般質問は議員による政策提言であるが、「限られた議員しか行っていない」と町民から指摘がある。政策提言の「見える化」を意識すべきだ。
- ・不正会計処理等問題の調査は足りない。町の言い分を聞いただけである。

3 議会は、予算及び決算をはじめとする町政に係る様々な事項に対し、議事機関としての責任を果たします。

・議会は、議事機関としての責任を果たしたか。

**H28** 

A=15人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、西尾）

B=1人（吉田）

- ・議員間討議と徹底した討議。分からないことをうやむやにしない。

**H27** 

A=16人（常通、広瀬、柴田、青木、梅津、中野、寺町、中村、渡辺、梶澤、立川、正村、西尾、早苗、高橋、吉田）

**H26** 

A=10人（中野・青木・常通・小椋・岡崎・齋藤・梅津・高橋（仁）・柴田・広瀬）

- ・予算・決算方法に検討を加えるなど議員研修会が生かされた。
- ・2回の一般会計決算不認定。（町長は、地方自治法に基づき、決算についてその認定に関する議会の議決を合わせて北海道知事に報告し、その要領をどのように町民に公表したのか。
- ・概ね果たしたと考える。

B=3人(吉田・西尾・藤森)

C=3人(正村・唯野・高橋(源))

- ・H26 決算の不適切会計処理で不当利得延滞金の補正予算案を議決して不認定したことは議決した責任を果たしていない。

H25

A=4人

- ・現状の中では果たせたと考える。

B=9人

- ・果たしている。
- ・予算及び決算における質疑に若干問題あり。

C=3人

- ・単に行政批判のみに意を注ぐ場合が見受けられた。

4 議会は、広く町民の意思を把握し、町政に的確に反映させることを目的に、議員個々の資質を高め、議会機能の強化並びに活性化に取り組み、議会力及び議員力を強化します。

- ・議会は、これらのことを目的に議会力・議員力を強化したか。

H28 

A=13人(常通、広瀬、寺町、正村、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、渡辺、吉田)

B=3人(梶澤、立川、西尾)

- ・議員力は個々で強化されてきたが、議会力に繋がっていない。ミーティングの強化必要。
- ・芽室町議会の二本柱は住民参加と情報公開である事を今後も念頭におき、まずは住民参加による意見の収集、その民意にも基づき、町の事務事業調査や、よりよい政策づくりに取り組む事を全員の共通認識として再確認し取り組みたい。
- ・議会力、議員力の研修での向上について、現実はなかなか強化したとは言えない。

H27 

A=12人(常通、広瀬、柴田、青木、梅津、寺町、中村、渡辺、梶澤、立川、西尾、早苗)

B=3人(中野、高橋、吉田)

- ・議会内の課題を話し合いにより解決すべきだができていない。課題が速やかに解決できないことは、議会力が高いとは言えない。
- ・固定化された高齢者の意思を把握する機会はあるが働きざかりの声は把握できていない。

E=1人(正村)

- ・研修が議会力や議員力の向上に結びついたと言える段階にまだない。

H26 

A=9人(吉田・中野・青木・常通・小椋・藤森・岡崎・齋藤・柴田)

- ・強化している。

- ・研修会などを通し議員資質向上に努めた。
- ・議員研修の実施、外部評価（マニフェスト大賞最優秀成果賞を受賞。
- ・研修内容は、議会力・議員力を強化する内容であった。
- ・計画的な研修の機会を設けることにより、資質向上、議会力、議員力強化に一定の効果があったと考える。継続することが更なる議会力、議員力、個々の資質向上につながると思う。

B=4人（梅津・高橋（仁）・高橋（源）・広瀬）

C=3人（正村・西尾・唯野）

H25

A=2人

B=10人

- ・研修等を行い強化に努めている。
- ・議会力は向上していると考えますが議員力は自分を含め、まだまだ強化できると考える。
- ・議会力・議員力について一部不足している。
- ・方向性は別として議員力強化に向けているとの思いは、それぞれが持ち合わせていたと思う。

C=4人

## 第2章 議会及び議員の活動原則と政治倫理

### （議会の活動原則）

**第3条** 議会は、全ての会議を原則公開するとともに、民主的かつ効率的な議会運営のもとに、次の活動を行います。

（1） 議事機関として、町政の重要事項について意思決定を行うこと。

- ・議会は、議事機関として町政の重要事項について意思決定したか。

H28 →

A=15人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、渡辺、吉田、西尾）

B=1人（立川）

- ・もっと議員間での討論を交わし、個々の意見から議会としての意見にまとめる過程があると、より深みのある議会としての決定を下せると考える。

H27 ↑

A=15人（常通、広瀬、柴田、青木、梅津、中野、寺町、中村、渡辺、梶澤、立川、西尾、早苗、高橋、吉田）

E=1人（正村）

- ・消防団条例が再議になり、議会は否決した。その後議会が条例提案することになったが、この案件では半年もの時間を費やしている。効率的な議会運営を行うためにも執行機関との日頃からの情報交換は必須である。執行機関との距離感が必要だと考えるが、牽制することとは全く情報を提供しないことではない。民主的で効率的な議会運営は、町民の利益に資するものであるし、議会はよりよい政策の実現にこそ時間を割くべきである。

H26 ↑

A=14人

- ・議論を重ねて実施されたと考える。
- ・H26.3 H24年度一般会計決算（再認定—不認定）。不適切会計処理 H26.6 職員給与条例（修正案を提出、可決）。
- ・できたと考える

C=2人

H25

A=10人

- ・決定している。
- ・定例会議及び臨時会議で議事機関として町政の重要事項について意思決定した。

B=5人

- ・議事機関としての思いは強く持ち合わせていたと思う。

C=1人

(2) 町民の意思が的確に反映され、公正で民主的に町政が運営されているかを監視し、けん制すること。

- ・議会は、これらをもとに監視し、けん制したか。

H28 ↑

A=15人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、西尾）

B=1人（吉田）

- ・監査的視点での質疑が少なすぎる。

H27 ↑

A=13人（常通、広瀬、柴田、青木、梅津、中野、寺町、渡辺、立川、西尾、早苗、高橋、吉田）

B=2人（中村、梶澤）

- ・けん制という部分についてはやや不足していたと思う。

E=1人（正村）

- ・執行機関を必要以上に牽制しており、議会に情報が届きづらくなっている。公正で民主的な町政のために、もっとよりよい関係を築いてほしい。

H26 ↑

A=7人

- ・そのように考える。
- ・不適切会計処理等に関する調査特別委員会設置など監視しけん制した。
- ・概ねできたと考える。

B=6人

C=3人

- ・「不正会計」問題の発生は、監視・けん制の力が弱かったことによると思う。

H25

A=3人

- ・監視・けん制している。時には申入れを行っている。
- ・特に不適切会計処理等に関する調査特別委員会等で監視、けん制した。

B=12人

- ・議会と町民の間の温度差があると思う。
- ・監視、けん制はなされていたと考える。

C=1人

(3) 議員相互間の自由かつ達な討議を通して意見を集約し運営すること。

- ・議会は、自由かつ達な討議により意見集約し運営したか。

H28 

A=5人(常通、寺町、青木、梅津、柴田)

B=8人(広瀬、梶澤、中村、高橋、中野、早苗、渡辺、西尾)

- ・前進はしているが意見集約まで至っていない。議員間の信頼関係の構築に努める。
- ・自由闊達な討議をさらに深めたい。
- ・自由討議の充実。
- ・実践的な研修や勉強会の実施。
- ・討議する機会と時間を増やすこと。
- ・ミーティングを活用した議員間の自由討議は前年に比べると進んだと思うが、委員会内での自由討議についてはそれぞれの意見表明にとどまっている点は否めないため、さらに踏み込んだ討議が必要と考える。
- ・議員相互間の自由闊達な討議により意見集約はもう少し不足している。

C=3人(正村、立川、吉田)

- ・自由討議はまだ改善の余地がある。
- ・まずは、委員会調査の場において、質疑後の自由討議を欠かさず行い、その日の論点や課題を共通認識していく癖をつけていくと良いと考える。いずれは、本会議場でも自由討議を行う事を目標に取り組みたい。
- ・毎回3、4人が反対するぐらいがちょうど良い。

H27 

A=4人(広瀬、青木、渡辺、立川)

B=8人(常通、柴田、梅津、寺町、中村、梶澤、早苗、吉田)

- ・ミーティング活用し、議員間の自由討議がもう少しスムーズにやりとりできるようになれば良い。
- ・十分とは言えない。他の意見にもっと自分の意見をぶつけて良い。
- ・前進していることは確認できるが、100パーセントではないという意味でB。
- ・もっと議員相互の討議が必要。
- ・討議不足は否めないが、かつ達な討議が出来るための環境が大切。議員間の信頼関係が重要。
- ・課題別に委員会の枠を超えて自由討議を行う。
- ・本筋からはずれた些細なことに拘り、大事なことを討議するレベルまで達していない。

C=3人（中野、西尾、高橋）

- ・委員会での自由討議をもっと重要視すべき。
- ・取り組みもうとしたが、理想通り自由闊達な討議を通していると思わない。
- ・自由闊達な討議が不足。

E=1人（正村）

- ・議員個々のもつ情報に差が生じており、十分な政策議論ができない。政策サイクルや議員間討議を充実するためにもまずは5月連休明けに各課の今年度の主要事業について所管委員会において調査を行うことを提案したい。

H26 

A=3人

- ・そのように考える。
- ・概ねできた。

B=9人

- ・討議不足が見受けられるが、理解しない議員もいる。所管委員会で質疑したものを再度本会議で質疑するのはいかがなものか。
- ・第1条の評価に関連する。常任委員会では達成しつつあると考える。

C=2人

D=2人

- ・会議メンバーから順に意見を聴くことからスタートしてはどうか。

H25

A=1人

- ・少しずつではあるが、進歩していると考ええる。

B=9人

- ・かつ達まで行えていないが、今後も研修等を行いつつ、討議が十分できるよう場を重ねる必要がある。
- ・討議不足が見受けられる。
- ・自由かつ達であったかは別として意見交換はなされていたと考える。

C=5人

D=1人

- ・全くできていない。

(4) 議決責任を深く認識するとともに、重要な事項についての議案等を議決したときは、町民に対して説明すること。

- ・議会は、議決責任を深く認識し、重要な事項についての議案等を議決したときは、町民に対して説明したか。

H28 ↑

A=14人(常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、渡辺、西尾)

B=2人(立川、吉田)

- ・議会だより以外にも、SNSではリアルタイムに議会の情報を議会の立場で詳細に発信していくと良いと考える。
- ・議員間討議と徹底した質疑。分からないことをうやむやにしない。

H27 ↑

A=13人(常通、広瀬、柴田、青木、梅津、中野、寺町、中村、渡辺、梶澤、立川、西尾、早苗)

- ・説明をすると町民の理解に温度差がある。
- ・議会だよりにより行ったと言える。
- ・議会だよりにて説明している。

B=2人(高橋、吉田)

- ・議員たるもの 全員がネットを通じてタイムリーな情報発信をすべきで、タブレットはその有効なツールではないかと期待している。

ー=1人(正村)

H26 →

A=8人

- ・議会だよりを毎月発行し、その中で説明している。
- ・議会だよりによる周知、個々で実施されたと考える。
- ・議会だよりで十分に説明している。ホットボイス等においても十分に協議し、懇切でいねいな回答をしている。

B=5人

- ・取り組んではいるが、不足している部分が見受けられ、改善の余地がある。
- ・説明努力は、「議会だより」を中心に重ねられていると思うが、「意見交換会」での参加者の声から察して、十分とはいえないと考える。

C=3人

H25

A=8人

- ・今、できる手法(議会だより、インターネット、意見交換会等)を用いて行っている。
- ・議会だよりなど議会としては説明していると考える。
- ・議会だよりで十分に説明している。またホットボイス等で協議し適切な回答をしている。

・議会だより等でやっているが、どの程度読んでくれているか心配である。

B=7人

・自らの思いで努力されたものとする。

C=1人

#### (委員会及び委員長の活動原則)

**第4条** 芽室町議会委員会条例（昭和62年芽室町条例第2号）に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」といいます。）は、次の活動を行います。

(1) 審査及び調査に当たっては、資料等を公開し、町民に分かりやすい議論を行うこと。

・委員会は、審査及び調査に当たり、資料等を公開し、町民に分かりやすい議論を行ったか。

委員会評価

所管 0

総務経済委

H28=A ↓

A=7人（広瀬、寺町、梶澤、梅津、中野、柴田、西尾）

C=1人（正村）

・審査や調査は必ず公開して行う。

厚生文教委

H28=A ↓

A=7人（常通、広瀬、青木、中村、高橋、渡辺、吉田）

B=2人（早苗、立川）

・調査する事務事業においてはスケジュールがタイトなケースもあり、もう少し議論を深めたい事例もあった。同僚からの意見にもあったが、説明を受ける前に自由討議やミーティングを行い論点などの共有が出来ると良いと考える。

総務経済委

H27=A ↑

A=7人（柴田、梅津、中野、寺町、梶澤、正村、西尾）

厚生文教委

H27=A ↑

A=7人（常通、青木、中村、渡辺、早苗、高橋、吉田）

B=1人（立川）

- ・会議資料や、会議の様子はすべて公開されていますが、どの町民が見ても分かる内容かどうかという観点に立つと、使われている用語やこれまでの経過などについて理解して頂くにはもう少しかみ砕いた表現を意識した方が良いのかと考えます。また、議会基本条例第12条7項目に基づきながら論点を明らかにした討論を行うことが分かりやすい議論につながるのだと考えます。

H26=B

- ・多くの討議がなされたが、自由討論の場が少なかった。

A=1人

- ・多くの議論のもと、充実した委員会活動を実施。

B=3人

- ・会議条例等を見直してもっと分かりやすくする必要がある。

C=2人

—=1人

H25=B

- ・委員から、それぞれ多様な意見が出され、議論を深めることができたが、自由討議については改善が求められる。

厚生委

H26=B

- ・資料の公開については十分であったと考えるが、議論を深める点、自由討議は十分とは言えない。

A=2人

B=3人

—=2人

H25=B

- ・資料公開については、インターネットを通じ、十分公開してきたが、自由討議については不足していた感があり、委員長の進行具合により、論点・争点化を明確にし、活性化すべきであった。

経済委

H26=A →

- ・全件資料を公開し、会議も分かりやすい議論に努め、概ね達成した。

A=3 人

B=2 人

C=1 人

H25=A

- ・なし

議運委

H28=A →

A=10 人 (常通、広瀬、梶澤、中野、早苗、柴田、梅津、中村、立川、渡辺)

B=1 人 (正村)

- ・論点整理を行い、効率的な委員会運営を目指すべき。

－=4 人 (青木、吉田、西尾、寺町)

H27=A →

A=11 人 (常通、柴田、青木、中野、渡辺、梶澤、正村、西尾、早苗、高橋、吉田)

B=2 人 (梅津、立川)

- ・会議資料や、会議の様子はすべて公開されていますが、どの町民が見ても分かる内容かどうかという観点に立つと、使われている用語やこれまでの経過などについて理解して頂くにはもう少しかみ砕いた表現を意識した方が良いのかと考えます。また、議会基本条例第12条7項目に基づきながら論点を明らかにした討論を行うことが分かりやすい議論につながるのだと考えます。
- ・議会の仕組み、用語等、多くの住民の理解を得るには時間がかかる。

－=2 人 (中村、寺町)

H26=A →

- ・全件資料公開し、会議も分かりやすい議論に努めた。会議記録を全議員に周知した。

A=7 人

- ・そのように考える

B=1人

C=1人

・議論の課程が十分伝わるよう委員会での報告がなされるべきだと考えます。

—=2人

**H25**=A

A=7人

・資料を公開し、分かりやすい議論に努めている。全調査についての意見交換はしていないが、的を絞って交換している。

B=7人

・多くの議論を重ねたと考える。

C=1人

D=1人

**予決特委**

**H28**=A 

A=15人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、中村、高橋、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、梅津、西尾）

—=1人（青木）

**H27**=A 

A=12人（常通、柴田、青木、中野、寺町、中村、渡辺、正村、西尾、早苗、高橋、吉田）

B=3人（梅津、梶澤、立川）

・会議資料や、会議の様子はすべて公開されていますが、どの町民が見ても分かる内容かどうかという観点に立つと、使われている用語やこれまでの経過などについて理解して頂くにはもう少しかみ砕いた表現を意識した方が良いのかと考えます。また、議会基本条例第12条7項目に基づきながら論点を明らかにした討論を行うことが分かりやすい議論につながるのだと考えます。

・質疑の核心未到達の場合、回数増を認める配慮は必要。

—=1人（広瀬）

**予特委**

**H26**=A 

A=5人

・そのように考える

B=8人  
C=1人  
- =2人

**H25**=B

A=3人

・資料を公開し、分かりやすい議論に努めている。全調査についての意見交換はしていないが、的を絞って交換している。

B=12人

・予特、決特での意見を出す場の勘違いがあるよううかがえる場面であるが、意思はうかがえた。

C=2人

**決特委**

**H26**=B 

A=5人

・そのように考える

B=7人

C=1人

- =2人

**H25**=B

A=5人

・資料を公開し、分かりやすい議論に努めている。全調査についての意見交換はしていないが、的を絞って交換している。

B=10人

・議論がなされたと考える。

C=1人

**庁舎特委**

**H28**=B 

A=12人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、中村、高橋、中野、早苗、柴田、吉田、西尾）

B=2人（渡辺、梅津）

- ・さらに議会として審査の経過や行政課題等についてわかりやすい資料の作成及び公開を行い、町民にとってわかりやすい議論を進めていくことが必要と考える。
- ・議会として候補地を複数にしてしまったことで、場所に関する議論の深まりを妨げてしまった。

C=1人（立川）

- ・今年度は重要な決定事項があったが、委員間での自由討議が足りないと思う。早期に住民参加を行い、議員個々の意見を出し合い、磨き合って委員会としてももう少し一定の方向性を出す事ができれば良かった。振出しに戻るような発言に対し、「そこはもう過ぎている」という委員長からの制止もあったが、議論が戻るという事は、それまでの議論が足りていなかったという事なのではないだろうか。モニター意見にもあったが、議会の意思決定に行きつくまでの議論の経過が分かるような執り進め方が必要だと考える。来年度以降は、全般的スケジュールや委員間の共通認識を持ちながら、十分な議論を重ねて町民にも分かりやすい執り進め方をしたい。

－=1人（青木）

H27=A 

A=12人（常通、青木、中野、寺町、中村、渡辺、梶澤、正村、西尾、早苗、高橋、吉田）

B=3人（柴田、梅津、立川）

- ・会議資料や、会議の様子はすべて公開されていますが、どの町民が見ても分かる内容かどうかという観点に立つと、使われている用語やこれまでの経過などについて理解して頂くにはもう少しかみ砕いた表現を意識した方が良いのかと考えます。また、議会基本条例第12条7項目に基づきながら論点を明らかにした討論を行うことが分かりやすい議論につながるのだと考えます。
- ・課題は見えている。ポイントを絞って議論をしていく。
- ・改善されつつあるが、理事者提案待ちではなく、能動的行動があってもいい。

H26=A 

A=6人

- ・そのように考える

B=5人

- ・議会としての議論はこれからで今後の調査、住民の声を聞き取り、住民に示すことができる内容を持つべき。

C=1人

－=2人

H25=B

A=5人

・資料を公開し、分かりやすい議論に努めている。全調査についての意見交換はしていないが、的を絞って交換している。

B=10人

・予特、決特での意見を出す場の勘違いがあるようにうかがえる場面であるが、意思はうかがえた。

C=1人

#### 不<sub>会</sub>特<sub>委</sub>

H28=設置なし

H27=設置なし

H26=A →

A=6人

B=5人

C=2人

-=1人

H25=A

A=6人

・資料を公開し、分かりやすい議論に努めている。全調査についての意見交換はしていないが、的を絞って交換している。

B=7人

C=3人

・重要な事項は確かだが、同じ事柄を違った議員が意見を述べ、事態をまとめようとする思いに欠けていたと考える。

(2) 町民に対し審査の経過及び所管する行政課題等に対処することを目的に、意見交換会等を開催すること。

・委員会は、審査及び調査に当たり、資料等を公開し、町民に分かりやすい議論を行ったか。(意見交換会等を行ったか。)

#### 委員会評価

#### 所管

#### 総務経済委

H28=A ↑

A=7人(広瀬、寺町、梶澤、梅津、中野、柴田、西尾)

C=1人(正村)

- ・意見交換会を行うことが目的なのではない。事前に相手方と打ち合わせを行い、有意義な意見交換会になるよう準備をすることが大事。

#### 厚生文教委

H28=A ↑

A=8人（常通、広瀬、青木、中村、高橋、早苗、立川、吉田）

B=1人（渡辺）

- ・討議する機会と時間を増やすこと。
- ・全体的にはわかりやすい議論を行ったと考えるが、さらに意見交換会等を開催するなどして、広く町民に対して審査の経過や行政課題等についてわかりやすい議論を進めていくことが必要と考える。

#### 総務経済委

H27=A ↓

A=5人（柴田、中野、寺町、正村、西尾）

B=2人（梅津、梶澤）

- ・モニターの反応はおおむね好評と考えるが、より広く町民の反応をどう把握するか、検討が必要。
- ・年度スケジュールを策定し、計画的に意見交換会を実施すべき。

#### 厚生文教委

H27=A ↑

A=4人（常通、青木、中村、高橋）

B=3人（渡辺、立川、早苗）

- ・全体的にはわかりやすい議論を行ったと考えるが、さらに意見交換会等を開催するなどして、広く町民に対して審査の経過や行政課題等についてわかりやすい議論を進めていくことが必要と考える。
  - ・老人クラブや各団体との意見交換会では経過や結果の説明を行うに留まっていた為、所管する個別の調査事項に限定した意見交換会を今年度は開催する機会を持ってませんでした。H28年度はこの事を意識して一回でも良いので公聴の機会を持ちたいと考えます。
  - ・自由討議とミーティングの区別をはっきりさせて議論の過程を議事録に載せる。
- －=1人（吉田）

#### 総務委

H26=B →

- ・時間配分に考慮した意見交換会とすべきである。

A=1人

・そのように考える。

B=5人

・意見交換会の参加者が増えるよう努力が必要と思います。研修会とのセットの意志が伝わっていないのか、時間的に無理があるのか見当の必要性があります。

C=1人

**H25**=D

・地域集会施設を行政課題とすべきであったが、その検討はしなかった。平成26年度については、開催の方向で考える。

**厚生委**

**H26**=B 

・行政課題については、所管との話し合いは十分ではなかった。しかし、課題については調査を行う中で理解できた点もあった。

A=2人

B=3人

—=2人

**H25**=B

・行政課題については、各種団体と意見交換会を開催し、概ね達成した

**経済委**

**H26**=A 

・団体との意見交換会を実施し、概ね達成した。

A=3人

B=2人

C=1人

**H25**=A

・なし

#### 議運委

H28=A ↑

A=11人（常通、広瀬、梶澤、中野、早苗、梅津、柴田、中村、立川、渡辺、吉田）

－=5人（青木、西尾、高橋、正村、寺町）

H27=A ↓

A=10人（常通、柴田、青木、中野、渡辺、梶澤、正村、西尾、早苗、高橋）

B=2人（梅津、立川）

- ・モニターの反応はおおむね好評と考えるが、より広く町民の反応をどう把握するか、検討が必要。
  - ・議長諮問事項については諮問委員会からの答申を得る事が出来ました。議会フォーラムなどで参加者からの意見聴取も出来ました。今後は、これまで議会に関心を持って頂けなかった様々な世代の町民（18歳、子育て世代、働きざかり世代）へアプローチする事を行く必要を感じます。
- －=3人（吉田、中村、寺町）

H26=A →

- ・H27の体制について、議会フォーラム及び意見交換会を開催し意見を聴いた。

A=6人

- ・そのように考える。

B=6人

－=2人

H25=A

- ・議運からは、議員定数・報酬等について報告したが、意見交換会を開催してはいない。
- ・H26については同案件について意見交換会を開催しなければならない。

#### 庁舎特委

H28=A ↑

A=11人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、中村、高橋、中野、早苗、柴田、吉田）

B=3人（立川、梅津、渡辺）

- ・早期の段階で町民参加を行い、住民の意向を伺い議会としての論点整理が出来ればよかった。

- ・今後においては、さらに意見交換会等を開催し、議会として積極的に町民の意見を聴く場を設け、透明性の高い、開かれた議論になるように進めていくことが重要と考える。また、広く町民に対して審査の経過や行政課題等についてわかりやすい説明を行い、議論を進めていくことが必要と考える。
  - ・開催はしたが、時期と内容に課題があった。
- －＝1人（青木）
- ・

H27=A 

A=10人（常通、柴田、青木、中野、中村、梶澤、正村、西尾、早苗、高橋）

B=2人（梅津、渡辺）

- ・モニターの反応はおおむね好評と考えるが、より広く町民の反応をどう把握するか、検討が必要。
- ・今後においては、意見交換会や公聴会などを開催し、議会として積極的に町民の意見を聴く場を設け、透明性の高い、開かれた議論になるように進めていくことが重要と考える。

C=1人（立川）

- ・今年度は、庁舎建設に対し議会としての方針を形づくり、どのような方法で住民からの意見聴取を行うのかについても議決に入る前に急ぎ足で議会の意思決定をしていかなければならないと考えます。

E=1人（寺町）

- ・進行形なので町民に知らせる時期ではない。

－＝1人（吉田）

H26=B 

A=5人

- ・そのように考える。

B=8人

C=1人

－＝1人

H25=B

A=5人

- ・資料を公開し、分かりやすい議論に努めた。全調査についての意見交換はしていないが、的を絞って交換している。

B=10人

・議論がなされたと考える。

C=1 人

・意見交換会を開催していることはよい。

#### 不~~会~~特委

H28=設置なし

H27=設置なし

H26=B

A=4 人

・多くの委員会を開催したが、出される意見は都度、同様に、異なる議員の発言に終始した感に写った。

B=7 人

・理事者側は監査・議会の要請に真しに対処していない

C=3 人

—=1 人

H25=B

A=3 人

・資料を公開し、分かりやすい議論に努めた。全調査についての意見交換はしていないが、的を絞って交換している。

B=8 人

C=5 人

・多くの委員会が開催された。

・理事者は、監査委員、議会の要請に真摯に対応していない。

(3) 委員長は、副委員長と協議のうえ、委員会の秩序保持に努め、効率的な議事の整理を行い、委員会の事務をつかさどること。

・委員長は、副委員長と協議し、委員会の秩序保持に努め、効率的な議事整理を行い、委員会の事務をつかさどったか。

#### 委員会評価

#### 所管

#### 総務経済委

H28=B ↓

A=3人（広瀬、中野、西尾）

B=3人（梶澤、梅津、柴田）

- ・綿密な事前協議が必要。
- ・正副の協議は課題が残った。
- ・議論にあたっては、お互い、相互の人格を損なうような発言の仕方は控えるように留意する。
- ・2常任委員会制になり。所管事務事業が増えたなかで、委員会調査の手法等、適時（年に2～3回）、全体の事業経過や進捗状況のチェックをしていくようなことが必要と考える。

C=1人（正村）

- ・約束は守る（こと）。委員会の論点整理や会議の到達点について事前に十分協議をする。

E=1人（寺町）

- ・一般委員なので図りかねる。

厚生文教委

H28=A ↑

A=9人（常通、広瀬、青木、中村、高橋、早苗、立川、渡辺、吉田）

総務経済委

H27=A →

A=3人（柴田、寺町、西尾）

B=3人（梅津、中野、梶澤）

- ・正副の意思統一については留意し、運営に努めたが、評価は困難。
- ・ミーティングをもっと活用すべき。

E=1人（正村）

- ・委員会としての方向を出すためにそれぞれの意見を聴くだけで委員会が終わるのは非効率。議論は尽くすべきであるが、効率的な委員会運営をすべき。

厚生文教委

H27=A ↑

A=7人（常通、青木、中村、渡辺、立川、早苗、高橋）

B=1人（吉田）

- ・論点争点整理による効率の良い運営をさらに求める。

総務委

H26=B ↑

- ・綿密な事前協議により、活発な委員会討議を必要とする。

A=1 人

- ・そのように考える。

B=2 人

C=2 人

D=2 人

H25=C

- ・事務局に会議記録を委ねているが、論点・争点となる会議とはならなかった。

厚生委

H26=A ↑

- ・正副の協議は、十分行っていたが委員会に反映したかは、十分ではなかった。

A=3 人

B=2 人

—=2 人

H25=B

- ・議事進行で議員間討議を活発化できなかった面はあるが、必ず正副委員長会議を事前に開催し、原課にも足を運び、事務調査の打ち合わせを行った。

経済委

H26=A →

- ・正副委員長で事前に協議し、原課にも足を運ぶなど、概ね達成した。

A=2 人

B=2 人

C=1 人

H25=A

・なし

議運委

H28=A

A=11人（常通、広瀬、梶澤、中野、早苗、梅津、柴田、中村、立川、渡辺、吉田、）

－=5人（青木、高橋、正村、寺町、西尾）

H27=A

A=9人（常通、柴田、青木、渡辺、梶澤、立川、西尾、早苗、高橋）

B=3人（梅津、中野、吉田）

・努力は評価するが、物事を進めるにあたって、議員個々の信条があることに、もっと配慮が必要。特に全員協議会との関係を明確に周知徹底すること。

・ミーティングをもっと活用すべき。

・論点争点整理による効率の良い運営をさらに求める。

－=3人（正村、中村、寺町）

・傍聴はしていたが、すべての委員会を傍聴していたわけではないので評価できない。

H26=A

・正副議長・正副委員長会議を事前に開催し（36回）、効率的な議事整理に努めた。委員会の秩序保持にも努め、効率的な議事整理を行った。

A=8人

・そのように考える。

・正副議長・正副議運委員長会議によって調整が取れている。

B=4人

D=1人

－=3人

・正副委員長・事務局の打ち合わせをすべき。しているように思えない。

H25=A

・正副議長・正副委員長会議を事前に開催し、効率的な議事整理に努めた。秩序保持の面では、発言面では挙手のない発言が多少あった。

A=5人

・事前に正副委員長と事務局で打ち合わせを行うなどスムーズな進行、委員会運営に努めている。

B=9人

- ・正副議長及び正副委員長会議によって調整が取れている

C=1人

D=1人

**予決特委**

**H28=A** 

A=13人（常通、広瀬、正村、梶澤、中村、高橋、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾）

- ・予算決算委員会はそのなかに委員長、副委員長と打ち合わせまでの問題がなかったのではないかな。

B=1人（梅津）

- ・委員会での質疑の回数について、3回を超えることを特別に認めることがあってもよいのではないかな。

E=1人（寺町）

- ・一般委員なので図りかねる。

—=1人（青木）

**H27=A** 

A=13人（常通、柴田、青木、中野、寺町、中村、渡辺、梶澤、立川、正村、西尾、早苗、高橋、

B=2人（梅津、吉田

- ・論点争点整理による効率の良い運営をさらに求める。

**H26=A** 

A=5人

- ・そのように考える。

B=7人

- ・一部調査不足が見受けられる。

C=2人

—=2人

**H25=B**

A=3人

・事前に正副委員長と事務局で打ち合わせを行うなどスムーズな進行、委員会運営に努めている。

B=10人

・一部調査不足が見受けられる。

C=3人

**決特委**

**H26**=A

A=7人

・そのように考える。

B=5人

・一部調査不足が見受けられる。

C=2人

-=2人

**H25**=B

A=4人

・事前に正副委員長と事務局で打ち合わせを行うなどスムーズな進行、委員会運営に努めている。

B=9人

C=3人

・一部調査不足が見受けられる。

**庁舎特委**

**H28**=A 

A=12人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、中村、高橋、中野、早苗、柴田、吉田、西尾）

B=2人（渡辺、梅津）

・委員から原課への質疑に対して、委員長が代わりに答弁し持論を述べるが多くみられた。効率的な議事整理は必要だが、委員の発言を保障し、その上で論点争点整理を行いながら委員会運営を進めていくことが望ましいと考える。

・議論の深まりが不足していた。

C=1人（立川）

・委員の質疑に対し、説明委員ではなく委員長が答弁なさることもあり、それ以上議論が進まない事もあった。

—=1人（青木）

H27=A 

A=13人（常通、柴田、青木、中野、寺町、中村、渡辺、梶澤、立川、正村、西尾、早苗、高橋）

B=2人（梅津、吉田）

- ・論点争点整理による効率の良い運営をさらに求める。

H26=A 

A=8人

- ・そのように考える。

B=4人

C=1人

—=2人

H25=B

A=5人

- ・事前に正副委員長と事務局で打ち合わせを行うなどスムーズな進行、委員会運営に努めている。

B=8人

C=3人

不会特委

H28=設置なし

H27=設置なし

H26=A 

A=7人

- ・多くの委員会を開催したが、出される意見は都度、同様に、異なる議員の発言に終始した感に写った。
- ・6月までに終結すべきところを9月まで先延ばしとなり、議会の申し入れによらなかった。

B=3人

C=3人

--=2人

**H25**=B

A=6人

- ・事前に正副委員長と事務局で打ち合わせを行うなどスムーズな進行、委員会運営に努めている。

B=6人

- ・委員長は議事整理、進行を行う立場であるので議場以外の場でも発言には慎重にしていきたい。

C=4人

(4) 委員長は、討議による合意形成に努め、委員長報告を作成し、報告に当たっては、論点、争点等を明確にすること

- ・委員長は、討議による合意形成に努め、委員長報告を作成し、報告に当たり、論点、争点等を明確にしたか。

**委員会評価**

**所管**

**総務経済委**

**H28**=A 

A=6人 (広瀬、寺町、梶澤、中野、柴田、西尾)

B=1人 (梅津)

- ・委員長報告作成段階の時間を確保する。

C=1人 (正村)

- ・委員長は公平な報告を作成すべき。

**厚生文教委**

**H28**=A 

A=7人 (常通、広瀬、青木、中村、早苗、立川、渡辺)

B=1人 (吉田)

- ・論点、争点等を明確にするのは、簡単でないこともある。

C=1人 (高橋)

- ・審査報告で全会一致か採決で反対について議論すべき。

総務経済委

H27=A ↑

A=5人（柴田、梅津、寺町、梶澤、正村）

B=1人（中野）

・論点整理が不十分。合意形成前の討議が浅い。

C=1人（西尾）

・委員会報告を委員長自身が作成したとは思えない。

厚生文教委

H27=A ↑

A=5人（常通、中村、渡辺、立川、早苗）

B=3人（青木、高橋、吉田）

・委員の更なる期待も想定される。

総務委

H26=B →

・委員会に先駆け、議員個々の知識習得により政策討議に向けるべきである。

A=1人

・そのように考える。

B=5人

D=1人

H25

総務委=B

・付託案件などを通して合意形成に努めた。専門的知識を備えてなければ自由討議を通じて、合意形成を果たしてきた。

厚生委

H26=B →

・結論を急ぎ、議論が十分とは言えなかった。論点・争点をもう少し明らかにすべきであった。

A=1人

B=3人

C=1人

—=2人

**H25**

厚生委=B

- ・討議が不十分であったことについては反省している。

経済委

**H26**=A 

- ・委員長は、争点を討議による合意形成に努め、委員長報告を作成した。

A=3人

B=2人

C=1人

**H25**

経済委=A

- ・なし

議運委

**H28**=A 

A=10人（常通、広瀬、梶澤、中野、早苗、梅津、柴田、中村、立川、渡辺）

—=6人（青木、吉田、高橋、正村、寺町、西尾）

**H27**=A 

A=9人（常通、柴田、青木、梅津、渡辺、梶澤、立川、早苗、高橋）

B=2人（中野、吉田）

- ・明確に論点を整理したうえで、深い討議を目指す。

C=1人（西尾、

—=3人（正村、中村、寺町）

- ・傍聴はしていたが、すべての委員会を傍聴していたわけではないので評価できない。

**H26**=A 

・委員長は、争点を討議による合意形成に努め、委員長報告を作成した。

A=7人

・そのように考える。

B=4人

C=1人

D=1人

－=2人

**議運**=B

A=6人

・常に論点、争点を、明確にし、進めまとめつつ、次の委員会等につなげている。

B=7人

C=3人

・委員長報告は行っているが、論点・争点に至る案件もなかった。

**予決特委**

**H28**=A 

A=13人（常通、広瀬、正村、梶澤、中村、高橋、中野、早苗、柴田、立川、梅津、渡辺、西尾）

E=1人（寺町）

・この委員会で委員長報告を作成する必要があるのか。

－=2人（青木、吉田）

**H27**=A 

A=12人（常通、柴田、青木、中野、寺町、中村、渡辺、梶澤、立川、正村、早苗、高橋）

B=2人（梅津、吉田）

・質疑の確認に至るよう発言許可に対する裁量必要。

C=1人（西尾）

H26=B

A=4人

・そのように考える。

B=9人

C=2人

-=1人

H25=B

A=3人

・常に論点、争点を、明確にし、進めまとめつつ、次の委員会等につなげている。

B=11人

C=2人

・全員協議会で反省点が見受けられる。

決特委

H26=B

A=3人

・そのように考える。

B=9人

C=3人

-=1人

H25=B

A=4人

・常に論点、争点を、明確にし、進めまとめつつ、次の委員会等につなげている。

B=10人

C=2人

・全員協議会で反省点が見受けられる。

庁舎特委

H28=B ↓

A=11人(常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、中村、高橋、中野、早苗、柴田、西尾)

B=2人(渡辺、梅津)

・討議による論点、争点整理が不十分。

C=1人(立川)

・委員間の自由討議を早期から重ねるべきだった。

-=2人(青木、吉田)

H27=A ↑

A=13人(常通、柴田、青木、梅津、中野、寺町、中村、渡辺、梶澤、立川、正村、早苗、高橋)

B=1人(吉田)

C=1人(西尾)

H26=A ↑

A=5人

・そのように考える。

B=7人

C=2人

-=1人

H25=B

A=5人

・常に論点、争点を、明確にし、進めまとめつつ、次の委員会等につなげている。

B=10人

C=1人

不設特委

H28=設置なし

H27=設置なし

H26=B ↓

A=4人

・多くの委員会を開催したが、出される意見は都度、同様で、異なる議員の発言に終始した感に写った。

B=8人

C=2人

--=1人

**H25**=A

A=7人

・常に論点、争点を、明確にし、進めまとめつつ、次の委員会等につなげている。

B=6人

C=2人

D=1人

#### (議長及び議員の活動原則)

**第5条** 議長及び議員は、次に掲げる原則に基づき、次の活動を行います。

(1) 議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ公平な立場において職務を行い、効率的な議会運営を行うこと。

・議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ公平な立場において職務を行い、効率的な議会運営を行っていたと考えるか。

**H28** 

A=16人 (常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾)

**H27** 

A=14人 (常通、広瀬、柴田、青木、梅津、中野、寺町、中村、渡辺、梶澤、立川、西尾、早苗、高橋)

E=1人 (正村)

・議運が決定していく事項が拡大していく一方で、議長権限事項がどんどん狭まっているように感じる。議長判断は尊重すべきである。

--=1人 (吉田)

・事務局人事や消防団条例について指導力の更なる発揮を求めたい。

**H26** 

A=9人

・効率的、効果的な議会運営に努めたと実感する。その陰における事務局の努力を忘れてはならない。

・概ねできた。

B=5人

C=1人  
- =1人

H25

A=5人

- ・十分行っている。

B=10人

- ・効率的な議会運営には議員の協力が必要である。事務局ともども努力していたと考える。

C=1人

(2) 議員は、議員相互間の討議を重んじて活動すること。

- ・議員は、議員相互間の討議を重んじて活動したと考えるか。

H28 

A=11人 (常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、柴田、立川、渡辺、西尾)

B=4人 (高橋、梅津、中野、早苗)

- ・いかなる意見であろうと謙虚な姿勢で傾聴する。
- ・深い討議ができるような研修会の開催。
- ・討議する機会を増やすことと、手法を議員が身に着けるための研修を行う。

C=1人 (吉田)

- ・質疑前の作戦会議と事後の自由討議を、短くても良いので必ず実施すること。

H27 

A=9人 (常通、広瀬、柴田、青木、渡辺、立川、正村、西尾、吉田)

B=6人 (梅津、中野、中村、梶澤、早苗、高橋、)

- ・異なる意見が存在することを前提に、他者の意見を率直に傾聴する謙虚な姿勢も必要。
- ・議論が平行線なった場合、協調性も大事。
- ・取り組んではいるが、さらに討議を深めたい。
- ・討議時間や回数を増やすこと。

- =1人 (寺町)

- ・(1)があるので設問は不要。(個人としては活動していない。あくまでも議員としての活動である。)

H26 

A=5人

- ・概ねできた。
- ・そのように考える。

<p>B=5人 C=5人 ・関連議案の賛否について、「何でも反対はよくない」旨の発言があった。発言議員の資質が問われる。 D=1人</p>
<p>H25 A=1人 B=9人 ・全体的にはまだまだ不足と考える。 ・議員相互間の討議不足が見受けられる。 C=5人 ・そのようには伺えない。 D=1人</p>
<p>・あなたは、議員相互間の討議を重んじて活動したか。 H28 ↓ A=11人（常通、寺町、正村、梶澤、高橋、梅津、早苗、柴田、立川、渡辺、西尾） ・討議する機会と時間を増やすこと。 B=3人（中村、中野、吉田） ・議員相互間の討議を重んじ活動しているが、自分自身不足していると感じている。 ・上手な討議ができるような研修会。 ・「理由ははっきりと言えないが何かすっきりしない」こんな感想でも述べ合うことが大事。 - =2人（広瀬、青木）</p>
<p>H27 ↑ A=13人（広瀬、常通、柴田、青木、梅津、中野、寺町、渡辺、立川、正村、西尾、高橋、吉田） B=3人（中村、梶澤、早苗） ・討議を重んじ活動したと思うが、まだまだ不足している部分がある。 [今後どのように取り組もうと考えるか] ・今後は十分な資料等を準備し深い討議を目指す。</p>
<p>H26 ↑ A=9人 ・そのように考える。 ・概ねできた。</p>

B=5人  
C=1人  
D=1人

H25

A=4人

- ・活動している。
- ・議員間討議になるような質疑に心がけている。

B=6人

- ・議員個々の意見を議運に反映させている。

C=5人

- ・特定議員との討議はあるが多くの議員とはなされていない。

D=1人

(3) 議員は、町政の課題全般について、町民の意思を的確に把握するとともに、自らの能力を高める不断の研鑽により、町民の代表としてふさわしい活動を行うこと。

・議員は、町政の課題全般について、町民の意思を的確に把握するとともに、自らの能力を高める不断の研鑽により、町民の代表としてふさわしい活動をしたと考えるか。

H28 

A=13人 (常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、梅津、早苗、柴田、渡辺、吉田、西尾)

B=3人 (高橋、中野、立川)

- ・会議条例、委員会条例を十分把握しているとは言えない部分があるので、各委員会で勉強会等を行う。
- ・議会基本条例に基づいた思考と、議員間討議を促進し議論の技術を磨いていく事が重要と考える。

H27 

A=11人 (常通、広瀬、柴田、青木、中野、寺町、渡辺、立川、正村、西尾、早苗)

B=5人 (梅津、中村、梶澤、高橋、吉田)

- ・努力は認めるが100パーセントではないと考える。

H26 

A=4人

- ・そのように考える。
- ・概ねできた。

B=9人

- ・研修会の実施は必要だが、住民の視点から考えることが最重要と思う。

<p>C=3人</p> <p>H25</p> <p>A=3人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サポーター等の活用により、時々に応じた講演・研修会を開催し、研さんに努めている。また町民の意思については、手法等工夫し進めている。</li> <li>・各議員活動をしていると考える。</li> </ul> <p>B=12人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代表としての思いはあったと考える。</li> </ul> <p>C=1人</p>
<p>・あなたは、町政の課題全般について、町民の意思を的確に把握するとともに、自らの能力を高める不断の研鑽により、町民の代表としてふさわしい活動をしたか。</p> <p>H28 </p> <p>A=12人（常通、広瀬、寺町、正村、青木、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、吉田、西尾）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分自身の思いとして。</li> </ul> <p>B=4人（梶澤、中村、立川、渡辺）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己研鑽あるのみ。</li> <li>・不断の研鑽を深めたい。</li> <li>・判断基準がぶれない様に、さらに条例の読み込みと住民の意思の把握につとめたい。</li> </ul> <p>[今後どのように取り組もうと考えるか]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意識して活動しているが、まだまだ町民の意思やニーズを的確に把握することや、町政についての課題全般に対する知識不足もあり、今後さらに自らの能力を高めるための研鑽が必要と考える。</li> </ul>
<p>H27 </p> <p>A=8人（広瀬、常通、柴田、青木、中野、正村、西尾、高橋）</p> <p>B=6人（梅津、渡辺、梶澤、立川、早苗、吉田）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の意識調査など取り組んではどうか。</li> <li>・意識して活動しているが、まだまだ町民の意識を的確に把握することや、町政についての課題全般に対する知識不足もあり、今後さらに自らの能力を高めるための研鑽が必要と考える。</li> <li>・2年目以降自分の課題解決に向けてスキルアップを目指します。</li> <li>・自己研鑽の機会を自ら作る。</li> <li>・気概は持っているつもりだが町民が判断することと考える。</li> </ul> <p>C=1人（中村）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町政の課題全般についての把握、不断の研鑽については、まだ不足部分が多い。</li> </ul>

＝1人（寺町）

- ・設問不要。

[今後どのように取り組もうと考えるか]

- ・努力は認めるが100パーセントではないと考え。

H26 

A=7人

- ・不断の研鑽と問われると恥ずかしいが、一般質問の中に町民の意見を入れたものが多い。
- ・概ねできた。

B=7人

- ・「町政の主人公は住民」との姿勢で議会活動に臨んでいるが、不十分さを自覚しながら努力している。

C=2人

H25

A=1人

B=14人

- ・後援会が中心となるため、もう一步広く対話活動を考えなくてはならない（会派がないため複数議員で行う等の工夫が必要である）
- ・研さんをしているつもりであるが自身がない。
- ・支援団体に対し、ふさわしい活動が不足、改善の余地がある。
- ・町民の判断にゆだねるところであるが、自分なりに努力したつもりである。
- ・町民の意思の把握が十分とはいえない。

C=1人

(4) 議員は、議会の構成員として公正かつ誠実に職務を遂行し、町民全体の福祉の向上及び豊かなまちづくりの推進を目指して活動すること。

- ・議員は、議会の構成員として公正かつ誠実に職務を遂行し、町民全体の福祉の向上及び豊かなまちづくりの推進を目指し活動したと考えるか。

H28 

A=16人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾）

H27 

A=12人（常通、広瀬、青木、中野、寺町、渡辺、立川、正村、西尾、早苗、高橋、吉田）

B=4人（柴田、梅津、中村、梶澤）

- ・一部、議会の構成員としての活動を、間違えた理解をしていると思う事例がある。
- ・地方政治は国政と不可分の関係にある。住民の立場に立って住民福祉向上、まちづくりのために、国政への認識を深める必要がある。

H26 

A=5人

<ul style="list-style-type: none"> <li>・そのように考える。</li> <li>・概ねできた。</li> </ul> <p>B=9人 C=2人</p>
<p>H25</p> <p>A=3人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常に全議員に確認しながら進めている。定例会議の反省を全員協議会で行っている。</li> <li>・各議員は活動したと考える。</li> </ul> <p>B=12人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体としてはその方向で進んでいると思うし、そうでないといけない。</li> </ul> <p>C=1人</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・あなたは、議会の構成員として公正かつ誠実に職務を遂行し、町民全体の福祉の向上及び豊かなまちづくりの推進を目指し活動したか。</li> </ul> <p><b>H28</b> ↑</p> <p><b>A=15人</b> (常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾)</p> <p><b>B=1人</b> (中村)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的な研鑽を深め、町民の望むまちづくりに努めたい。</li> </ul>
<p>H27</p> <p>A=13人 (広瀬、常通、柴田、青木、梅津、中野、渡辺、立川、正村、西尾、早苗、高橋、吉田)</p> <p>B=2人 (中村、梶澤)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取り組んではいるが、まだまだ活動不足である。</li> </ul> <p>—=1人 (寺町)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設問不要。</li> </ul>
<p>H26</p> <p>A=8人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そのように考える。</li> <li>・概ねできた。</li> </ul> <p>B=7人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災・福祉・教育・地域経済の循環等、安心して暮らせるまちづくりを目指し、提案を行ってきた。</li> </ul> <p>C=1人</p>
<p>H25</p> <p>A=4人</p>

- ・自分としては考える。
- ・活動している。

B=12人

- ・そのつもりである。

**(議員研修の充実強化)**

**第6条** 議会は、議員の政策形成及び立案能力等の向上を図るため、別に定める芽室町議会議員研修要綱（平成24年3月30日制定）に基づき、議員研修を実施します。

- ・議会は、議員の政策形成及び立案能力等の向上を図るため、芽室町議会議員研修要綱に基づき、議員研修を実施したと考えるか。

**H28** ↓

A=13人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、渡辺）

B=3人（立川、吉田、西尾）

- ・近隣自治体に議会サポーターがいらしている時にはフレキシブルな対応で、研修の機会を設ける事も来年度は検討してほしい。また、議会の意思決定までの過程においては議会サポーターからのアドバイスをもっと活用しても良いと考える。災害後のBCP対応や、執行機関への申し入れを行う過程では議会の在り方、とるべき方法について道筋を照らしてもらいたい事も可能だったのではないだろうか。
- ・学校の先生ではなく実務家を講師として呼ぶべきだ。
- ・監査と重複が多かった。

**H27** ↑

A=15人（常通、広瀬、柴田、青木、梅津、中野、寺町、中村、渡辺、梶澤、立川、西尾、早苗、高橋、吉田）

E=1人（正村）

- ・研修会は頻繁に開催していると思う。ただ今後は外部講師を招いた研修会を落としこむ時間的余裕がほしい。

**H26** ↑

A=11人

- ・自身には役立っている。
- ・概ね達成している。向上心を持って取り組んでいる。
- ・議員研修の実施。外部評価（マニフェスト大賞最優秀成果受賞）。

B=4人

C=1人

- ・1期生対象の研修は実施されていない。

**H25**

A=7人

- ・実施したと考える。

・研修は十分実施した。

B=8人

・個々がどの範囲で研修を身につけているかは定かではないが、昨今の世情を見た時、なさねばならない研修であるとする。

C=1人

2 議会は、議員研修の充実、強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等から情報を得て議員研修計画を策定し、研修会及び研究会などを積極的に開催します。

・議会は、議員研修の充実、強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等から情報を得て議員研修計画を策定し、研修会及び研究会などを積極的に開催したと考えるか。

H28 

A=14人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、渡辺、西尾）

B=2人（立川、吉田）

- ・今後、事務事業調査などにおいては専門的知見の活用も行い、より精査された意思決定を行いたいと考える。議員有志での勉強会も積極的に開催したい。
- ・学校の先生ではなく実務家を講師として呼ぶべきだ。

H27 

A=12人（常通、広瀬、柴田、青木、中野、中村、渡辺、梶澤、立川、西尾、早苗、高橋）

B=2人（梅津、吉田）

- ・議運先導の研修は必要だが、議員の要望を取り入れてもいい。
- ・議員個人からの研修案が少ない。事務局頼りの傾向が大きい。

E=2人（寺町、正村）

- ・講師に問題（課題）あり。
- ・研修会や研究会は積極的に開催された。しかし、追われるように次の研修会が入り、消化不良できる時間的余裕がない。今後は余裕をもった研修計画を策定することを考えていきたい。

H26 

A=12人

- ・町民との意見交換会は、行政・議会に対する不満も出されて一方、励ましの意見もあり、意義深いものとする。
- ・概ね達成している。向上心を持って取り組んでいる。
- ・年間の研修計画を立て、予算化し積極的に開催した。

B=3人

- ・研修の内容について、議員の要望を踏まえる形がよい。

C=1人

- ・いつの間にか研修内容が決まっているという感じ。研修に対しての各議員の意見をもっと聞くべき。

H25

A=7人

- ・議会モニター、議会サポーター、北大との連携等十分行っている。
- ・積極的に開催した。

B=8人

- ・そのように考える。

D=1人

- ・役立つ専門家からの話が聞きたい。

**(議員の政治倫理)**

**第7条** 議会は、芽室町議会議員政治倫理条例（平成24年芽室町条例第33号）に基づき、議員は、二元代表制の一翼を担う町民全体の奉仕者及び特別公務員としての倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使しません。

- ・議会は、芽室町議会議員政治倫理条例に基づき、町民全体の奉仕者及び特別公務員としての倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することはなかったと考えるか。

H28 

A=15人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾）

E=1人（梅津）

- ・議員個々による全体の評価は難しい。

H27 

A=11人（常通、広瀬、青木、中村、渡辺、梶澤、立川、正村、西尾、高橋、吉田）

B=3人（柴田、中野、早苗）

- ・議会のルールを今一度再確認すべき。議会以外の活動等もルールは生きている。
- ・小さなことであっても遠慮することなく改善に向け言うべき。
- ・議員としての対外的な行動指針（他町村での調査行動など）の作成。

E=1人（梅津）

- ・Aと考えるが、他の議員について認識できず回答不可。

－=1人（寺町）

- ・この設問は全議員Aでないと問題である。設問不要。

H26 

A=7人

- ・そのように考える。
- ・なかった。

<p>B=5 人 C=3 人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・倫理性を欠く議員が一部見受けられる。品格、礼節を欠く議員が見受けられる（庁舎内での行動）。</li> </ul> <p>－=1 人</p>
<p>H25 A=7 人 B=8 人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そのような時代でないといけないと考える。</li> <li>・倫理性を欠く議員が一部見受けられる。</li> </ul> <p>C=1 人</p>
<p>・あなたは、町民全体の奉仕者及び特別公務員としての倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することはなかったか。</p> <p><b>H28</b> </p> <p><b>A=16 人</b>（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾）</p>
<p>H27 </p> <p>A=14 人（常通、広瀬、柴田、青木、中野、中村、渡辺、梶澤、立川、正村、西尾、早苗、高橋、吉田）</p> <p>[今後どのように取り組もうと考えるか]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各会議で話し合いを何度となく聞き、全員で向き合いました。しかし充分理解を得ているとは思いません。今後も継続していくしかない。</li> <li>・議会全体に関わることは誰が良い悪いではなく、何が悪いという観点で改善に向け取り組む。</li> </ul> <p>－=2 人（梅津、寺町）</p>
<p>H26 </p> <p>A=14 人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そのように考える。</li> <li>・なかった。</li> <li>・常に意識して行動している。</li> </ul> <p>B=2 人</p>
<p>H25 A=10 人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分としてはないと考える。</li> <li>・常に意識をして行動している。</li> </ul> <p>B=6 人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ない。</li> </ul>

### 第3章 町民と議会との関係

#### (町民参加及び町民との連携)

第8条 議会は、議会の活動に関する情報公開、共有を徹底し、説明責任を十分に果たし、町民が議会活動に参加する機会を確保します。

- ・ 議会は、議会の活動に関する情報公開、共有を徹底し、説明責任を十分に果たし、町民が議会活動に参加する機会を確保したかと考えるか。

H28 

A=14人 (常通、広瀬、寺町、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、吉田、西尾)

B=1人 (渡辺)

- ・ フォーラムや様々な団体との意見交換会も実施したが、より多様な住民が議회를身近に感じてもらえるよう情報公開・共有を徹底し、多くの町民が議会活動に参加する機会を確保していくことが必要と考える。

C=1人 (正村)

- ・ 会議は公開であること、ミーティングの目的を再度確認する。

H27 

A=11人 (常通、青木、梅津、中野、寺町、渡辺、梶澤、正村、西尾、早苗、吉田)

B=5人 (広瀬、柴田、中村、立川、高橋)

- ・ 更なる住民参加の手法を検討する必要がある。
- ・ 今まで以上に多様な参加手法を考えるべき。
- ・ フォーラムや研修会への参加を呼びかけ機会を設けたが、より多様な住民が議会に関心を持ってもらえるよう更に分かりやすく、身近に感じて貰える垣根の低い議会を目指していかなければと考えます。今後は託児を設定する事を基本にしてイベントの企画をして頂きたい。
- ・ 子ども議会等の開催。

H26 

A=8人

- ・ 議会だよりの発行はもとより、議会傍聴体制の整備、インターネット発信に努め、説明責任を果たしていると実感する。
- ・ 概ねできた。
- ・ 議会報告と町民との意見交換会、議会フォーラム、議会モニター、議会改革諮問会議、小中学生の議会見学会、議会だよりの活動に関する情報公開をしているが、もっと多くの町民の参加を呼びかけなければならない。

B=6人

- ・ HPの充実、モニター会議、議会だよりの発行、意見交換会の実施等、努力はしているが、住民の意識向上につなげる時間が必要と思う。

C=2人

H25

A=3人

- ・ 議会報告と町民との意見交換会、議会モニター、議会だよりの活動に関する情報公開をしている。

- ・広報誌では限界があるが、できうる限り努めている。情報についても全てとはいかない。しかし、インターネット等も活用し努めている。
- ・十分行っただと考える。

B=12人

- ・町民が議会に足を運ぶだけが議会参加ではない。インターネット中継、意見交換会も取り入れ、なされていたと判断する。

C=1人

2 議会は、本会議及び委員会並びに全員協議会（以下「議会の諸会議」といいます。）の日程及び内容は、事前に町民に周知するとともに、審議過程及び結果についても情報を公開し、共有します。

- ・議会は、本会議及び委員会並びに全員協議会の日程及び内容は、事前に町民に周知するとともに、審議過程及び結果についても情報を公開し、共有したと考えるか。

H28 

A=14人（常通、広瀬、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾）

B=1人（寺町）

- ・急きょ委員会を開くことがあった。知らせる時間がなかった。

C=1人（正村）

- ・会議は公開であること、ミーティングの目的を再度確認する。

H27 

A=13人（常通、広瀬、青木、梅津、中野、寺町、中村、渡辺、梶澤、立川、正村、西尾、吉田）

B=3人（柴田、早苗、高橋）

- ・今できる限りの周知は行っている。しかし会議の固定的な日程は作れないのでホームページ等の手法しかないと思う。
- ・議事録公開をさらに早くする。

H26 

A=12人

- ・そのように考える。
- ・概ねできた。
- ・SNSの充実（インターネット中継、フェイスブック、ツイッター、ライン）

B=2人

- ・議会側の努力がどうすれば住民と共有できるか。住民の意識向上をどう図るか、長い取組が必要と思う。

C=2人

H25

A=8人

- ・共有できたと考える。

・SNSに取り組んでいる。

B=8人

3 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度や公聴会制度を十分に活用し、町民の意向及び学識経験者等の専門的かつ政策的識見等を議会の意思決定に反映します。

・議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度や公聴会制度を十分に活用し、町民の意向及び学識経験者等の専門的かつ政策的識見等を議会の意思決定に反映したと考えるか。

H28 

A=11人（常通、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田）

B=3人（広瀬、立川、渡辺）

- ・意思決定の際には専門的知見、利害関係のある住民からの意見聴取などを積極的におこない、精査された意思決定につなげたい。公聴会を開くことも可能な事案があったが実現に至らなかったのが残念である。
- ・参考人制度や公聴会制度については十分に活用できていないため、今後の課題と考える。

C=2人（吉田、西尾）

- ・鹿の残滓処理施設について、なぜ宗谷地方の先進地の意見を聞かなかったか悔やまれる。
- ・公聴会制度または学識経験者の専門的かつ政策的見識等が実現されたい。

H27 

A=7人（常通、青木、梅津、中野、正村、早苗、高橋）

B=7人（広瀬、柴田、寺町、中村、渡辺、梶澤、西尾）

- ・参考人制度や公聴会制度を十分に活用する必要がある。
- ・公聴会制度は、今後、考えなければと思う。
- ・公聴会を開催したことがない。
- ・参考人制度や公聴会制度については十分に活用できていないため、今後の課題と考える。
- ・学識経験者等の専門的な意見を十分取り込むことができている。

C=2人（立川、吉田）

- ・陳情については参考人招致が行われましたが、個別事業に対する調査では執行側の説明を受けるに留まっています。重要な案件については第三者からの意見を参考にしたり、公聴会を持てるようなスケジュール調整も必要なのかと考えます。（審査する時間が短いと感じました）
- ・個々の問題解決に専門家の意見を取り入れる努力をすべき。研修費の半分はその費用にすべき。

H26 

A=5人

- ・そのように考える。
- ・概ねできた。

<p>B=5人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各常任委員会で、参考人制度や公聴会制度を活用している。</li> </ul> <p>C=4人</p> <p>D=1人</p> <p>－=1人</p>
<p>H25</p> <p>A=3人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・極力努めている。専門的については、サポーター制度や北大連携協定を生かしつつ進めている。</li> <li>・各常任委員会にて、参考人制度や公聴会制度を十分に活用している。</li> </ul> <p>B=7人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度はその機会があまりなかったと考える。</li> <li>・そのように考える。</li> </ul> <p>C=6人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不正会計処理等問題では参考人を呼んでいない。</li> </ul>
<p>4 議会は、請願、陳情を町民による政策提案と位置付け、審査においては、提案者の意見を聴く機会を確保します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会は、請願、陳情を町民による政策提案と位置付け、審査において、提案者の意見を聴く機会を確保したと考えるか。</li> </ul>
<p>H28 </p> <p>A=16人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾）</p>
<p>H27 </p> <p>A=16人（常通、広瀬、柴田、青木、梅津、中野、寺町、中村、渡辺、梶澤、立川、正村、西尾、早苗、高橋、吉田）</p>
<p>H26 </p> <p>A=14人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そのように考える。</li> <li>・概ねできた。</li> <li>・各常任委員会で調査・審査を行った。</li> </ul> <p>B=1人</p> <p>C=1人</p>
<p>H25</p> <p>A=6人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機会の確保はしていたと考える。</li> </ul>

B=9人

- ・そのように考える。

C=1人

5 議会は、議会報告と意見交換会を毎年開催するなど、広く町民の意見を聴取する機会を確保し、議会、議員による政策提案を行います。

- ・議会は、議会報告と意見交換会を毎年開催するなど、広く町民の意見を聴取する機会を確保し、議会、議員による政策提案を行ったと考えるか。

H28 

A=12人（常通、広瀬、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、吉田、西尾）

・

B=3人（正村、立川、渡辺）

- ・意見交換会は実施しているが、政策提案は行っていない。政策提案するまで調査が進んでいない。
- ・聴取後の政策提案には至っていない。残りの任期2年で実現出来たらよいと考えている。
- ・各種団体との意見交換会は実施しているが、さらにより多くの町民の意見聴取、意思の把握を行い、政策提案につなげていく余地があると考えている。

C=1人（寺町）

- ・政策提案まで至っていない。

H27 

A=10人（常通、広瀬、柴田、青木、梅津、中野、中村、立川、西尾、吉田）

- ・議会報告と意見交換なので、議員の政策提案とはならない現状である。この設問に議員の政策提案はいらぬのでは。

B=4人（渡辺、梶澤、早苗、高橋）

- ・各種団体との意見交換会は実施しているが、さらにより多くの町民の意見聴取、意思の把握を行い、政策提案につなげていく余地があると考えている。
- ・参加者を増やす取り組みが必要。継続的なテーマを持って進めるのも大切。
- ・聴取した意見から政策提案までには至っていない。

E=2人（寺町、正村）

- ・議会だよりが報告と言えるのか？
- ・意見交換会は老人会、畜産組合（組織）、商工会役員と行った。
- ・町民の声を聴取する機会は確保されているが、政策提案にまで結びついてはいえない。意見交換会等は町民がどのようなことを考えているのか、聞かせてもらう場もあるので、政策に結びつかなくても意見交換会の目的は達成されていると考える。

H26 

A=7人（吉田・中野・青木・常通・藤森・高橋（仁）・柴田）

- ・司会を町民にしてもらいリラックスした空気の中で聴取すべき。
- ・政策課題として検討するなどの委員会活動の充実。
- ・概ねできた。

B=7人（小椋・岡崎・齋藤・梅津・西尾・高橋（源）・広瀬）

- ・議会政策形成サイクルをスタートさせた。議会改革・活性化を評価している。
- ・住民からの意見というより、議会側の政策サイクルに従った内容の提示が優先される形になったと思う。

C=2人（正村・唯野）

H25

A=3人

- ・活動できたと考える。

B=10人

- ・意見交換会は毎年行っており、確保していると考え。手法を変えつつ今後も進めていく。政策提案については H26 にどの程度まで進められるかである。
- ・その方向で進んでいると考える。

C=3人

- ・議会、議員による政策提案は十分ではない。

（議会広報の充実）

第9条 議会は、町政に係る論点、争点の情報を、議会独自の視点から町民に対して周知します。

- ・議会は、町政に係る論点、争点の情報を、議会独自の視点から町民に対して周知したと考えるか。

H28 

A=14人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、渡辺、西尾）

B=2人（立川、吉田）

- ・現在の新聞報道等はどうしても結論のみの報道となっているように感じるが、議会ではそこに至るまでの議論があつての結論である。そこを町民に周知するのは議会広報しかないと考えるので、例えば、昨年の決算不認定の様な結果が出た場合は、議員の討論内容の掲載もよいが、なぜそこに至ったのかを SNS でその日のうちに発信するなど、情報の「旬」を逃さない広報手法も必要と考える。
- ・結果としての否決が多すぎる。

H27 

A=14人（常通、広瀬、柴田、青木、梅津、中野、寺町、中村、渡辺、梶澤、立川、正村、西尾、吉田）

B=2人（早苗、高橋）

H26 

A=7人（青木・常通・岡崎・藤森・齋藤・高橋（仁）・柴田）

- ・そのように考える。
- ・概ねできた。

B=4人（中野・小椋・梅津・高橋（源））

<ul style="list-style-type: none"> <li>・各常任委員会での周知不足が見受けられたが（委員数の問題）、H27年度に向け改正。</li> </ul> <p>C=5人（正村・吉田・西尾・唯野・広瀬）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町民から「LINEの情報が多く、もう少しまとめて発信できないか」という声が届いている（内容が同様。あるいは似たような内容を何度も送られてとわずらわしいと感じるとのこと）。</li> <li>・町のすまいと同じ視点である。</li> </ul>
<p>H25</p> <p>A=3人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も広報誌、インターネット等で周知していく。</li> <li>・活動できたと考える。</li> </ul> <p>B=12人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各常任委員会にての周知不足が見受けられる。</li> <li>・その方向で進んでいる。</li> </ul> <p>C=1人</p>
<p>2 議会は、情報通信技術（ICT）の発展を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの町民が行政に関心を持つように議会広報活動を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会は、情報通信技術（ICT）の発展を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの町民が行政に関心を持つように議会広報活動を行ったと考えるか。</li> </ul> <p>H28 </p> <p>A=14人（常通、広瀬、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、渡辺、吉田、西尾）</p> <p>B=1人（立川）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あらゆる媒体での（SNS）の発信内容の充実をさらに推進してほしい。</li> </ul> <p>C=1人（寺町）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会広報の発信をしたと思うが、受け皿（町民）が全戸その対応ができていない。（インターネットの接続が全戸できているわけではない）</li> </ul>
<p>H27 </p> <p>A=12人（常通、広瀬、柴田、梅津、中野、中村、渡辺、梶澤、正村、西尾、早苗、吉田）</p> <p>B=2人（立川、高橋）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発信については効果を上げてきていると感じます。今後は広聴機能強化を意識して住民とのコミュニケーションツールとしてのICT活用をはかる事が重要と考えます。</li> </ul> <p>D=1人（青木）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後半部分に及ぶ取組み（「多くの町民が行政に関心を持つように議会広報活動を行った」部分）。</li> </ul> <p>E=1人（寺町）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町民の全世帯がICTを活用できている訳ではない。利用できない世帯もある。</li> </ul>
<p>H26 </p>

A=11人

- ・そのように考える。
- ・概ねできた。
- ・SNSの充実

B=3人

- ・住民への浸透が課題である。

C=3人

- ・フェイスブックで町民からの意見を聴くべき。

H25

A=3人

- ・ホームページの改訂やフェイスブックの開設など活動できたと考える。
- ・議会広報活動は向上心をもって取り組んでいる。

B=10人

- ・現時点で可能とする広報手段を用いて活動していると考えますが、受け手側がどう考えるか課題は残る。
- ・現在、できることは進め活動している。若い層へのアプローチにもう一つ工夫が必要である。
- ・そのように考える。

C=3人

(議会白書、議会の自己評価)

第10条 議会は、町民に対し、議会及び議員の活動内容を公表し、情報を共有することにより、議会活動の活性化を図ります。

- ・議会は、町民に対し、議会及び議員の活動内容を公表し、情報を共有することにより、議会活動の活性化を図ったと考えるか。

H28 

A=16人 (常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾)

H27 

A=11人 (常通、広瀬、柴田、青木、梅津、中村、渡辺、立川、正村、西尾、早苗)

B=4人 (中野、梶澤、高橋、吉田)

- ・議員の活動内容については、町民にはまだ分かりづらい点が課題。
- ・議員個人ブログやホームページメールアドレスを議会ホームページで紹介すべき。

E=1人 (寺町)

- ・まだ1年経っていない。

H26 ↑

A=10人

- ・そのように考える。
- ・概ねできた。
- ・議会白書にて公表（毎月公表）

B=5人

C=1人

H25

A=2人

- ・議会白書にて公表している。

B=13人

- ・議会活動内容は発信している。議員については、個々のことであるが、出身地区での活動は各団体を対象に年1度は行っている。
- ・情報を共有できたと考えるが活性化はまだ不足していると考え。
- ・そのように考える。

D=1人

2 議会は、議会の基礎的な資料・情報、議会の評価等を1年ごとに調製し、議会白書として町民に公表します。

- ・議会は、議会の基礎的な資料・情報、議会の評価等を1年ごとに調製し、議会白書として町民に公表したと考えるか。

H28 ↑

A=16人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾）

H27 ↑

A=14人（常通、広瀬、柴田、青木、梅津、中野、中村、渡辺、梶澤、立川、正村、早苗、高橋、吉田）

C=1人（西尾）

- ・ホームページで公表していると思うが、町民には情報が伝わっていない。

E=1人（寺町）

- ・まだ1年経っていない。

H26 ↑

A=13人

- ・そのように考える。
- ・概ねできた。
- ・議会白書にて公表(毎月公表)。

B=1人

C=2人

H25

A=5人

・議会白書で公表している。

B=8人

・そのように考える。

C=2人

D=1人

3 議会は、議会の活性化に終えんがないことを常に認識し、議会としての評価を1年ごとに適正に行い、評価の結果を町民に公表します。

・議会は、議会の活性化に終えんがないことを常に認識し、議会としての評価を1年ごとに適正に行い、評価の結果を町民に公表したと考えるか。

H28 

A=16人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾）

H27 

A=15人（常通、広瀬、柴田、青木、梅津、中野、中村、渡辺、梶澤、立川、正村、西尾、早苗、高橋、吉田）

E=1人（寺町）

H26 

A=12人

・そのように考える。

・概ねできた。

B=3人

・町民との意見交換会で好評を受けている（外部評価）。

C=1人

H25

A=1人

B=12人

- ・公表していくものと考える。
- ・取り組んではいるが、今季が初めてであり、評価の結果はわからない。
- ・そのように考える。

C=2人

D=1人

4 議会白書及び議会としての評価に関して必要な事項は、議長が別に定めます。

- ・議会白書及び議会としての評価に関して必要な事項は、議長が別に定めたか。（『議会白書策定要領』などの規定を定めたか）

H28 

A=13人（常通、広瀬、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾）

- ・設問不要または要見直し

D=1人（中野）

- ・規定を定める必要があるかどうか検討する。

E=2人（寺町、正村）

- ・定められてない。
- ・「必要な事項」を定めているのであれば、このような設問は不要。議会HPで「議会白書策定要領」を検索したが、見当たらなかった。

H27 

A=11人（常通、柴田、青木、中野、中村、渡辺、梶澤、立川、正村、早苗、高橋）

B=2人（広瀬、吉田）

- ・わかりません。

E=3人（梅津、寺町、西尾）

- ・意味理解できず。

H26 

A=7人

- ・適宜行っている。
- ・そのように考える。

B=5人

- ・取り組んでいるが、不足している部分が見受けられ、改善の余地がある。

—=2人

<ul style="list-style-type: none"> <li>・わからない。</li> </ul> <p>C=1人 D=1人</p>
<p>H25</p> <p>A=3人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そのように考える。</li> </ul> <p>B=11人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そのように考える。</li> </ul> <p>D=2人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別に定めるものが必要か議論に至っていない。</li> </ul>

#### 第4章 町長等と議会との関係

##### (町長等と議会、議員の関係)

**第11条** 町長等と議会は、それぞれの機関の特性を活かすとともに、政策をめぐる論点、争点を明確にし、緊張関係を維持しながら行政を運営します。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・町長等と議会は、それぞれの機関の特性を活かすとともに、政策をめぐる論点、争点を明確にし、緊張関係を維持しながら行政を運営したと考えるか。</li> </ul> <p><b>H28</b> ↑</p> <p>A=13人(常通、広瀬、寺町、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、渡辺、西尾)</p> <p>B=1人(立川)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・決算不認定の際の報道等では「議会との溝が深まる」などの記載も目にすることがあったが、仮にそのことを危惧する議員がいるのなら、それはあくまでも「機関対立」であり、二元代表のもとでは当たり前のあるべき姿である事を共通認識した方が良い。</li> </ul> <p>C=1人(吉田)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議決したことに町長は従わず無視した。消防団条例制定。</li> </ul> <p>E=1人(正村)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊張関係という言葉がどのようなことを指しているのかが、不明。緊張関係=対立関係ではないが、もう少し具体的なことを示すべき。言葉の幅がありすぎて評価にならない。</li> </ul>
<p><b>H27</b> ↑</p> <p>A=10人(常通、広瀬、柴田、青木、梅津、中野、寺町、渡辺、立川、西尾)</p> <p>B=4人(中村、梶澤、早苗、高橋)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論点や争点の共有認識を図ること。</li> </ul> <p>C=1人(吉田)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団条例でなぜ議会が制定しなくてはいけないのか？まったく理解不能。</li> </ul> <p>E=1人(正村)</p>

・緊張関係は必要だが、なぜかいつもぎくしゃくしていた。論点や争点もきちんと根拠を示しながら議論しないと単なる感情論に終始してしまう。

H26 

A=6人

- ・そのように考える。
- ・概ね達成している。向上心を持って取り組んでいる。

B=7人

C=2人

- ・政策をめぐる論点・争点に対し、町長等へのコミュニケーション不足。

D=1人

H25

- ・町長等と議会は、それぞれの機関の特性を活かすとともに、政策をめぐる論点、争点を明確にし、緊張関係を維持しながら行政を運営したと考えるか。

A=3人

- ・運営できていると考えるが、かみ合わないことも多い。今後、懇談や協議等を続けていく必要がある。
- ・今年度は概ね運営できたと考える。

B=11人

- ・そのように考える。

C=2人

- ・政策をめぐる論点・争点に対し町長とコミュニケーション不足である。

2 議員と町長等との質疑応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答方式で行います。

- ・議員と町長等との質疑応答は、一問一答方式により、広く町政上の論点、争点を明確にしたと考えるか。

H28 

A=11人（常通、広瀬、正村、梶澤、青木、中村、梅津、中野、柴田、渡辺、西尾）

B=4人（寺町、高橋、早苗、立川）

- ・質問の内容が答弁者に理解されているのか疑問がある。
- ・質疑が整理されず簡潔でなく、議長からの注意もあったので、質疑についてお互いに注意するように。
- ・定例会議振り返りなどにより指摘していく。
- ・おおむね一問一答の質疑が出来たと考えるが。時折、執行機関側の好意で二つ以上の間に答えてもらうことがあった。

C=1人（吉田）

- ・見解の相違などを持ち出し、議論を拒否。首長失格の行動と考える。

H27 

A=9人（常通、広瀬、柴田、梅津、中野、寺町、渡辺、正村、西尾）

B=6人（青木、中村、梶澤、立川、高橋、吉田）

- ・的を得た質疑に及ばない場面が見受けられる。
- ・これまでの経緯などで議員個人が把握している内容でも、議場で発言する事が町民に向けた情報発信になるという事を意識し、場合によっては敢えて質疑しても良いのかと考えます。

C=1人（早苗）

H26 

A=5人

- ・そのように考える。
- ・概ね達成している。向上心を持って取り組んでいる。

B=7人

C=3人

- ・町長等が議員に対し、政策論争の上で、真しに受け答えをしていない部分が見受けられる。

—=1人

H25

A=2人

- ・全体的にはできたと考える。

B=11人

- ・概ねできているが、まだまだ未熟な部分がある。
- ・全員協議会で反省点が多々見受けられる。
- ・そのように考える。

C=3人

- ・あなたと町長等との質疑応答は、一問一答方式により、広く町政上の論点、争点を明確にしたと考えるか。

H28 

A=9人（常通、寺町、正村、梶澤、高橋、梅津、中野、早苗、柴田）

B=4人（中村、立川、渡辺、西尾）

- ・論点、争点を明確にできたとはいえない。
- ・「質疑」の範疇を超える問をおこなう事もあった。今後さらに、質疑の手法については研鑽したい。

C=1（吉田）

- ・課題に対する答えは町長が出す。出せないなら理由など述べるべき。

E=1人(青木)

- ・一般質問がなかった。

—=1人(広瀬)

[今後どのように取り組もうと考えるか]

- ・争点を明確にし、一問一答方式での議論を進めるよう意識はしているが、今後さらに自らの能力を高めるための研鑽が必要と考える。
- ・正面から答えていただくよう依頼するしかないのでは。

H27 

A=8人(常通、柴田、青木、梅津、中野、正村、早苗、高橋)

B=5人(中村、渡辺、梶澤、立川、吉田)

- ・論点、争点の明確化の不足。
- ・争点を明確にし、一問一答方式での議論を進めるよう意識はしているが、今後さらに自らの能力を高めるための研鑽が必要と考える。
- ・事前の情報収集が足りていない案件もあったため、今後はこの事について改善していくべきと感じています。
- ・力不足で残念です。

E=2人(寺町、西尾)

- ・個人として行っていない。設問不要。
- ・今年度一度も一般質問なし。

—=1人(広瀬)

[今後どのように取り組もうと考えるか]

- ・議員の意思は不変と考える。

H26 

A=6人

- ・そのように考える。
- ・概ね達成している。向上心を持って取り組んでいる。

B=5人

- ・まだまだ自己研鑽不足。

C=1人

—=3人

H25

B=13人

- ・質疑を終えてから反省することがまだあり、しっかり質疑していきたい。
- ・まだまだ自己研修不足である。

- ・あまり喜ぶべき答弁はなかったが、論点は明らかにしたつもりである。

C=3人

- ・論点・争点の明確化に努力したい。

3 議員は、一般質問等に当たっては、目的を十分認識し、単に町長等への質問に終始することなく、討議による政策論争を展開します。

- ・議員の一般質問等は、目的を十分認識し、単に町長等への質問に終始することなく、討議による政策論争を展開したと考えるか。

H28 

A=6人（常通、広瀬、正村、中野、立川、西尾）

B=10人（寺町、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、早苗、柴田、渡辺、吉田）

- ・質問の目的はあったとしても中身を認識していない。
- ・政策討論に至っていない場面が見受けられる。
- ・政策論争の展開の意識化は今後必要。
- ・議会、委員会の発言は重いので、質疑、討論は整理して発言を。
- ・自己研鑽に努める。
- ・定例会議振り返りなどにより指摘していく。
- ・あくまで政策をぶつけ合うべき。平行線になりがちであっても適時に下がることも必要。（見解の相違）
- ・討議による政策論争を展開したとまでは言えない。
- ・町長も同じように考えてくれると可能。相手の問題。

H27 

A=1人（渡辺）

B=13人（常通、広瀬、柴田、青木、梅津、中野、寺町、中村、梶澤、立川、西尾、早苗、吉田）

- ・若干、確認で終わる場面があったように見られた。
- ・政策議論以外の質問がある。
- ・議員の意思は不変と考える。
- ・討議による政策論争を展開したとまでは言えない。
- ・度々「先ほども申し上げたが」、「何度も申し上げておりますが」と言う枕詞付きの答弁があった。答弁内容が分かり難いのであれば議員は町民にとって分かりやすい答弁を引き出すためには臆することなく再質問をすべきと言う事と、同じ答弁にしかならない場合は引き際を決めておくという、土山先生の研修内容を参考にした分かりやすく聞きやすい一般質問を今後も心がけなければと感じました。
- ・質問力向上研修会の開催。

C=1人（高橋）

E=1人（正村）

・一般質問において何度も議長から「質問を変えてください」と指摘を受けては深まった議論ができない。また質問は町長部局、教育委員会部局に応じた内容であるべき。今年度は通告書を事務局職員が事前にチェックすることになっていたが、適切なアドバイスがなされていなかった。

H26 

A=2人

- ・そのように考える。
- ・概ね達成している。向上心を持って取り組んでいる。

B=10人

- ・政策論争とまでいっていない部分がある。

C=3人

-=1人

H25

・議員の一般質問等は、目的を十分認識し、単に町長等への質問に終始することなく、討議による政策論争を展開したと考えるか。

A=1人

- ・全体的にはできたと考える。

B=11人

- ・十分な議論になっていない議員もいることから、研修等が必要である。
- ・理解しがたい一般質問も見受けられた。

C=4人

- ・議員個人の力量に差がある。政策論争に達しないことが目につく。

・あなたの一般質問等は、目的を十分認識し、単に町長等への質問に終始することなく、討議による政策論争を展開することができたか。

H28 

A=9人（常通、寺町、正村、高橋、中野、早苗、柴田、立川、吉田）

B=4人（梶澤、中村、梅津、渡辺）

- ・自己研鑽に励む。
- ・政策論争には至らず論点整理ができなかった。
- ・自己研鑽に努める。

C=1人（西尾）

・一般質問が少なかった。

E=1人（青木）

- ・一般質問がなかった。

-=1人（広瀬）

[今後どのように取り組もうと考えるか]

- ・ 討論による政策論争を展開したとまでは言えない。

H27 

A=4人（青木、渡辺、正村、早苗）

- ・ 論点、争点を明確にし、一問一答方式での議論を進めるよう意識はしているが、今後さらに討議力を高め、政策論争できるよう研鑽が必要と考える。

B=5人（常通、柴田、梅津、中野、梶澤、立川、吉田）

- ・ 個々の研修、勉強だけでなく議会として継続して研修が必要と考える。
- ・ 立場上、一般質問は行っていないが、皆さんの評価は聞いていない。
- ・ 政策論争を展開したとまでは言えない。
- ・ 十分に調査したつもりでいても、実際に登壇するとまだ足りていないことに気づく事が幾度かありました。残りの任期は反省点を踏まえ研鑽をつみたいと考えます。

C=2人（中村、高橋）

- ・ 政策論争の展開には至らなかった。

E=2人（西尾、

- ・ 今年度一度も一般質問なし。

－=2人（広瀬、寺町）

[今後どのように取り組もうと考えるか]

- ・ 議員の意思は不変と考える。
- ・ 一般質問は議員個人の信条に基づいて、各議員の責任において行うもの。自己研鑽に努める。
- ・ 通告書については議会事務局職員のチェックを強化すればよいというわけではない。また個別の詳細なルールを設定する必要もない。議長は議員の質問を尊重してくださるので、議員がそれでいく、というのであればそれでよいと思う。（ただし、議長が受理したものであるため議長の責任は生じる）
- ・ 定例会の振り返り項目で議員間討議の進め課題解決に取り組む。

H26 

A=4人

- ・ そのように考える。
- ・ 概ね達成している。向上心を持って取り組んでいる。

B=5人

- ・ 政策をめぐる論点・争点に対し、町長等へのコミュニケーション不足。

C=2人

D=1人

－=3人

- ・一般質問が全てと考えていない。

H25

A=1人

B=5人

- ・質問を終えてから質問の仕方など反省することが多々あり、善処したい。
- ・前向きな答弁はなかったが、思いは伝えた。

C=3人

D=1人

—=6人

4 議員は、一般質問の通告に基づき町長等から提出された答弁書をもとに、討議の充実を図ります。

- ・議員の一般質問は、通告に基づき町長等から提出された答弁書をもとに、討議の充実を図ることができたか考えるか。

H28 

A=11人（常通、広瀬、正村、中村、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾）

B=4人（梶澤、青木、高橋、梅津）

- ・政策討論に至っていない場面が見受けられた。
- ・各自、自己研鑽に努める。

E=1人（寺町）

- ・他の議員のことは図りかねる。

H27 

A=8人（常通、梅津、中野、渡辺、立川、正村、西尾、早苗）

B=6人（広瀬、柴田、青木、中村、梶澤、吉田）

- ・簡潔な質問に徹したものにするべき点が見られる。
- ・ほぼ図られていると考える。

C=1人（高橋）

E=1人（寺町）

- ・質問当日に答弁書が届く。これでは討論する余地（時間）がない。検討すべき。

H26 ↑

A=4人

- ・そのように考える。
- ・概ね達成している。向上心を持って取り組んでいる。
- ・概ねできている。

B=7人

C=2人

D=1人

—=2人

H25

A=1人

- ・全体としてはできたと考える。

B=10人

- ・答弁書の活用がなされていない面が多々ある。質疑に偏り、そもそも政策論争、論点を明確にするため実施しているのだが。

C=5人

- ・不十分である。
- ・必ずしも全て充実しているとはいえない。

・あなたの一般質問は、通告に基づき町長等から提出された答弁書をもとに、討議の充実を図ることができたと考えるか。

H28 ↑

A=6人（寺町、正村、中野、早苗、立川、吉田）

B=4人（梶澤、中村、梅津、渡辺）

- ・反復、自己検証し、次回へ繋げる。
- ・論点整理ができなかった。
- ・自己研鑽に努める。
- ・討議の充実を図るまではいかない。

C=2人（常通、西尾）

- ・今年度は、一般質問を行えなかった。次年度はしっかり取り組みたい。
- ・一般質問が少なかった。

E=2（青木、柴田）

- ・一般質問がなかった。
- ・立場上、していない。

－＝2人（広瀬、高橋）

[今後どのように取り組もうと考えるか]

・

H27 

A＝5人（青木、渡辺、立川、正村、早苗）

B＝6人（常通、柴田、梅津、中野、梶澤、吉田）

- ・その場ではできたと思っていたが、後日振り返ると、もう少しできたのではと反省することがあった。
- ・立場上、質問は行っていない。
- ・一般質問は、各議員個人の責任。
- ・討議の充実を図ることができたとは言えない。

C＝1人（中村）

- ・論点整理不足であった。

D＝1人（高橋）

E＝1人（西尾）

- ・今年度一度も一般質問なし。

－＝1人（広瀬、寺町）

[今後どのように取り組もうと考えるか]

- ・前記のとおり（ほぼ図られていると考える。）
- ・自己研鑽に努める。

H26 

A＝5人

- ・そのように考える。

B＝2人

- ・取り組んでいるが、不足している部分が見受けられ、改善の余地がある。

C＝3人

D＝2人

－＝4人

- ・一般質問が全てとは考えていない。

H25

A＝2人

- ・ある程度はできたと考えるが充実とまではいけない。

B=5人

- ・そのように考える。

C=1人

D=2人

－=6人

5 議員は、二元代表民主制の充実と町民自治の観点から、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員に就任しません。

- ・議員は、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員に就任しなかったか。

H28 

A=16人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾）

H27 

A=15人（常通、広瀬、柴田、青木、梅津、中野、寺町、中村、渡辺、梶澤、立川、正村、西尾、早苗、吉田）

B=1人（高橋）

H26 

A=8人

- ・そのように考える。
- ・就任していない。
- ・次期よりその方向に決まった。

B=1人

C=2人

D=1人

－=4人

- ・補助金交付団体の役員についても制限する必要があるのではないか。今後議論すべきである。

H25

A=11人

B=4人

- ・そのように考える。

C=1人

- ・あなたは、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員に就任しなかったか。

H28 

A=16人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、西尾）

・設問が不要または要見直し

H27 

A=15人（常通、広瀬、柴田、青木、梅津、中野、中村、渡辺、梶澤、立川、正村、西尾、早苗、高橋、吉田）  
－＝1人（寺町）

H26 

A=13人  
・就任していない。  
C=1人  
－＝2人  
・していない。  
・しなかった。

H25

A=13人  
B=3人

6 議長から議会の諸会議への出席を要請された町長及び執行機関の長並びに職員（以下「町長等執行機関の長等」といいます。）は、議員の質疑及び質問に対して、議長及び委員長の許可を得て、論点、争点を明確にするため反問することができます。

・議員の質疑及び質問に対し、町長及び職員は、論点、争点を明確にするための反問をしたと考えるか。

H28 

A=11人（寺町、梶澤、青木、中村、高橋、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田）  
D=1人（常通）  
E=3人（正村、梅津、西尾）  
・反問はなかった。  
・事例がなかった。  
－＝1人（広瀬）  
・設問が不要または要見直し

H27 

A=9人（常通、梅津、寺町、渡辺、立川、正村、西尾、早苗、高橋）  
B=5人（広瀬、柴田、中村、梶澤、吉田）  
・消防団条例の時など行うべきと考える。

<p>—=2人（青木、中野）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・反問はなかったと考える。</li> </ul>
<p>H26 </p> <p>A=9人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そのように考える。</li> </ul> <p>B=3人</p> <p>C=4人</p>
<p>H25</p> <p>A=3人</p> <p>B=6人</p> <p>C=3人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・反問の判断が難しい。</li> </ul> <p>D=3人</p> <p>—=1人</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・あなたの質疑及び質問に対し、町長及び職員は、論点、争点を明確にするための反問をしたと考えるか。</li> </ul> <p>H28 </p> <p>A=4人（梶澤、高橋、中野、柴田）</p> <p>D=1人（常通）</p> <p>E=8人（寺町、正村、中村、梅津、早苗、立川、渡辺、西尾）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そのような状況はなかった。</li> <li>・反問はなかった。</li> <li>・事例がなかった。</li> <li>・本年度は事案がなかった。</li> <li>・該当するケースがなかった。</li> <li>・反問はなかった。</li> </ul> <p>—=3人（広瀬、青木、吉田）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設問が不要または要見直し</li> </ul> <p>[今後どのように取り組もうと考えるか]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そもそも反問ありきではない</li> <li>・そのような状況がなかった。</li> </ul>
<p>H27 </p>

A=7人(常通、梅津、渡辺、正村、西尾、早苗、高橋)

- ・一度も反問がなかったが、反問がないこともよし。

B=2人(柴田、吉田)

- ・充分と思っていない。どう考えていいのか理解不能(消防団条例提案と再議の件)。

E=3人(中村、梶澤、立川)

- ・そのような状況がなかった。
- ・反問の対象となる案件がなかった。

-=4人(広瀬、青木、中野、寺町)

H26 

A=3人

- ・そのように考える。

B=2人

- ・取り組んでいるが、不足している部分が見受けられ、改善の余地がある。

C=4人

D=1人

-=6人

- ・場面がない。

H25

B=2人

- ・なかった。

C=1人

D=4人

-=9人

7 議長から議会の諸会議への出席を要請された町長等執行機関の長等は、議員又は委員会による条例の提案、議案の修正、決議等に対して、議長又は委員長の許可を得て、反論することができます。

- ・議員の質疑及び質問に対し、議員又は委員会による条例の提案、議案の修正、決議等に対して、町長等執行機関の長等は、議長又は委員長の許可を得て、反論したと考えるか。

H28 

A=7人(寺町、梶澤、青木、中村、高橋、柴田、渡辺)

- ・事案なし。

D=2人(常通、中野)

- ・反論権を行使できる場面があれば、執行すると思う。

E=5人（正村、梅津、早苗、立川、西尾）

- ・反論はなかった。
- ・事例がなかった。
- ・本年度は事案がなかった。
- ・該当ケースなし。
- ・反論はなかった。

—=2人（広瀬、吉田）

- ・設問が不要または要見直し

H27 

A=7人（常通、梅津、渡辺、梶澤、西尾、早苗、高橋）

- ・議長は十分に反論のあることを予測して議事進行を行う。

B=2人（広瀬、吉田）

C=1人（中村）

D=4人（柴田、青木、中野、立川）

- ・まったくしていない。
- ・反問はなかったと考える。
- ・与えられた反論権を行使しなかったため、議会の意見に対し執行側の意見を述べる機会を自ら逃しました。再議など行うべきではなかったと考えます。

E=1人（寺町）

- ・町長等の考え方があるので反論したかどうかはわかりかねる。
- ・設問不要。

—=1人（正村）

- ・問いが意味不明。町長が反論したことについて、議会としてどう考えるのか、を問うのであれば、執行機関としての考えがあつてのことなので、評価に値しない。

H26 

A=6人

- ・そのように考える。

B=2人

C=6人

—=2人

- ・特にない。

H25

A=1人

B=10人

- ・そのように考える。

C=1人

D=2人

－=2人

- ・あなたの質疑及び質問に対し、議員又は委員会による条例の提案、議案の修正、決議等に対して、議長又は委員長の許可を得て、反論したか。

H28 

A=3人（梶澤、高橋、柴田）

D=2人（常通、中野）

- ・反論する場面がなかった。

E=8人（寺町、正村、中村、梅津、早苗、立川、渡辺、西尾）

- ・そのような状況がなかった。
- ・反論はなかった。
- ・本年度は事案がなかった。
- ・該当ケースなし。
- ・そのような状況はなかった。
- ・反論はなかった。

－=3人（広瀬、青木、吉田）

- ・設問が不要または要見直し

H27 

A=6人（常通、梅津、渡辺、西尾、早苗、高橋）

B=1人（吉田）

D=2人（柴田、立川）

- ・まったくしていない。理解不能。
- ・与えられた反論権を行使しなかったため、議会の意見に対し執行側の意見を述べる機会を自ら逃しました。再議など行うべきではなかったと考えます。

E=2人（中村、梶澤）

- ・そのよう状況がなかった。

－=5人（広瀬、青木、中野、寺町、正村）

- ・そのようなことがなかった。

H26 

A=3人

- ・そのように考える。

B=3人

C=4人

D=2人

－=4人

H25

B=3人

- ・なかった。

C=2人

D=3人

－=8人

**(政策形成過程等)**

**第12条** 議会は、町長等が提案する重要な政策等の意思決定においては、その水準を高めるため、次に掲げる政策形成過程を論点として審議します。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 検討した他の政策等の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 総合計画の実行計画及び個別計画における根拠又は位置付け
- (5) 関係ある法令及び条例等
- (6) 政策等の実施に関わる財源措置
- (7) 総合計画上の実行計画及び将来にわたる政策等のコスト計算

- ・議会は、町長等が提案する重要な政策等の意思決定において、その水準を高めるため、7項目をもとに政策形成過程を論点として審議したと考えるか。

H28 

A=5人(寺町、青木、高橋、早苗、西尾)

B=10人(常通、広瀬、梶澤、中村、梅津、中野、柴田、立川、渡辺、吉田)

- ・意識付けのために、目に付くようにする。
- ・7項目をもとに審議されている状況はあるが、論点整理のためさらに深めていきたい。
- ・引き続き努力する。
- ・十分とは言えない。
- ・おおむね出来ていると思う。議会において、常に7項目を意識すること。

- ・一人では論点整理が困難な場合もある。事前に同僚と議題について確認する時間をとる事も議論を深める一つの手法ではと考える。「チーム議会」としての取り組みは様々な手法で磨いていきたい。
- ・7項目を意識して調査、審議しているが、十分とは言えない。今後はシートなどを活用し、7項目ごとに整理した調査・審議が必要と考える。
- ・事前の作戦会議と事後の自由討議を必ず実施を委員長は促す。なければ無いで良い。

E=1人(正村)

- ・7項目は政策を議論する際に重要な要素ではあるが、7項目を質疑することが目的ではない。政策を議論する前に整理し、理解しておく必要があると考える。

H27 

A=2人(寺町、渡辺)

B=9人(常通、広瀬、柴田、青木、梅津、中村、梶澤、立川、高橋)

- ・この部分では研修会でも意見が出たように、シートなどを活用し調査、審議をしていくべきと考える。
- ・7項目ごとに整理した審議が必要。
- ・充分とはいえない事案がある。
- ・政策提言で的を得ないで進めた点が反省である。
- ・100パーセントとは言えずB。
- ・不足していたと思う。
- ・私自身つい失念しがちであった。今後はこの事を念頭におき大綱的な見地で審議にあたる事を議会全体で共通認識していく事が重要と考えます。(町長からの提案がこの7項目に基づいて出されるとより分かりやすいのですが)

C=4人(中野、西尾、早苗、吉田)

- ・今後はチェックシート等を作成し審議すべき。
- ・議会の水準が政策形成まで論点に達していない。
- ・評価シートなどを作成して常に確認する。

E=1人(正村)

- ・より充実した審議を行うためにも、執行機関と政策にかかわる情報交換を密に行う。それぞれの常任委員会(主に委員長、副委員長)と担当課との関係を構築する。年度当初に行う「主要事業」についての調査や実行計画にもとづき、担当課からの説明を委員会として得られるようにする。委員がもつ情報格差をできるだけなくすようにしてほしい。

H26 

A=2人

- ・そのように考える。

B=9人

- ・取り組んでいるが、不足している部分が見受けられ、改善の余地がある。

C=4人

D=1 人

H25

B=6 人

C=10 人

- ・まだ、お互い理解できていないと考える。
- ・真の政策形成サイクルには達せず、今後に期待するところである。

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定、執行における論点、争点を明確にし、執行後を想定した審議を行います。

・議会は、政策等の提案を審議するに当たり、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定、執行における論点、争点を明確にし、執行後を想定した審議を行ったと考えるか。

H28 

A=10 人（常通、正村、梶澤、青木、高橋、梅津、中野、早苗、渡辺、西尾）

B=5 人（広瀬、中村、柴田、立川、吉田）

- ・さらなる争点の明確化が必要。
- ・十分な議論を行う。
- ・質疑後の自由討議などで、議員間で論点の共有が出来るとより深い審議になると考える。
- ・事前の作戦会議と事後の自由討議を必ず実施を委員長は促す。なければ無いで良い。

E=1 人（寺町）

- ・この1年、政策等の提案はなかった。

H27 

A=5 人（常通、梅津、寺町、渡辺、西尾）

B=8 人（広瀬、柴田、青木、中村、梶澤、立川、高橋、吉田）

- ・執行後の想定について充分とは言えない。
- ・前記のとおり（政策提言で的を得ないで進めた点が反省）。
- ・不足していたと思う。
- ・どの案件についても徹底した情報収集と調査を行うべき。（自分自身の反省です）

C=1 人（中野）

- ・執行後を想定した審議をすべき。

E=2 人（正村、早苗）

- ・議会や委員会は条例提案や「提言」を行ってきたが、執行後を想定した審議を行っているとは思えない。提言については第2条2に記載済み。条例提案については以下のとおり。

災害が起きた場合、議会事務局職員の立場については全員協議会でも議論になった。この件については当然整理がされて、議会提案となったと思っていたが、この議事録をみて「協議中」であることがわかった。本会議の質疑では、協議中であることを議運委員長に確認したが、提案された段階においても「協議中」とのことであった。執行者側に対して、議会に提案する案件については固まったものを提案するように、と議運や本会議において議員からの発言もあったことを考えれば、今回提案された条例改正は現在も「協議中」であり、よって整理されていない案件を提案したことになる。執行機関が提案する案件は、厳しく指摘しておきながら、議会提案の場合は「協議中」であるというのは整合性がなく、納得がいかない。

3月議会最終日に提案された「芽室町議会基本条例」一部改正は、協議を終え、執行者側と合意が成立してはじめて本会議へ提案するという流れを覆してしまった。このことは前例となり、今後の議会提案について影響を及ぼしかねない。今後、協議中であっても本会議への提案ができるもの、となれば、全員協議会を開催し、議員の同意を得ることは不要になる。協議中の条例提案は今後すべきではない。

- ・政策形成まで至っていない。

H26 

A=2人

- ・そのように考える。

B=9人

- ・取り組んでいるが、不足している部分が見受けられ、改善の余地がある。

C=4人

D=1人

H25

B=11人

- ・まだ改善できると考える。

C=5人

- ・理想的な推進に向け、論点整理に向けるべきと考える。

(評価の実施)

**第13条** 議会は、決算審査において、町長等が執行した政策等（計画、政策、施策、事務事業等）の評価（以下「議会の評価」といいます。）を行います。

- ・議会は、決算審査において、町長等が執行した政策等（計画、政策、施策、事務事業等）の評価を行ったと考えるか。

H28 

A=14人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、西尾）

B=2人（高橋、吉田）

- ・大局的に判断すべき。
- ・16人が各自の立場で、得意分野を生かし切れていない。

H27 

A=12人（常通、柴田、青木、梅津、中野、寺町、渡辺、梶澤、立川、正村、西尾、早苗）

B=4人（広瀬、中村、高橋、吉田）
<p>H26 </p> <p>A=4人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価に対する観点に相違があると判断するが、理を弁えた意思是尊重すべき。</li> </ul> <p>B=9人</p> <p>C=3人</p>
<p>H25</p> <p>A=1人</p> <p>B=11人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まだ改善できると考える。</li> </ul> <p>C=4人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予算審議を反映した決算と捉えているかは疑問。</li> </ul>
<p>2 議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価結果を町長等に明確に示します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価結果を町長等に明確に示したと考えるか。</li> </ul>
<p>H28 </p> <p>A=13人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、早苗、柴田、立川、渡辺）</p> <p>B=3人（中野、吉田、西尾）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価結果という形ではないが、決算審査の中で示していると思う。</li> <li>・議会の責務を果たすべき。</li> <li>・予算に対する議会の評価結果を町長等に明確に示したとは思えない。</li> </ul>
<p>H27 </p> <p>A=10人（常通、柴田、青木、梅津、寺町、渡辺、立川、正村、早苗、吉田）</p> <p>B=6人（広瀬、中野、中村、梶澤、西尾、高橋）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会としての意思をまとめ提言すべき。</li> <li>・もう少しである。</li> </ul>
<p>H26 </p> <p>A=5人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・討論で意見を述べている。</li> </ul> <p>B=6人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策形成サイクルの実施。</li> </ul>

C=4人 - =1人
H25 A=1人 B=11人 ・まだ十分とはいえない。 C=4人 ・決算を予算に反映させているかは疑問。

**(議決事項の拡大)**

**第14条** 議会は、議決責任という役割を果たす観点に立ち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第96条第2項の議決事件について、次のとおり定めます。

(1) 芽室町総合計画に係る基本構想及び実施計画

	・
--	---

(2) 定住自立圏形成協定の締結、変更及び同協定の廃止を求める旨の通告

	・
--	---

(3) (3) 芽室町庁舎建設基本計画

	・
--	---

**(文書質問)**

**第15条** 議員は、通年議会制度を活用し、休会中においても主体的・機動的な議員活動に資するため、議長を経由して町長等に対し文書質問を行うことができます

・議員は、通年議会制度を活用し、休会中においても主体的・機動的な議員活動に資するため、議長を経由して町長等に対し文書質問を行ったか。

**H28** ↑

**A=13人**（常通、広瀬、正村、梶澤、青木、高橋、梅津、中村、中野、早苗、柴田、立川、渡辺）

- ・設問が不要または要見直し。
- ・文書質問することが目的ではない。

**B=3人**（寺町、吉田、西尾）

- ・一部の議員が行っただけ。
- ・文書質問が私の予想より少ない。

**H27** ↓

**B=1人**（柴田）

- ・文書質問はないが、あるべきと考えている。

**C=5人**（広瀬、中野、中村、立川、吉田）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員個人の課題として前向きに考え活用すべき。</li> <li>・個人的に課題と感じている町の課題についてはどんな小さなことでも積極的に文書質問を活用する事が議会活動の活性化に繋がると考えます。</li> </ul> <p>D=6人（常通、青木、梅津、西尾、早苗、高橋）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・案件がなかったと考える。</li> <li>・一般質問の充実。</li> <li>・必要に応じて活用する。</li> <li>・通年議会となって、文書質問が増を期待したが、少なかったように思う。</li> </ul> <p>E=4人（寺町、渡辺、梶澤、正村）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文書による質問はなかった。</li> <li>・議員それぞれが必要に応じて実施することであるため回答不可。</li> <li>・質問は議員それぞれのやり方があるので、文書質問をしないからといって議員に強制すべきことではない。現状のままでよい。</li> </ul>
<p>H26 </p> <p>A=5人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そのように考える。</li> </ul> <p>B=6人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・もっと活発にあってもよいと考える。</li> </ul> <p>C=5人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1件あった。</li> </ul>
<p>H25</p> <p>C=7人</p> <p>D=9人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・至っていない。今後に期待。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・あなたは、通年議会制度を活用し、休会中においても主体的・機動的な議員活動に資するため、議長を経由して町長等に対し文書質問を行ったか。</li> </ul> <p>H28 </p> <p>A=1人（吉田）</p> <p>B=2人（梶澤、青木）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて活用。</li> </ul> <p>C=2人（柴田、西尾）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当課と意見交換した。</li> <li>・していない。</li> </ul> <p>D=3人（常通、中村、中野）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文書質問は行わなかった。</li> </ul>

・文書質問は積極的に行う性質のものではなく、年4回の一般質問を補うためのものと認識しているので、タイミングがあれば執行する。

E=6 (寺町、正村、梅津、早苗、立川、渡辺)

- ・質問する議件はなかった。
- ・本会議での一般質問をしたいと考えて議員活動を行っているので文書質問は行っていない。活用しなくとも制度として文書質問があることは良いと考える。
- ・必要に応じて実施する。
- ・案件はなかった。
- ・該当するケースがなかった。
- ・必要に応じて行う。

—=2人 (広瀬、高橋)

[今後どのように取り組もうと考えるか]

- ・文書質問も一つの手法。担当課と情報交換が大切。

H27 

C=3人 (中野、立川、吉田)

- ・個人として検討したがタイミングが難しい。
- ・一般質問を考えた時に文書質問にすべきかどうか迷う事があった。今後は文書質問も積極的に行い自分自身のスキルアップにつなげたい。

D=7人 (常通、柴田、青木、梅津、中村、早苗、高橋)

- ・案件がなかったと考える。
- ・文書質問していく。
- ・一般質問の充実。
- ・各議員の責任において活用する。

E=3人 (渡辺、梶澤、西尾)

- ・必要に応じて行う。
- ・一度も文書質問なし。

—=3人 (広瀬、寺町、正村)

[今後どのように取り組もうと考えるか]

- ・多く文書質問があるとは思わないが、行う方向でいます。
- ・必要と認めた場合、活用する。
- ・行っていない。文書質問をするよりもじっくり調査し、質問を練り、本会議場で執行機関と議論を行うことをいまは選択する。

H26 

A=2人

<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問を行っているので文書質問を必要としない。</li> </ul> <p>C=3人 D=9人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行っていない。</li> </ul> <p>－=2人</p>
<p>H25</p> <p>D=15人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行っていない。</li> </ul> <p>C=1人</p>
<p>2 議会は、文書質問の通告文及び町長等の回答文を、議会だより、議会ホームページ等により町民に公表します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会は、文書質問の通告文及び町長等の回答文を、議会だより、議会ホームページ等により町民に公表したか。</li> </ul> <p><b>H28</b> <span style="color: green;">↑</span></p> <p>A=15人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、渡辺、吉田、西尾） B=1人（立川）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議運決定後の公表が遅いと感じた。</li> </ul>
<p><b>H27</b> <span style="color: red;">↓</span></p> <p>A=3人（正村、西尾、早苗） C=1人（広瀬） D=3人（青木、梅津、高橋）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施されていない。</li> <li>・ 実績あれば公表する。</li> </ul> <p>E=5人（寺町、中村、渡辺、梶澤、立川）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 質問はなかった。</li> <li>・ どの議員も行っていないため回答不可。</li> </ul> <p>－=4人（常通、柴田、中野、吉田）</p>
<p><b>H26</b> <span style="color: green;">↑</span></p> <p>A=14人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ そのように考える。</li> <li>・ 公表している。</li> </ul> <p>C=2人</p>

H25

B=3人

- ・行っていない。

C=4人

D=9人

3 文書質問について必要な事項は、芽室町議会会議条例（平成24年芽室町条例第32号。以下「会議条例」といいます。）で定めます。

- ・文書質問について必要な事項は、芽室町議会会議条例で定めたか。

H28

H27

H26 ↑

A=12人

- ・そのように考える。
- ・芽室町議会文書質問に関する要綱（平成25年4月1日施行）

－=4人

- ・「定めます」とあるのに、なぜ「定めたか」と質問する必要があるか。問いの意味がわからない。

H25

A=4人

B=11人

- ・定めている。

D=1人

## 第5章 議員相互の討議

（自由討議による合意形成）

第16条 議会は、議員による討議の場であり、議員相互の討議を中心に運営します。

- ・議会は、議員による討議の場をもとに、議員相互の討議を中心に運営したと考えるか。

H28 ↑

A=11人（広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、早苗、渡辺、西尾）

B=4人（常通、中野、柴田、立川）

- ・自由討議の時間をしっかり取るようにする。
- ・討議は行っているが十分とは言えない。
- ・互いの意見の内のやりとりが必要。表面のやりとりが多い。
- ・自由討議の時間を必ずつくるように来年度は取り組むべきと考える。

**C=1人（吉田）**

- ・各自の意見発表を司会は促すべき。

**H27** ↑

**A=7人（青木、梅津、寺町、中村、渡辺、立川、西尾）**

**B=8人（常通、広瀬、柴田、中野、梶澤、早苗、高橋、吉田）**

- ・少しずつではあるが良くなっていると思うが、議員間討議が弱いと思う。少人数のWSは取り入れられないか？
- ・充分行うよう全員協議会で話し合うべき。
- ・討議討議に必要な事前の準備はどうあるべきか考える。
- ・討議回数や時間を十分に確保する。

**E=1人（正村）**

- ・議員間の情報格差をなくすため、また深まった議論を行うため、執行機関とは日頃から情報を密にする。

**H26** ↑

**A=4人**

- ・そのように考える。
- ・概ねできた。
- ・各常任委員会ミーティングの実施。

**B=8人**

**C=3人**

**D=1人**

**H25**

**B=8人**

**C=6人**

- ・議員間討議の質を高める必要がある。視察調査の他に個別政策の専門家から知識を得るなど議論を深める機会が不足している。
- ・まだ不十分と考える。
- ・案件による。

**D=2人**

2 前項の規定に基づき、本会議及び議会の諸会議への町長等に対する出席要請は、必要最小限に留めるものとし、議員間で活発な討議を行います。

- ・本会議及び議会の諸会議への町長等に対する出席要請は、必要最小限に留めるものとし、議員間で活発な討議を行ったと考えるか。

**H28** ↑

**A=13人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、早苗、立川、渡辺、西尾）**

**B=2人（中野、柴田）**

- ・論点、争点の整理を行ったうえで討議をする。
  - ・おおむね出来ていると考える。委員会においては休憩も含め十分時間を取る。
- －＝1人（吉田）

H27 

A＝8人（常通、柴田、青木、梅津、寺町、渡辺、立川、早苗）

B＝7人（広瀬、中野、中村、梶澤、西尾、高橋、吉田）

- ・活発な討議を行ったとは言えないことから研修等をする。
- ・まだまだ、進んだと思えない。

E＝1人（正村）

- ・消防団条例については町長に対して質疑する機会がなかった。（町長も答弁する機会を失っていた）微妙な案件については町長に質疑する機会を作るべきだ。

H26 

A＝4人

- ・本会議は町長等全管理職の対応経緯...かつては所管部署による議会対応も議員の飛躍した意見で議会が中断、以降現体制。議員発言も慎重さが必要。十分な討論がなされている。
- ・行っている。

B＝6人

C＝3人

D＝2人

－＝1人

H25

A＝1人

B＝8人

C＝4人

- ・案件による。

D＝3人

3 議会は、委員会における委員外議員が発言できる機会を保障します。

- ・議会は、委員会における委員外議員が発言できる機会を保障したと考えるか。

H28 

A＝14人（常通、広瀬、正村、梶澤、青木、中村、高橋、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾）

B=1人(寺町)

- ・保証しているが一部議員が行ったことがある。

E=1人(梅津)

- ・求めに応じて保証する。

H27 

A=14人(常通、広瀬、柴田、青木、中野、中村、渡辺、梶澤、立川、正村、西尾、早苗、高橋、吉田)

B=1人(梅津)

- ・委員長への事前申し入れなど、手続きが必要なのか、これまでの経過からみて確認必要。

E=1人(寺町)

- ・総務経済常任委員会ではなかった。

H26 

A=12人

- ・そのように考える。
- ・議運委・各常任委員会で実施済。
- ・1回だが、委員会発言をした。

B=3人

- ・傍聴議員がいる場合、委員長から発言の有無を確認する必要があると考える。

C=1人

H25

A=4人

- ・案件は少ないが保障している。
- ・議会運営委員会で事例がある。

B=10人

C=2人

- ・決算を予算に反映させているかは疑問。
- ・まだ域に達していない。

4 議会は、本会議及び委員会において、議員提出議案、町長提出議案及び請願並びに陳情等を審議し結論を出す場合には、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たします。

・議会は、本会議及び委員会において、議員提出議案、町長提出議案及び請願並びに陳情等を審議し結論を出す場合、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たしたと考えるか。

H28 

A=12人(常通、広瀬、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、柴田、渡辺、西尾)

B=2人(寺町、早苗)

- ・議論を尽くしたが合意形成にならなかった。議件もある。

C=2人(立川、吉田)

- ・本会議での自由討議はまだなされていない。質疑後の自由討議が定着していない。そこを改善していくよう諮問会議からの答申を受けたので、来年度以降推進したい。
- ・本質に迫り傍聴者も思わず頷くような議論の中で説明責任を果たすべき。

H27 

A=8人(常通、柴田、青木、梅津、中野、渡辺、立川、早苗)

B=6人(広瀬、中村、梶澤、高橋、西尾、吉田)

- ・議員相互の自由討議、もう一歩不足。説明責任を十分に果たしたと思わない。

C=1人(寺町)

- ・議員提出議案は議論を尽くして合意形成に努めたとは言い難い。

E=1人(正村)

- ・3月議会最終日に提案された「議会基本条例」改正の件では、執行機関と協議途中であるにもかかわらず、本会議に提案された。この案件を前例とせず、常に議論を尽くして合意形成を探るべきだ。拙速な答えを導くことなく、なにごとにも慎重に事を運ぶべきである。

H26 

A=5人

- ・そのように考える。

B=8人

- ・町民との意見交換会及び議会フォーラムで実施済。

C=3人

H25

A=1人

- ・果たしている。

B=13人

C=1人

- ・必ずしも理想的な合意形成に至っていないのではないか。

D=1人

5 議員は、条例、意見書等の議案の提出を積極的に行うように努め、議員相互の討議により議論を尽くして合意形成を行います。

議員は、条例、意見書等の議案の提出を積極的に行うように努め、議員相互の討議により議論を尽くして合意形成を行ったと考えるか。

H28 

A=11人（常通、寺町、梶澤、青木、中村、西尾）

B=2人（広瀬、立川）高橋、早苗、柴田、渡辺、吉田、

- ・今後も議員間討議を意識して取り組みたい。

C=2人（梅津、中野）

- ・来年度に向けて努力する。
- ・条例、意見書等の議案の提出は行われていない現状である。

E=1人（正村）

・

H27 

A=6人（常通、柴田、青木、梅津、渡辺、立川）

B=6人（広瀬、中村、梶澤、西尾、早苗、吉田）

- ・議員相互の討議、議論を尽くして全員の合意形成は無理。
- ・討議回数や時間を十分に確保する。

C=3人（中野、寺町、高橋）

- ・委員会として前向きに提出するよう議論すべき。
- ・議員提出議案は議論を尽くして合意形成に努めたとは言いがたい。
- ・討議を十分行うこと。

E=1人（正村）

- ・前項と同様。条例が可決成立した後にどのような事態が起こりえるのか、までその条例等が及ぼす影響をしっかりと見定めて議論をすべきである。

H26 

A=4人

- ・そのように考える。
- ・概ねできた。

B=8人

- ・一部議員が、全員協議会で合意形成を図り、決まったものをSNSで否定するのはいかなものか。

C=2人

D=1人

—=1人

H25

- ・議員は、条例、意見書等の議案の提出を積極的に行うように努め、議員相互の討議により議論を尽くして合意形成を行ったと考えるか。

B=12人

- ・積極的にとはいかないが、向けた研修等努力を取り進めている。

C=2人

- ・必ずしも理想的な合意形成に至っていないのではないか。

D=2人

- ・あなたは、条例、意見書等の議案の提出を積極的に行うように努め、議員相互の討議により議論を尽くして合意形成に関わったか。

H28 

A=10人（常通、正村、梶澤、青木、高橋、早苗、柴田、渡辺、吉田、西尾）

B=2人（中村、立川）

- ・合意形成の難しさを感じているが、今後も議論を尽くしての合意形成は重要と考える。
- ・所管委員会での政策提言については議論を重ねることが出来た。今後は公式の場でホワイトボードの活用や、ファシリテイト研修の成果を活かしながら論点整理、合意形成に努めたい。

C=2人（梅津、中野）

- ・来年度に向けて努力する。
- ・意見書等の提出は常に念頭にあるが、現実に出されてない。今後は積極的に行いたい。

E=1人（寺町）

- ・議員個人として議案の提出等を行っていない。

－=1人（広瀬）

H27 

A=7人（青木、梅津、渡辺、立川、正村、西尾、早苗）

B=5人（常通、柴田、中村、梶澤、吉田）

- ・議運委員長の立場として説明がうまく伝わらない場面があったと思うので、伝え方等、考えたいと思う。
- ・積極的に努力します。
- ・だんだんできるようになると考えるが今はまだ未熟である。

C=1人（高橋）

- ・議論を尽くしていない。

D=1人（中野）

- ・意見書は提出を考えるとときもあるが、意識は弱く、タイミングも難しい。

－=2人（広瀬、寺町）

H26 

A=8人

- ・そのように考える。
- ・概ねできた。
- ・行っている。

B=7人

C=1人

H25

B=9人

- ・関わっていない。

C=5人

- ・自らの提出には至っていない。議員間においてもまだまだ議論は不足している。

D=2人

#### (議員政策討論会の開催)

**第17条** 議会は、町政に関する重要な政策及び課題等について、議会としての共通認識を深めるとともに、政策形成能力の向上を図るため、議員政策討論会を開催します。

- ・ 議会は、町政に関する重要な政策及び課題等について、議会としての共通認識を深めるとともに、政策形成能力の向上を図るため、議員政策討論会を開催したか。

H28 

A=3人(梶澤、青木、渡辺)

B=4人(広瀬、中村、梅津、吉田)

- ・ 政策課題の議員間の共有のため、政策討論会は必要。
- ・ 委員会から課題・問題提起できるようにする。
- ・ 議論はしたが能力向上まで至っていない。

C=5人(常通、正村、中野、立川、西尾)

- ・ 委員会でのまとめが遅かったように思う。が、今年度は災害等でスケジュール通り、進められなかったと考える。
- ・ 政策討論会を開催するまでに至っていない。
- ・ 開催しているとは言えない。
- ・ 政策討論会は開催していない。今年度は災害発生等予期せぬ事案も生じたが、年間スケジュールを組み政策形成サイクルを回していく事を念頭に活動しなくてはならないと考える。
- ・ 議員政策討論会はなかった。

D=2人(高橋、柴田)

- ・ 委員会、または個の議員提案を可とする。2～4年の中期的な事案も可とする。

E=2人(寺町、早苗)

- ・議員政策討論会は行ってない。
- ・政策討論会の開催はなかった。

H27 

A=8人(常通、広瀬、柴田、青木、中野、渡辺、西尾、吉田)

B=5人(梅津、中村、梶澤、立川、高橋)

- ・努力はしたが100パーセントではないのでB。
- ・さらに活発な意見交換、討論が行われると良いと考えます。

D=1人(早苗)

- ・課題抽出方法を確立し議員間研修(模擬討論会)をまず実施する。

E=2人(寺町、正村)

- ・議会としての共通認識を図るためにも、議員間の情報格差をなくすべき。新年度主要事業について各委員会として調査を行い、新年度各担当課の基本的方向を確認しておくことが必要。これにより議論を深める基礎ができると考える。

H26 

A=11人

- ・そのように考える。
- ・概ねできた。
- ・討論会の実施。

B=2人

- ・形はスタートしたが、内容については今後の課題と考える。

C=1人

D=2人

- ・政策討論会とはいえない。

H25

A=1人

- ・全員協議会で実施済

B=5人

C=3人

- ・開催はしたが目的を達成する議論は行われなかった。

D=7人

- ・されていない。

2 議員政策討論会について必要な事項は、議長が別に定めます。

## 第6章 適正な議会機能

### (適正な議会費の確立)

第18条 議会は、議会費について、一定の標準率などを用いて適正な議会活動費の確立を目指します。

・議会は、議会費について、一定の標準率などを用いて適正な議会活動費の確立を目指したか。

H28 ↓

A=15人(常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、渡辺、吉田、西尾)

B=1人(立川)

・我々には政務活動費がない代わりに議会費によって研修会開催が実施されている。H29はHOPSでの研修が無くなったが、その分の予算は減額せず代替りの研修会開催を検討しても良かったと考える。

H27 ↑

A=16人(常通、広瀬、柴田、青木、梅津、中野、寺町、中村、渡辺、梶澤、立川、正村、西尾、早苗、高橋、吉田)

H26 ↑

A=12人

・そのように考える。

・概ねできた。

・予算案・補正予算については十分な協議を行っている。

B=2人

C=1人

D=1人

H25

A=2人

・目指している。

B=13人

・そのように考える。

D=1人

2 議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算を確保します。

・議会は、議会費について、一定の標準率などを用いて適正な議会活動費の確立を目指したか。

H28 ↑

<p>A=15人(常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、渡辺、吉田、西尾)  B=1人(立川)  ・おおむねできているが、今後も政策提案にむけては個々が向上心を持ち、議員の中から新たな政策実現に向けた取り組みの要望があっても良いと考える。</p>
<p>H27   A=16人(常通、広瀬、柴田、青木、梅津、中野、寺町、中村、渡辺、梶澤、立川、正村、西尾、早苗、高橋、吉田)</p>
<p>H26   A=10人  ・概ねできた。  B=3人  ・確保している。しかし、ヒアリングの段階で理事者側にて一部否定された案件もあった。  C=2人</p>
<p>H25  A=7人  ・十分とはいえないが、概ね確保できている。  B=9人  ・事務局の努力により一定の議決はなされている。</p>
<p>3 議会は、議長交際費を含めて、議会費の用途等を議会だより及び議会ホームページ等により町民に公表します。  ・議会は、議長交際費を含めて、議会費の用途等を議会だより及び議会ホームページ等により町民に公表したか。</p>
<p>H28   A=16人(常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾)</p>
<p>H27   A=16人(常通、広瀬、柴田、青木、梅津、中野、寺町、中村、渡辺、梶澤、立川、正村、西尾、早苗、高橋、吉田)</p>
<p>H26   A=14人  ・実施した。  ・公表している。  C=1人  - =1人</p>

H25

A=9人

- ・公表している。

B=7人

- ・行っている。

(議長、副議長志願者の所信表明)

**第19条** 議会は、議長、副議長の選出に当たり、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性をより一層高め、議会の責務を強く認識するため、それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設けます。

- ・議会は、議長、副議長の選出に当たり、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性をより一層高め、議会の責務を強く認識するため、それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設けたか。

H27 

A=16人(常通、広瀬、柴田、青木、梅津、中野、中村、渡辺、梶澤、立川、正村、西尾、早苗、高橋、吉田、寺町)

(附属機関の設置)

**第20条** 議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、学識経験を有する者等で構成する附属機関を設置します。

- ・議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、学識経験を有する者等で構成する附属機関を設置したか。

H28 

A=12人(広瀬、寺町、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、西尾)

B=1人(吉田)

- ・専門的知見の活用を多く行うべき。

D=1人(常通)

- ・案件が無かった。

E=1人(正村)

- ・議会サポーターは設置しているが、その他の附属機関は今年度設置していない。毎年同じような回答があるが、設問の附属機関が議会サポーターということであれば、回答はまた違うと思う・

—=1人(梶澤)

・

H27 

A=11人(広瀬、青木、梅津、中野、中村、渡辺、梶澤、立川、西尾、早苗、高橋)

B=1人(柴田)

- ・附属機関は設置していないが、議会サポーター(学識7人)に相談している。

D=1人(常通)

- ・案件がなかった。

E=2人(寺町、正村)

- ・所管委員会において、附属機関の構成員をお招きすることだったが、日程が慌ただしくなり、実現していない。

ー=1人(吉田)

- ・役場建設など建築専門家を呼ぶべきと考える。

H26 

A=8人

- ・設置した。
- ・議会改革諮問会議の設置条例

C=2人

D=2人

ー=4人

- ・議会サポーターの研修会で十分と考える。

H25

A=7人

- ・設置していないが、議会サポーターに適宜、御意見や研修を受けている。
- ・議会サポーターの設置、議会改革諮問会議の設置

B=4人

C=2人

- ・設置はしているが、附属機関の十分な活用まで議論ができなかった。
- ・設置されている。

D=3人

2 附属機関に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

- ・附属機関に関して必要な事項は、別に条例で定めたか。

H28 

A=13人(広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、西尾)

- ・議会サポーターを(附属機関と)想定して回答する。

D=1人(常通)

ー=2人(渡辺、吉田)

H27 

A=11人（広瀬、柴田、青木、梅津、中野、中村、渡辺、立川、西尾、早苗、高橋）

- ・議会サポーター制度がある。

D=1人（常通）

- ・案件がなかった。

E=1人（寺町）

－=3人（梶澤、正村、吉田）

H26 

A=7人

- ・定めている。
- ・議会改革諮問会議の設置。

C=1人

D=2人

－=6人

H25

A=7人

- ・議会改革諮問会議の設置条例を定めた。

B=5人

- ・定めている。

C=1人

D=2人

－=1人

**（調査機関の設置）**

**第21条** 議会は、町政の課題に関する調査のために必要があると認めるときは、法第100条の規定により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置します。

- ・議会は、町政の課題に関する調査のために必要があると認めるときは、法第100条の規定により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置したか。

H28 

B=5人（梶澤、青木、高橋、中野、吉田）

- ・病院、ITなど専門家の知見を活用すべき。

C=1人（西尾）

- ・調査機関を設定していない。

D=1人（常通）

E=8人（寺町、正村、中村、梅津、早苗、柴田、立川、渡辺）

- ・調査案件はなかった。
- ・100条委員会は設置されていない。
- ・該当事項なし。
- ・調査機関設置の案件はなかった。
- ・設置案件がなかった。
- ・必要に応じて設置すればよい。
- ・該当ケースなし。
- ・該当事項なし。

－=1人（広瀬）

- ・必要が認められなかった。

H27 

B=1人（柴田）

- ・現在必要としていない。

C=2人（広瀬、吉田）

D=5人（常通、中村、西尾、早苗、高橋）

- ・学識経験での調査機関なし。
- ・設置していない。

E=5人（梅津、寺町、渡辺、立川、正村）

- ・該当事項なし。
- ・H27年度は案件が無かったが、これから大きな建物建築の予定が続くためぜひ活用したいと考えます。

－=3人（青木、中野、梶澤）

H26 

A=2人

- ・設置している。

C=4人

- ・実施していない。

D=8人

- ・「不適切会計」の問題では、100条委員会の設置が必要であったと考える。

－=2人

- ・議会サポーターによる研修で十分である。

H25

A=2人

B=4人

・なかった。

C=3人

D=7人

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えます。

・議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えたか。

H28 

A=1人（青木）

B=1人（梶澤）

C=2人（吉田、西尾）

・病院・ITなど専門家の知見を活用すべき。

・調査機関は設置なしです。

D=2人（常通、中野）

・現時点では必要がないので加えていない。

E=8人（寺町、正村、中村、梅津、早苗、柴田、立川、渡辺）

・調査案件はなかった。

・100条委員会は設置されていない。

・該当事項なし。

・案件はなかった。

・設置案件がなかった。

・設置時に評価する。

・該当ケースなし。

・該当事項なし。

一=2人（広瀬、高橋）

・必要が認められなかった。

H27 

A=1人（柴田）

・そのとおりと言える。

C=2人（広瀬、吉田）

<p>D=5人（常通、中村、西尾、早苗、高橋）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学識経験での調査機関なし。</li> </ul> <p>E=5人（梅津、寺町、渡辺、立川、正村）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当事項なし。</li> <li>・H27年度は案件が無かったが、これから大きな建物建築の予定が続くためぜひ活用したいと考えます。</li> </ul> <p>－=3人（青木、中野、梶澤）</p>
<p>H26 </p> <p>A=1人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そのように考える。</li> </ul> <p>C=4人</p> <p>D=7人</p> <p>－=4人</p>
<p>H25</p> <p>A=1人</p> <p>B=3人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加えていない。</li> </ul> <p>D=11人</p> <p>－=1人</p>
<p>3 調査機関に関し必要な事項は、会議条例で定めます。</p>
<p>・</p>
<p><b>（議会事務局の体制整備）</b></p> <p><b>第22条</b> 議会は、法第138条第2項の規定に基づき、芽室町議会事務局を置きます。</p>
<p>・</p>
<p>2 議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図ります。なお、当分の間は、執行機関の法務及び財務機能の活用、職員の併任等を考慮します。</p>
<p>議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図ったと考えるか。</p> <p>H28 </p> <p>A=16人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾）</p>
<p>H27 </p> <p>A=13人（常通、広瀬、柴田、青木、梅津、中野、寺町、渡辺、梶澤、西尾、早苗、高橋、吉田）</p> <p>B=1人（中村）</p>

C=1人（立川）

- ・議会 BCP、議会 ICT などの新しい計画導入元年となる今年度に事務局の人事異動があった。この事が議会機能の後退とならぬよう議員個々が強い目的意識を持ち議会運営に臨まなければならないと考えます。これまで築いてきた議会改革の歩みを止めることの無いよう事務局には行政、法務に関わる専門的知見を十分発揮して頂きたい。また事務局の業務負担を軽減するためには、政策関連以外の事で事務局の手を煩わせないよう議員もペーパーレスに慣れていくなど、個人のスキルアップに努めていく事が重要と考えます。

E=1人（正村）

- ・議会事務局の機能強化よりも執行機関の法務担当者と十分な連携が取れていないため、法的な整理ができていない。まずは基本的なことから取り組むべき。

H26 

A=6人

- ・そのように考える。
- ・現状維持。

B=3人

C=3人

D=2人

-=2人

H25

A=4人

- ・臨時職員を含め、4人体制で行っている。十分な人数とはいえないがチームワーク良く効率的に運営されている。

B=7人

- ・限られた議員体制のもとで努力している。

C=2人

D=2人

-=1人

3 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとし、あらかじめ町長と協議します。

- ・議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとし、あらかじめ町長と協議したと考えるか。

H28 

A=10人（常通、広瀬、梶澤、青木、高橋、中野、早苗、柴田、立川、渡辺）

C=1人（西尾）

- ・協議していると思われない。

E=4人（寺町、正村、中村、梅津）

- ・人事案件に関し、関わるべきではない（一般議員は）。設問不要。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・議長のこととは分かりません。設問として不要だと思います。</li> <li>・現状では実質的な任免権行使は困難であると思う。</li> </ul> <p>－＝1人（吉田）</p> <p>・</p>
<p>H27 </p> <p>A＝8人（広瀬、柴田、青木、中野、梶澤、西尾、早苗、高橋）</p> <p>B＝2人（中村、吉田）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・わからない。</li> </ul> <p>E＝4人（梅津、渡辺、立川、正村）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実質的に任命権を保持しているとは言い難い。首長に、二元代表制に対する深い認識がなければ、現制度上無理がある。</li> <li>・任免権を保持しているとは考えにくい。</li> <li>・人事における経緯の詳細が分からない為、判断できません。1月に開催した高沖氏による研修会では、議会は今後強い事務局機能を維持するためにも必要な人材を派遣するよう積極的に求めていく事も必要だという事を学びました。</li> <li>・議長の権限なので評価のしようがない。評価する情報もない。</li> </ul> <p>－＝2人（常通、寺町）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人事案件は設問外とすること。</li> </ul>
<p>H26 </p> <p>A＝6人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そのように考える。</li> <li>・現状維持。</li> </ul> <p>B＝2人</p> <p>D＝1人</p> <p>－＝7人</p>
<p>H25</p> <p>A＝2人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前議長の時には町長との意見交換があった。</li> </ul> <p>B＝4人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そのように考える。</li> </ul> <p>C＝3人</p> <p>D＝1人</p> <p>－＝5人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議しているのか否か情報もなく判断できない。</li> </ul>

(議会図書室の充実)

第23条 議会は、法第100条第18項の規定により、議会図書室を適正に管理し運営するとともに、その機能を強化します。

- ・議会は、議会図書室を適正に管理し運営するとともに、その機能を強化したと考えるか。

H28 

A=6人(寺町、梶澤、青木、中野、渡辺、吉田)

B=6人(常通、広瀬、中村、高橋、梅津、早苗)

- ・今後も課題として協議していく事項と思う。
- ・内容・形式についての議論を行う。

C=2人(立川、西尾)

- ・議会 ICT 計画にもとづいてタブレット導入後、電子図書室が出来たことは良かった。昨年の諮問会議での答申にあるように、紙媒体での図書室整備にむけて新庁舎建設まで待つのではなく、出来ることから引き続き取り組むべき。
- ・図書室なし。

E=2人(正村、柴田)

- ・議会図書室のあり方は検討中であり、機能強化については評価できない。
- ・新庁舎に向けて効率的な機能を有する運営を目指す。

H27 

A=3人(柴田、青木、寺町)

- ・タブレット導入により強化します。

B=6人(常通、広瀬、中野、渡辺、早苗、高橋)

- ・庁舎建設に合わせて。
- ・議会図書室にどんな図書が必要か議論すべき。
- ・今後、議会 ICT 計画と合わせて整備されていくものとするため、経過を確認していく。
- ・機能強化は ICT 計画により進める。

C=6人(梅津、中村、梶澤、立川、西尾、吉田)

- ・今後の課題。
- ・機能強化は今後の課題。
- ・今年度以降、ICTを活用した連携をはかりながらの機能強化と、議員がその機能を有効活用できるよう互いに高め合うことが重要と考えます。
- ・議会図書室が必要か？

E=1人(正村)

- ・議員はノートパソコンが支給されており、芽室町ホームページをみることが出来る環境にあるので、強化の必要性は感じない。

H26 

A=2人  
・そのように考える。

B=3人  
・まだ改善の余地がある。

C=7人  
・次年度への課題。

D=4人

H25

B=3人  
・十分ではないが、町民も使用との点では室の整備が必要。  
・今後に期待する。

C=11人  
・取り組もうとしているが、達成しているとは言いがたい。

D=2人

2 議会図書室は、議員のみならず、町民、町長等においても利用することができます。

・議会図書室は、町民、町長等においても利用することができたと考えるか。

H28 

A=6人（寺町、梶澤、青木、中野、早苗、吉田）

B=7人（常通、広瀬、中村、高橋、梅津、柴田、渡辺）

- ・今後課題として協議していく事項と思う。
- ・新庁舎に向けて議論が必要。
- ・現状の運営としてベスト。新庁舎に向け改善。
- ・前年よりは足を運んでいただく機会は増えたが、さらに改善の余地はある。また図書機能については議員はタブレットがあるから強化されたと考えるが、町民に対する議会図書室機能のあり方については検討が必要と考える。

C=2（立川、西尾）

- ・傍聴者などへの声掛けをするほど現在は蔵書が充実していないと考えるが、町民も利用可能なことなどの情報提供は折につけ行うべきと考える。
- ・図書室なし。

E=1人（正村）

- ・議会図書室のあり方は検討中であり、機能強化については評価できない。

H27 

A=1人（寺町）

B=4人（常通、青木、渡辺、高橋）

- ・議会傍聴時などに足を運んでいただくなどの検討。
- ・今後、議会 ICT 計画と合わせて整備されていくものとするため、経過を確認していく。

C=9人（広瀬、柴田、梅津、中野、中村、梶澤、立川、西尾、早苗）

- ・現状はできる状態にない。
- ・モニター等の意見を聞き整備するとともにPRもすべき。
- ・今後の課題。
- ・今後、データベースでの図書館機能強化と併行し、現存の蔵書整理を行い町民が議場に足を運びやすい体制を整えていくべきと考えます。
- ・議会図書室が必要か？
- ・町民への周知が必要。

E=1人（正村）

- ・インターネットがあるので現状以上の整備は必要ない。

－=1人（吉田）

H26 

A=1人

- ・町民の利用には至っていない。議会傍聴に利用を進めるのも方法。

B=1人

C=6人

- ・取り組みもうとしているが、達成しているとは言い難い。
- ・次年度への課題。

D=7人

－=1人

H25

B=1人

C=5人

- ・できていない。また、利用実態がない。図書の案内が必要。
- ・利用されたとは考えにくい。

D=10人

**（議会改革及び活性化の推進）**

**第24条** 議会は、町民の信頼を高めるため、不断の改革及び活性化に努めます。

・議会は、町民の信頼を高めるため、不断の改革及び活性化に努めたと考えるか。

H28 

A=16人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾）

H27 

A=14人（常通、広瀬、柴田、青木、梅津、中野、寺町、渡辺、梶澤、立川、西尾、早苗、高橋、吉田）

B=1人（中村）

・取り組んではいるが、改善の余地がある。

E=1人（正村）

・改革を進めること=新しいことに取り組むこと、になっているように感じる。改革のスピードを競うことは意味がなく、民主的で開かれた議会運営であるか、を常に検証することを求めたい。いままで「改革」として進んできたことについての評価を行い、立ち止まることも必要だと考える。

H26 

A=7人

・そのように考える。

・概ね努めた。

・活性化に努力している。

B=7人

・議会の努力と住民の受け止め方には温度差が大きいと考える。

C=2人

H25

A=5人

B=11人

・それぞれが努力したと考える。

2 議会は、前項の改革に取り組むため、議会活性化計画を策定し、実行と評価について全議員で協議します。

・議会は、前項の改革に取り組むため、議会活性化計画を策定し、実行と評価について全議員で協議したかと考えるか。

H28 

A=15人（常通、広瀬、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾）

C=1人（寺町）

・全議員で協議したかはあいまいである。

H27 

A=14人（常通、広瀬、柴田、青木、梅津、中野、中村、渡辺、梶澤、立川、西尾、早苗、高橋、吉田）

E=1人(寺町)

—=1人(正村)

- ・すべての議員が合意して進んでいくことは理想であるが、議員それぞれの立場や考えがあるので、なかなかそうはならない。合議制で進んでいくことは致し方ないが、少数意見の扱いを尊重するような進み方を望む。

H26 

A=12人

- ・そのように考える。
- ・概ねできた。
- ・5/21~2/23まで15回全員協議会の開催(月1.8回の開催割合)

B=2人

- ・内容を伴った議論が必要。議員間の温度差があると認識する。

C=1人

D=1人

H25

A=4人

- ・十分できている。

B=12人

- ・その方向で進めるべきである。

3 議会は、他の自治体議会との交流及び連携を推進し、分権時代にふさわしい議会のあり方についての調査、研究等を行います。

- ・議会は、他の自治体議会との交流及び連携を推進し、分権時代にふさわしい議会のあり方についての調査、研究等を行ったかと考えるか。

H28 

A=12人(常通、広瀬、正村、梶澤、青木、中村、高橋、中野、早苗、柴田、渡辺、西尾)

B=2人(梅津、立川)

- ・他議会の視察対応の内容・結果について、全体に対する報告がなされるようにする。
- ・先進地事務調査などで得た成果を活かす取り組みを次年度以降は実現に向けて前進、行動することが重要になると考える。

D=1人(寺町)

- ・スポーツ交流はしたが調査研究等はない。

—=1人(吉田)

H27 

A=10人(常通、広瀬、柴田、青木、中野、中村、渡辺、梶澤、西尾、早苗)

B=5人(梅津、寺町、立川、高橋、吉田)

- ・積み重ねが求められる。時間が必要。
- ・広尾町議会との交流が1度あった。他にあってよい。
- ・先日視察にいらした千葉県袖ヶ浦市議会では、久慈市議会との友好提携を行い交流していると伺いました。例年、西部十勝4町で行う交流会も内容を精査してはどうかと考えます。

E=1人(正村)

- ・他の自治体議会との交流は大事であるが、視察の対応に追われ、本来議会がすべきことや委員会日程が十分に取れなかったりすることはないのか、懸念している。視察が過密スケジュールにならないよう、十分な調整が必要ではないのか。

H26 

A=8人

- ・そのように考える。
- ・道内及び他府県から本町議会への視察及び行政視察が20回以上あった。本町議会の先進地事務調査・視察は8か所以上あり、十分な調査視察が行われた。

B=5人

C=3人

H25

A=5人

- ・積極的に行っている。
- ・幕別町議会・鹿追町議会・会津若松市議会・飯田市議会・北広島市議会・旭川市議会等々を視察した。

B=7人

- ・議運、常任委員会で政策課題を抽出、調査、研究がなされたものと考えている。

C=3人

-=1人

4 議会は、議会制度に係る法改正等があったとき、又は議会改革の推進の観点から必要があると認めるときは、速やかに調査、研究等を行います。

- ・議会は、議会制度に係る法改正等があったとき、又は議会改革の推進の観点から必要があると認めるときは、速やかに調査、研究等を行ったかと考えるか。

H28 

A=12人(常通、広瀬、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、柴田、立川、渡辺、西尾)

E=3人(寺町、正村、早苗)

- ・速やかに調査、研究等はなかった。
- ・今年度は行ってない。

-=1人(吉田)

H27 

A=11人(常通、広瀬、柴田、青木、梅津、中野、渡辺、立川、西尾、早苗、吉田)

B=4人（寺町、中村、梶澤、高橋）

- ・研修会は幾度か開催された。講師に問題（課題）がある。

E=1人（正村）

- ・調査研究を行っていないので評価できない。

H26 

A=6人

- ・そのように考える。

B=6人

- ・法改正及び条例等改正はすみやかにやっている。

D=2人

-=2人

H25

A=4人

- ・適宜行っている。
- ・議会基本条例の制定時に行った。

B=8人

- ・そのように考える。

C=3人

-=1人

5 議会は、議会モニター及び議会サポーターを設置し、提言その他の意見を聴取するとともに、議会運営に反映します。

- ・議会は、議会モニター及び議会サポーターを設置し、提言その他の意見を聴取するとともに、議会運営に反映したかと考えるか。

H28 

A=15人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、西尾）

B=1人（吉田）

- ・庁舎機能一元化は要らないという意見を反映しなかった。

H27 

A=11人（常通、広瀬、柴田、青木、中野、中村、渡辺、梶澤、立川、西尾、吉田）

B=3人（梅津、早苗、高橋）

- ・意見の尊重は重要。同時に議会側の自主的判断を尊重してもいい。
- ・委員会討議への参加（傍聴）を促し意見をもらう。

D=1人（寺町）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度はまだ一度も提言がない。</li> </ul> <p>－＝1人（正村）</p>
<p>H26 <span style="background-color: #90EE90;">1</span></p> <p>A＝10人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・十分反映できていると考える。</li> <li>・そのように考える。</li> <li>・5/21～2/23まで15回全員協議会の開催（月1.8回の開催割合）</li> </ul> <p>B＝5人</p> <p>C＝1人</p>
<p>H25</p> <p>A＝6人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニター、サポーターともに機能していると考え。</li> </ul> <p>B＝10人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会傍聴、研修を通じた意見を受け、反映に向けたと考える。</li> </ul>

### （災害対応）

**第25条** 議会は、町民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、町民及び地域の状況を的確に把握すると共に、議会としての業務を継続し、町長等に速やかに必要な要請を行います。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会は、災害時に町民及び地域の状況を的確に把握すると共に、議会としての業務を継続し、町長等に速やかに必要な要請を行ったと考えるか</li> </ul> <p><b>H28</b></p> <p>A＝9人（常通、広瀬、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗）</p> <p>B＝3人（柴田、立川、渡辺）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・より多くの情報共有と整理していくシステム、本部と議会、今後の協議になっている。</li> <li>・災害後、町に申し入れを行うまで、時間を要しすぎたと考える。この条文に基づき速やかに実施すれば良かったのではないか。</li> <li>・町民及び地域の状況は把握していたが、その情報をどのように伝達したらよいか迷う部分があった。BCPもその都度改善しながらの運用となるが、災害時対応については議会としての訓練も早急に行う必要があると考える。</li> </ul> <p>C＝2人（寺町、西尾）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復旧のため現地視察はしたが、要請は行っていない。</li> <li>・今回の災害はどうか？</li> </ul> <p>E＝1人（正村）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時にはそれぞれの議員が情報収集を行った。議会は計画に基づいて行動するよう努めたが、計画と現実の乖離がある。理想ではなく、議会として現実的な対応を検討すべきだと思う。</li> </ul>
--

－＝1人（吉田）

2 前項に規定する災害等が発生した場合における議会の対応について必要な事項は、議長が別に定めます。

・必要な事項は、議長が別に定めたか考えるか。

**H28**

**A=13人**（広瀬、寺町、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、西尾）

・今年度は是非議会 BCP にもとづき様々なかたちの防災訓練（シュミレーション）を行うべきと考えます。

**D=1人**（常通）

・必要性が無かった。

**E=1人**（正村）

・災害時に議員として活動できる範囲が限られる。

－＝1人（吉田）

## 第7章 会議の運営

（通年議会）

**第26条** 議会は、前条の目的を達成し使命を果たすため、会期を通年とします。

・議会は、前条の目的を達成し使命を果たすため、会期の通年化を運営できたか考えるか。

**H28** ↑

**A=16人**（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾）

・あえて評価しなければならないのか、疑問である。

**H27** ↑

**A=16人**（常通、広瀬、柴田、青木、梅津、中野、寺町、中村、渡辺、梶澤、立川、正村、西尾、早苗、高橋、吉田）

**H26** ↑

**A=15人**

・そのように考える。

・毎月定例会・臨時議会を実施しタイムリーな議会運営を行っている。

**B=1人**

**H25**

A=9人

B=7人

- ・そのように考える。

2 会期を通年とするために必要な事項は、会議条例で定めます。

- ・会期を通年とするために必要な事項は、会議条例で定めたか考えるか。

H28 

A=16人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾）

- ・3月議会で会議条例は整理され、改正された。

H27 

A=16人（常通、広瀬、柴田、青木、梅津、中野、寺町、中村、渡辺、梶澤、立川、正村、西尾、早苗、高橋、吉田）

H26 

A=14人

- ・定めている。
- ・そのように考える。

B=1人

－=1人

H25

A=11人

B=5人

- ・そのように考える。

（議会運営の原則）

第27条 議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行います。

- ・議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行ったか考えるか。

H28 

A=16人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾）

H27 

A=14人（常通、広瀬、柴田、青木、中野、寺町、中村、渡辺、梶澤、立川、西尾、早苗、高橋、吉田）

B=1人（梅津）

- ・協議会の位置付けを明確にすべき。

E=1人(正村)

- ・一般質問の通告書に不要な一文を掲載することは不要である。通告期間内に議長は受理しており、不要な一文を掲載されるようなことはしていない。議員を侮辱するようなことはしてはならない。また、一般質問の通告書を提出する際に議運が詳細にルールを定めているが、本来通告書は議長が受理するものである。それぞれの権限を尊重した議会運営を行うべきである。

H26 

A=10人

- ・そのように考える。
- ・SNSの運用、会議記録のタイムリーな配付など効率的に行っている。

B=4人

D=2人

H25

A=4人

B=10人

- ・効率的とはまだいえないが、民主的に運営している。
- ・受けた個人差があると思うが、効率的な運営がなされたと考える。

C=2人

- ・人格と意見は区別して取り扱う必要がある。議員の発言に対して規制を行うようなことはあってはならないし、今後も十分に注意して議論(発言)しなければならない。

2 議会は、芽室町議会傍聴条例(平成24年芽室町条例第34号)に定める町民等の傍聴に関して、議案の審議に用いる資料等を提供するなど、町民の傍聴の意欲を高める議会運営を行います。

- ・議会は、芽室町議会傍聴条例に定める町民等の傍聴に関して、議案の審議に用いる資料等を提供するなど、町民の傍聴の意欲を高める議会運営を行ったかと考えるか。

H28 

A=15人(常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、渡辺、吉田、西尾)

B=1人(立川)

- ・議員と同じ資料配布は良いと考えるが、町民向けには議案によっては解説の為の何かがあっても良いのではないかと考える。
- ・現在は傍聴者への記名を求めているが、この件についても検討して行って良いと考える。

H27 

A=16人(常通、広瀬、柴田、青木、梅津、中野、寺町、中村、渡辺、梶澤、立川、正村、西尾、早苗、高橋、吉田)

H26 

<p>A=12人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そのように考える。</li> <li>・十分な資料提供をしている（事務局の手配がよい）。</li> </ul> <p>B=4人</p>
<p>H25</p> <p>A=7人</p> <p>B=7人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そのように考える。</li> </ul> <p>D=1人</p> <p>-=1人</p>
<p>3 議会は、会議を定刻に開催し、会議を休憩する場合には、その理由、再開の時刻を傍聴者に説明します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会は、会議を定刻に開催し、会議を休憩する場合には、その理由、再開の時刻を傍聴者に説明したと考えるか。</li> </ul> <p>H28 ↓</p> <p>A=15人（常通、広瀬、寺町、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾）</p> <p>B=1人（正村）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再開時間を伝えない委員会があった。</li> </ul>
<p>H27 ↑</p> <p>A=16人（常通、広瀬、柴田、青木、梅津、中野、寺町、中村、渡辺、梶澤、立川、正村、西尾、早苗、高橋、吉田）</p>
<p>H26 ↑</p> <p>A=15人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そのように考える。</li> <li>・全ての会議において傍聴者に説明宣言をしている。</li> </ul> <p>B=1人</p>
<p>H25</p> <p>A=7人</p> <p>B=8人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌、ネットなどで日程の周知に努めている。資料も準備されている。高める方法を考えるべきである。</li> <li>・そのように考える。</li> </ul> <p>-=1人</p>

## 第8章 議員定数・報酬等

### (議員定数)

第28条 法第91条第1項の規定に基づき、芽室町議会の議員の定数は、16人とします。

.

2 議員定数の改正に当たっては、民主主義の原理を踏まえ、附属機関、参考人制度及び公聴会制度を十分活用します。

H28

H27

H26 ↑

A=11人

・そのように考える。

・議会改革諮問会議8回、議運委及び全員協議会を延べ23回実施し、パブリックコメント、町民との意見交換会等で協議した。

B=2人

C=1人

—=2人

H25

A=4人

B=7人

・現在、諮問会議を設置し、検討されている。

・諮問しているが答申は出されていない。

・活用すべきと考える。

C=2人

—=3人

3 議員定数の改正については、法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して、必ず議員が提案するものとします。

.

### (報酬等)

第29条 議員の報酬及び費用弁償並びに期末手当（以下「報酬等」といいます。）は、別に条例で定めます。

.

2 前項に規定する条例においては、適正な報酬等の確立を期するため、報酬の標準率又は報酬額を示します。

.

3 報酬等の改正に当たっては、民主主義の原理を踏まえ、附属機関、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用します。

・報酬等の改正に当たり、民主主義の原理を踏まえ、附属機関、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用したと考えるか。

H28

H27

H26 ↑

A=9人

- ・概ね活用できた。
- ・議会改革諮問会議 8回、議運委及び全員協議会を延べ 23回実施し、パブリックコメント、町民との意見交換会等で協議した。
- ・町民との意見交換会、諮問委員会の設置を果たした。

B=3人

D=1人

－=3人

H25

A=3人

- ・諮問しているが答申は出されていない。

B=8人

- ・そのように進めていたと考える。

C=2人

－=3人

4 報酬等の改正については、法第 74 条第 1 項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して、必ず議員が提案するものとします。

・

## 第 9 章 最高規範性及び見直し手続き

(最高規範性)

第 30 条 この条例は、議会の最高規範であり、この条例に違反する条例、規則、規程等を制定しません。

・

2 議会及び議員は、この条例を順守します。

- ・議会及び議員は、議会基本条例を順守したと考えるか。

H28 ↓

A=13人(常通、広瀬、寺町、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、渡辺、西尾)

B=3人(正村、立川、吉田)

- ・ルールに基づいた議会運営がなされるように意識して会議を運営する。
- ・審議や、意思決定においては条例に則った議論を行えばもう少し簡潔に結論を出せる事案もあったのではないかと考える。(第 25 条関連など)
- ・病院、IT など専門家の知見を活用すべき。

H27 ↑

A=14人（常通、柴田、梅津、寺町、中村、渡辺、梶澤、立川、正村、西尾、早苗、中野、高橋、吉田）

B=2人（広瀬、青木）

- ・遵守に期待したい。

H26 ↑

A=9人

- ・そのように考える。
- ・遵守している。

B=6人

C=1人

H25

A=3人

- ・85%以上順守されている。

B=12人

- ・個人差がある。

C=1人

3 議会は、議会に関する憲法、法律、その他法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に定める理念、原則に照らして判断します。

- ・議会は、議会に関する憲法、法律、その他法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に定める理念、原則に照らして判断したと考えるか。

H28 ↑

A=15人（常通、広瀬、寺町、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾）

B=1人（正村）

- ・ルールに基づいた議会運営がなされるように意識して会議を運営する。

H27 ↑

A=14人（常通、広瀬、柴田、青木、中野、寺町、中村、渡辺、梶澤、立川、西尾、早苗、高橋、吉田）

E=2人（梅津、正村）

- ・憲法の下での議会基本条例と考える。
- ・地方自治法、会議条例、委員会条例に基づいて議会を運営する。これまでも議長が通告書を受領し、質問が行われているが、本議会運営に支障があったことはない。

H26 ↑

A=10人

<ul style="list-style-type: none"> <li>・そのように考える。</li> <li>・常に判断している。</li> </ul> <p>B=2人 C=3人 - = 1人</p>
<p>H25</p> <p>A=4人 B=10人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人差がある。</li> </ul> <p>C=1人 - = 1人</p>
<p>(検証及び見直し手続)</p> <p><b>第31条</b> 議会は、1年ごとに、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、公表します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会は、1年ごとに、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、公表したと考えるか。</li> </ul> <p><b>H28</b> </p> <p>A=15人 (常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、西尾) - = 1人 (吉田)</p>
<p><b>H27</b> </p> <p>A=15人 (常通、広瀬、柴田、青木、梅津、中野、中村、渡辺、梶澤、立川、正村、西尾、早苗、高橋、吉田) - = 1人 (寺町)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まだ1年経過しないので公表したかどうかは判断しかねる。</li> </ul>
<p><b>H26</b> </p> <p>A=12人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そのように考える。</li> <li>・議会だより、議会白書で公表している。</li> </ul> <p>B=2人 C=1人 - = 1人</p>
<p>H25</p> <p>A=4人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検証中である。</li> </ul>

B=10人

- ・検証は今後の課題である。

—=2人

2 議会は、前項による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、全ての議員の合意形成に努めたうえで、この条例の改正を含めて適切な措置を講じます。

・議会は、前項による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、全ての議員の合意形成に努めたうえで、この条例の改正を含めて適切な措置を講じたと考えるか。

H28 

A=14人（常通、広瀬、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、西尾）

E=1人（寺町）

- ・改善事案がなかった。

—=1人（吉田）

H27 

A=12人（常通、柴田、青木、梅津、中野、中村、渡辺、梶澤、立川、西尾、高橋、吉田）

B=2人（広瀬、早苗）

- ・十分な討議時間を確保する。

E=1人（正村）

- ・「芽室町議会基本条例」については、執行機関との協議が途中であり、適切な措置を講じたとは言えない。協議を終えてから提案すべきであった。また現在、協議している「芽室町議会会議条例」の一本化については、十分に協議をする必要がある。まだ合意形成に努めたとは言える状況にはない。

—=1人（寺町）

H26 

A=10人

- ・そのように考える。
- ・各議員の合意形成を得ている。

B=2人

C=2人

—=2人

H25

A=3人

- ・案件ができれば措置する。

B=11人

・町民主役のまちづくりに徹すべきと考える。

C=1人

—=1人

3 議会は、この条例を改正する際には、いかなる場合でも改正の理由、背景を町民に説明します。

・

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行します。  
(芽室町議会の議員の定数を定める条例の廃止)
- 2 芽室町議会の議員の定数を定める条例(平成 14 年芽室町条例第 48 号)は廃止します。  
(議会事務局設置条例の廃止)
- 3 議会事務局設置条例(昭和 33 年芽室町条例第 8 号)は廃止します。  
(芽室町議会の議決すべき事件を定める条例の廃止)
- 4 芽室町議会の議決すべき事件を定める条例(平成 23 年芽室町条例第 3 号)は廃止します。  
(芽室町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の廃止)
- 5 芽室町定住自立圏形成協定の議決に関する条例(平成 23 年芽室町条例第 14 号)は廃止します。

附 則(平成 26 年 12 月 25 日条例第 44 号)

この条例は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 27 日条例第 32 号)

この条例は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 28 日条例第 22 号)

この条例は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する

### 3. 芽室町自治基本条例（平成28年度活動分）自己評価の結果

#### 第1章 総則

（町政運営の基本原則）

第3条 町は、町民が主役となった自治の実現を図るため、次に掲げる事項を町政運営の基本原則として定めます。

（6）議会における町民参加と議員の自由討議の推進によって、広く町政の課題を明らかにし、町としての最良の意思決定を導きます。

（議会と議員活動の原則）

#### 第7章 議会と議員活動の原則

（議会の役割）

第22条 議会は、町民による直接選挙で選ばれた議員によって構成される議事機関として、町政の重要事項について意思決定を行います。

2 議会には、町民の意思が的確に反映され、公正で民主的に町政が運営されているかを監視し、けん制する機能があります。

（議会の責務）

第23条 議会は、町長等が示す政策方針および議案等の内容が、この条例の規定に適合しているかを点検します。

2 議会の責務について必要な事項は、別に条例で定めます。

3 議会は、議会の活動に関する情報を町民に伝えるために、審議の過程や結果などを町民に分かりやすく説明します。

（議会の活動）

第24条 議会は、議員間の自由な討議の尊重のもと、町政にとって最良の意思決定を導くため、議会活動の充実を図ります。

2 議会の活動について必要な事項は、別に条例で定めます。

## **第8章 町民、町長、議員および職員の責務**

(議員の責務)

第27条 議員は、町民による直接選挙で選ばれた者として、町民の意向を常に把握し、議会活動に反映します。

2 議員の責務について必要な事項は、別に条例で定めます。

## **第9章 最高規範性で見直しの継続**

(最高規範性)

第30条 この条例は、町が定める最高規範であり、町民、町長、議員および職員は、この条例を誠実に守ります。

# 議員自己評価

評価基準：
A = おおむね達成している。向上心を持って取り組んでいる。 B = 取り組んではいるが、不足している部分が見受けられ、改善の余地がある。 C = 取り組もうとしているが、達成しているとは言いがたい。 D = 取り組んでいるとはいえない。 E = その他（不明・回答不可など） － = 表記なし
自由表記：
<b>第1章 総則</b> (目的) <b>第1条</b> この条例は、町政運営の基本原則として、自治運営の基本的な仕組みを定めるとともに、町民、町長、議員及び職員の責務を定めることにより、まちの憲法として共有され、町民が主役となった自治の実現を図ることを目的とします。 ・条例は、目的を果たしたと考えるか／・条例をもとに活動したと考えるかなど。
<b>H28</b> ↑ A=15人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、西尾） B=1（吉田） ・街中に議員が出向き、町民と気軽に話せる場所を設けるべき。スーパーや、まちの駅など。
<b>H27</b> ↑ A=15人（常通、広瀬、柴田、青木、梅津、中野、寺町、中村、渡辺、梶澤、立川、西尾、早苗、高橋、吉田） －=1人（正村）
<b>H26</b> ↑ A=8人 ・そのように考える。 ・概ね達成している。向上心を持って取り組んでいる。 B=7人 ・目的達成のためには不断の努力が必要と思う。行政、議会と住民との間の温度差の大きいことは否めない。議員個々人の日常活動が問われる。 C=1人

H25

A=3人

B=13人

- ・達成しているが、スムーズさに問題がある。理事者と十分な意見交換が必要。
- ・そのように進めていると考える。

(町政運営の基本原則)

### 第3条

(6) 議会における町民参加と議員の自由討議の推進によって、広く町政の課題を明らかにし、町としての最良の意思決定を導きます。

- ・議会は、議会における町民参加と議員の自由討議の推進によって、広く町政の課題を明らかにし、町としての最良の意思決定を導いたと考えるか。

H28 

A=13人(常通、広瀬、寺町、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、渡辺、西尾)

B=3人(正村、立川、吉田)

- ・自由討議はまだまだできていない。
- ・今後、自由討議の推進を行う事を全員協議会で決定しているのでその事に向けて取り組んでいけばよいと考える。
- ・浸水被害地区に議員の姿が見えない。議員に話を聞いてほしいとの要望があった。

H27 

A=13人(常通、広瀬、柴田、青木、寺町、中村、渡辺、梶澤、立川、西尾、早苗、高橋、吉田)

B=2人(梅津、中野)

- ・最良かどうか、個々の判断による。
- ・議員の自由討議が十分とは言えない。

－=1人(正村)

H26 

A=7人

- ・議員個々がその意思で取り組んでいる。

B=7人

- ・議会だけで伝えているが、最良とはいえない(理事者側の受け方にも問題がある)。

C=2人

H25

A=2人

- ・意見を提言している。

B=11人

- ・議会だよりで伝えているが、最良とは言えない。
- ・最良と言えるかは定かではないが、その方向で進んでいると考える。

C=3人

## 第7章 議会と議員活動の原則

(議会の役割)

第22条 議会は、町民による直接選挙で選ばれた議員によって構成される議事機関として、町政の重要事項について意思決定を行います。

- ・議会は、町民による直接選挙で選ばれた議員によって構成される議事機関として、町政の重要事項について意思決定を行ったと考えるか。

H28 ↑

A=16人(常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾)

H27 ↑

A=14人(常通、広瀬、柴田、青木、梅津、中野、寺町、中村、渡辺、梶澤、立川、西尾、早苗、吉田)

B=1人(高橋)

—=1人(正村)

H26 ↑

A=12人

- ・そのように考える。
- ・町政の重要事項について意思決定を行った。

B=2人

C=2人

H25

A=8人

B=8人

- ・そのように考える。

2 議会には、町民の意思が的確に反映され、公正で民主的に町政が運営されているかを監視し、けん制する機能があります。

- ・議会は、町民の意思が的確に反映され、公正で民主的に町政が運営されているかを監視し、けん制する機能を果たしたと考えるか。

H28 ↑

A=15人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、西尾）

B=1人（吉田）

- ・監査的質問が少ないので増やすべき。うるさい議員がいるから変なことはできないぞ、という意識を職員に浸透しているとは思えない。

H27 ↑

A=10人（常通、広瀬、柴田、青木、梅津、中野、寺町、渡辺、立川、西尾）

B=4人（中村、梶澤、早苗、高橋）

- ・取り組んではいるが、けん制の機能面で不足部分がないか。
- ・不適切事案の監視機能（再発防止策）の検証を行う。

C=1人（吉田）

－=1人（正村）

H26 ↑

A=8人

- ・そのように考える。
- ・不適切会計処理を含め、監視し、けん制する機能を果たした。
- ・概ね達成している。向上心を持って取り組んでいる。

B=6人

C=2人

H25

A=4人

B=10人

- ・そのように考える。

C=2人

（議会の責務）

**第23条** 議会は、町長等が示す政策方針及び議案等の内容が、この条例の規定に適合しているかを点検します。

- ・議会は、町長等が示す政策方針及び議案等の内容が、この条例の規定に適合しているかを点検したと考えるか。

H28 ↑

A=16人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾）

H27 ↑

A=13人（常通、柴田、青木、梅津、中野、寺町、中村、渡辺、梶澤、立川、西尾、早苗、高橋、吉田）

B=2人（広瀬） - =1人（正村）
H26 ↑ A=9人 ・そのように考える。 B=6人 ・1年間で否決案件1件、是々非々で十分討議している。 C=1人
H25 A=3人 B=13人 ・1年間で否決事件 4件。 ・そのように考える。

2 議会の責務について必要な事項は、別に条例で定めます。

・
---

**（議会の活動）**

**第24条** 議会は、議員間の自由な討議の尊重のもと、町政にとって最良の意思決定を導くため、議会活動の充実を図ります。

- ・議会は、議員間の自由な討議の尊重のもと、町政にとって最良の意思決定を導くため、議会活動の充実を図ったと考えるか。

H28 ↑ A=11人（常通、広瀬、寺町、梶澤、青木、中村、梅津、早苗、柴田、渡辺、吉田） B=5人（正村、高橋、中野、立川、西尾） ・議員研修を重ねているが、研修で得たことを会議に反映させていく努力が必要。 ・十分できているとは言えない。 ・今後の自由討議の推進。 ・自由な討議がまだまだ不足。
--

H27 ↑ A=9人（常通、広瀬、柴田、青木、寺町、渡辺、立川、西尾、吉田） B=6人（梅津、中野、中村、梶澤、早苗、高橋） ・最良かどうか、個々の判断による。 ・議員間の自由な討議の尊重のもと行ったとは言えない。 E=1人（正村）
---

・一般質問の通告をめぐっては議長権限を侵すルールが設定されていた。

H26 

A=6人

- ・そのように考える。
- ・概ね達成している。向上心を持って取り組んでいる。

B=8人

C=2人

H25

A=2人

B=11人

- ・充実のため努力目標に向けている。
- ・そのように努力したと考える。

C=2人

D=1人

2 議会の活動について必要な事項は、別に条例で定めます。

・

## 第8章 町民、町長、議員及び職員の責務

### (議員の責務)

第27条 議員は、町民による直接選挙で選ばれた者として、町民の意向を常に把握し、議会活動に反映します。

- ・議員は、町民の意向を常に把握し、議会活動に反映したと考えるか。

H28 

A=13人 (常通、広瀬、正村、梶澤、青木、中村、高橋、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、西尾)

C=1人 (吉田)

E=2人 (梅津、寺町)

- ・他議員のことはわからない。

H27 

A=10人 (常通、広瀬、青木、梅津、中野、寺町、渡辺、立川、西尾、吉田)

B=5人 (柴田、中村、梶澤、早苗、高橋)

- ・意見交換会以外の広報・広聴活動を取り入れるべき。
- ・意見交換会のその後のフォローを適期に行う。

<p>E=1人(正村)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれの立場や考えにもとづいて議員活動を行っていると思う。</li> </ul>
<p>H26 </p> <p>A=5人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そのように考える。</li> </ul> <p>B=10人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議長の方針である「チーム議会」の考えを理解していない議員がおり課題。議員教育、研修の強化。</li> </ul> <p>C=1人</p>
<p>H25</p> <p>A=2人</p> <p>B=13人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・細部まで届かない面もあるが、基本条例を制定したことにより確認しつつ進めることができる。</li> <li>・そのように努力したと考える。</li> </ul> <p>C=1人</p>
<p>・あなたは、町民の意向を常に把握し、議会活動に反映したか。</p> <p>H28 </p> <p>A=13人(常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、高橋、中野、早苗、立川、渡辺、吉田、西尾)</p> <p>B=3人(中村、柴田、梅津)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町民の意向を常に把握していたか言えば、日常的に不足している。</li> <li>・十分な時間を取れたとは言えない。自分にもホットボイスのような仕組みが必要になる。</li> <li>・把握に努めてきたが、完全かどうかは自己評価できない。</li> </ul> <p>[どのようにすべきと考えるか]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在まで電話や直接的な意見や要望を受けてきた。上記にも触れたが、無記名でも伝える手段があってもよい。</li> </ul>
<p>H27 </p> <p>A=12人(常通、広瀬、青木、梅津、中野、寺町、渡辺、立川、正村、西尾、高橋、吉田)</p> <p>B=4人(柴田、中村、梶澤、早苗)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広聴、個々の意見聴取をしていきたい。</li> <li>・町民の意向を常に把握していたかと言えば、不足部分が多い。</li> </ul> <p>[どのようにすべきと考えるか]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公聴会の開催。</li> </ul>

H26 ↑

A=6人

- ・できる範囲内で実施できたと考える。
- ・向上心を持って取り組んでいる。

B=9人

C=1人

- ・個人としては力不足（真の町政改革ができなかった）。

H25

A=2人

B=13人

- ・まだ十分ではないが、反映していると考ええる。
- ・支持者に対しては、議会活動に反映したかは言いがたい。
- ・努力したつもりである。

C=1人

2 議員の責務について必要な事項は、別に条例で定めます。

## 4. 芽室町議会議員政治倫理条例（平成28年度分）自己評価の結果

（目的）

**第1条** この条例は、芽室町議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する基本となる事項を定めることにより、議員が政治倫理の高揚に努め、町民に信頼される議会づくりを進め、もって町政の健全な発展に寄与することを目的とする。

（議員の責務）

**第2条** 議員は、二元代表制の一翼を担う町民全体の奉仕者として、自らの役割と責任を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、その疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めなければならない。

（政治倫理基準の遵守）

**第3条** 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- （1）二元代表制の一翼を担う町民全体の奉仕者として、法令を遵守し議会及び議員の品位並びに名誉を損なう行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのある金品の授受その他行為をしないこと。
- （2）芽室町職員の職務執行を妨げるような、不正な働き掛けをしないこと。
- （3）芽室町が資本金、助成金、補助金その他これらに準じるものを出資している法人等若しくは芽室町が行う許可又は請負その他契約等に関し、特定の者のために有利な取扱い又は不利な取扱いをするような働き掛けをしないこと。
- （4）芽室町の職員の採用、昇任等の人事に関し、不正な働き掛けをしないこと。

（調査及び審査）

**第4条** 議長は、議員の政治倫理基準の遵守に関する事項について、調査及び審査する必要があると認めるときは、これを議会運営委員会に諮る。

(委任)

**第5条** この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

**附 則**

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

# 議員自己評価

評価基準：
A = おおむね達成している。向上心を持って取り組んでいる。 B = 取り組んではいるが、不足している部分が見受けられ、改善の余地がある。 C = 取り組もうとしているが、達成しているとはいえない。 D = 取り組んでいるとはいえない。 E = その他（不明・回答不可など） - = 表記なし
自由表記：
<b>第1章</b> (目的) <b>第1条</b> この条例は、芽室町議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する基本となる事項を定めることにより、議員が政治倫理の高揚に努め、町民に信頼される議会づくりを進め、もって町政の健全な発展に寄与することを目的とする。 ・議員は、第1条を順守し、政治倫理の高揚に努め、町民に信頼される議会づくりを進め、もって町政の健全な発展に寄与したと考えるか。 <b>H28</b> ↑ A=15人（常通、広瀬、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾） E=1人（寺町）
<b>H27</b> ↑ A=12人（常通、広瀬、青木、梅津、中野、渡辺、梶澤、立川、正村、西尾、高橋、吉田） B=3人（柴田、中村、早苗） ・議会会議条例を正しく理解されていない。指摘し続けるしかない。 - = 1人（寺町） ・（議員政治倫理条例の）議員評価は行う必要がないと考えるので行わない。理由として、全議員が「A」でない問題である。
<b>H26</b> ↑ A=6人 ・議員研修、議員間討議を含め、その方向で進んでいると考える。 B=9人 - = 1人

H25

A=2人

B=13人

- ・議会としてさまざまな研修会を開催し、向上に努めている。
- ・そのように考える。

－=1人

・あなたは、第1条を順守し、政治倫理の高揚に努め、町民に信頼される議会づくりを進め、もって町政の健全な発展に寄与したと考えるか。

H28 

A=16人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾）

H27 

A=13人（常通、広瀬、柴田、青木、梅津、中野、渡辺、梶澤、立川、正村、西尾、高橋、吉田）

B=2人（中村、早苗）

－=1人（寺町）

- ・（議員政治倫理条例の）議員評価は行う必要がないと考えるので行わない。理由として、全議員が「A」でない問題である。

H26 

A=11人

- ・そのように考える。
- ・向上心を持って取り組んでいる。

B=5人

H25

A=4人

B=12人

- ・議会の一員として常に心がけている。
- ・自分なりに努めたつもりである。
- ・自分なりには考える。

（議員の責務）

第2条 議員は、二代表制の一翼を担う町民全体の奉仕者として、自らの役割と責任を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

- ・議員は、町民全体の奉仕者として、自らの役割と責任を深く自覚し、その使命の達成に努めたか。

H28 

A=15人（常通、広瀬、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾）

E=1人（寺町）

・他議員のことはわからない。

H27 

A=13人（常通、広瀬、青木、梅津、中野、中村、渡辺、梶澤、立川、西尾、早苗、高橋、吉田）

B=1人（柴田）

・議会全体としての認識が不足している。

E=1人（正村）

・それぞれの立場や考えにもとづいて議員活動を行っていると思う。

－=1人（寺町）

・（議員政治倫理条例の）議員評価は行う必要がないと考えるので行わない。理由として、全議員が「A」でない問題である。

H26 

A=7人

・そのように考える。

B=7人

C=1人

－=1人

H25

A=3人

B=12人

・議会として向かっている。今後も向に努める。

・議員各位が自分の思いで活動したと思う。

－=1人

・疑惑を持たれるような事実はないが、あった場合には解明に努める。

・あなたは、町民全体の奉仕者として、自らの役割と責任を深く自覚し、その使命の達成に努めたか。

H28 

A=16人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾）

・自分ではそう思うが町民が決めること。

H27 

A=14人（常通、広瀬、柴田、青木、梅津、中野、中村、渡辺、梶澤、立川、正村、西尾、高橋、吉田）

B=1人（早苗）

－=1人（寺町）

- ・（議員政治倫理条例の）議員評価は行う必要がないと考えるので行わない。理由として、全議員が「A」でない問題である。

H26 

A=13人

- ・そのように考える。
- ・向上心を持って取り組んでいる。

B=3人

H25

A=4人

- ・努めたつもりである。

B=11人

- ・努力している。さらに研さんを積んでいく。
- ・自らの活動は行ったつもりである。

-=1人

- ・疑惑を持たれるような事実はないが、あった場合には解明に努める。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、その疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めなければならない。

- ・議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれた事実はあったか。また、その場合には、その疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めたと考えるか。

H28 

A=7人（広瀬、梶澤、青木、高橋、中野、早苗、吉田）

B=1人（柴田）

- ・町民に対し、意見等聴取または集約する場合は、意図の明確化、主体（個人・団体）を明確にするとともに、誤解のないように努めなければならない。

D=1人（常通）

- ・疑惑は持たれていないと考える。

E=7人（寺町、正村、中村、梅津、立川、渡辺、西尾）

- ・他議員のことはわからない。
- ・他の議員のことはわからない。
- ・事実がないと判断している。
- ・議員全体についての評価は不可。
- ・該当ケースなし。
- ・他議員については回答不可。
- ・疑惑を持たれた事実はなかった。

H27 

A=7人（広瀬、柴田、中野、立川、早苗、高橋、吉田）

E=6人（梅津、中村、渡辺、梶澤、正村、西尾）

- ・他議員については回答不可。
- ・自分以外の議員のことはわからない。
- ・事実がない。
- ・疑惑を持たれたことがないので、説明、責任を明らかにできない。

－=3人（常通、青木、寺町）

- ・事例はない。
- ・（議員政治倫理条例の）議員評価は行う必要がないと考えるので行わない。理由として、全議員が「A」でない問題である。

H26 

A=8人

- ・そのように考える。
- ・疑惑を持たれるような事実はないと思う。

B=3人

－=5人

- ・事実はないと考える。

H25

A=8人

- ・疑惑を持たれる事実はなかったと判断している。

B=6人

- ・議員各位が政策倫理に沿った行動に徹したと考える。

D=1人

－=1人

- ・あなたは、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれた事実はあったか。また、その場合には、その疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めたか。

H28 

A=7人（正村、梶澤、青木、高橋、中野、早苗、柴田）

D=1人（常通）

E=1人（寺町、中村、梅津、立川、渡辺、西尾）

- ・疑惑をもたれるような事実はない。
- ・事実がないと判断。

- ・疑惑無しと認識している。
  - ・該当ケースなし。
  - ・事実がない。
  - ・なかった。
- －＝2人（広瀬、吉田）
- ・設問が不要または要見直し。
  - ・事実が無かった。

H27 

A＝7人（広瀬、中野、渡辺、立川、正村、高橋、吉田）

D＝1人（早苗）

E＝4人（梅津、中村、梶澤、西尾）

- ・事実がない。
  - ・疑惑を持たれたことがないので、解明、責任を明らかにできない。
- －＝4人（常通、柴田、青木、寺町、
- ・事例はない。
  - ・（議員政治倫理条例の）議員評価は行う必要がないと考えるので行わない。理由として、全議員が「A」でないと問題である。

H26 

A＝12人

- ・そのように考える。
- ・疑念を持たれたことはない。
- ・疑惑を持たれるような事実はないと思う。

B＝1人

－＝3人

- ・事実はなかった。

H25

A＝9人

- ・議会として努めている。
- ・反していないと考える。
- ・疑惑を持たれる事実はなかったと判断している。

B＝7人

- ・補助団体の三役を務めることはいかかなものか。

・そうした事実はない。

(政治倫理基準の順守)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を順守しなければならない。

(1) 二元代表制の一翼を担う町民全体の奉仕者として、法令を順守し議会及び議員の品位並びに名誉を損なう行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのある金品の授受その他行為をしないこと。

・議員は、(1)を順守したと考えるか。

H28 

A=13人(常通、広瀬、正村、梶澤、青木、中村、高橋、中野、早苗、柴田、立川、吉田、西尾)

E=3人(寺町、梅津、渡辺)

- ・他議員のことはわからない。
- ・他議員については回答不可。

H27 

A=8人(青木、中野、中村、梶澤、立川、西尾、高橋、吉田)

B=3人(広瀬、柴田、早苗)

- ・会議においては誹謗中傷にあたる言動を慎むよう議長(委員長)は注意すべき。

E=3人(梅津、渡辺、正村)

- ・Aと考えるが、他の議員について回答不可。
- ・他議員については回答不可。
- ・自分以外の議員のことはわかりません。

－=2人(常通、寺町)

- ・(議員政治倫理条例の)議員評価は行う必要がないと考えるので行わない。理由として、全議員が「A」でない問題である。

H26 

A=12人

B=2人

- ・そのように考える。

－=2人

H25

A=7人

- ・考えて常に行動していると思う。

B=9人

- ・そうした事実はないものとする。

・あなたは、(1)を順守したか。

H28 ↑

A=16人(常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、梅津、西尾)

H27 ↓

A=14人(常通、広瀬、柴田、青木、梅津、中野、中村、渡辺、梶澤、立川、正村、西尾、高橋、吉田)

B=1人(早苗)

－=1人(寺町)

・(議員政治倫理条例の)議員評価は行う必要がないと考えるので行わない。理由として、全議員が「A」でない問題である。

H26 ↑

A=16人

・順守した。

H25

A=10人

B=6人

・そうした事実はないものとする。

(2)芽室町職員の職務執行を妨げるような、不正な働き掛けをしないこと。

・議員は、(2)を順守したと考えるか。

H28 ↑

A=11人(常通、広瀬、梶澤、青木、中村、高橋、中野、早苗、立川、吉田、西尾)

B=1人(柴田)

・不確かな情報をもとに、質疑してはならない。

E=4人(寺町、正村、梅津、渡辺)

・他議員のことはわからない。

・他の議員のことはわからない。

・他議員については回答不可。

H27 ↓

A=11人(広瀬、柴田、青木、中野、中村、梶澤、立川、西尾、早苗、高橋、吉田)

E=3人(梅津、渡辺、正村)

・Aと考えるが、他の議員については回答不可。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・他議員については回答不可。</li> <li>・自分以外の議員のことはわかりません。</li> </ul> <p>－＝2人（常通、寺町）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（議員政治倫理条例の）議員評価は行う必要がないと考えるので行わない。理由として、全議員が「A」でない問題である。</li> </ul>
<p>H26 <span style="color: green;">↑</span></p> <p>A=12人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そのように考える。</li> <li>・一部議員に職務執行を妨げるような行動が見受けられた（受付を通さず特別職の部屋に入ること等、他から見た場合議員の高慢さと受け止められ、議会としてマイナスである）。</li> </ul> <p>B=1人</p> <p>－＝3人</p>
<p>H25</p> <p>A=8人</p> <p>B=8人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そうした事実はないものとする。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・あなたは、（2）を順守したと考えるか。</li> </ul> <p>H28 <span style="color: green;">↑</span></p> <p>A=16人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、梅津、西尾）</p>
<p>H27 <span style="color: red;">↓</span></p> <p>A=15人（常通、広瀬、柴田、青木、梅津、中野、中村、渡辺、梶澤、立川、正村、西尾、早苗、高橋、吉田）</p> <p>－＝1人（寺町）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（議員政治倫理条例の）議員評価は行う必要がないと考えるので行わない。理由として、全議員が「A」でない問題である。</li> </ul>
<p>H26 <span style="color: green;">↑</span></p> <p>A=16人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・順守した。</li> <li>・遵守したと考える。</li> </ul>
<p>H25</p> <p>A=14人</p> <p>B=2人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そうした事実はないものとする。</li> </ul>

(3) 芽室町が資本金、助成金、補助金その他これらに準じるものを出資している法人等若しくは芽室町が行う許可又は請負その他契約等に関し、特定の者のために有利な取扱い又は不利な取扱いをするような働き掛けをしないこと。

・議員は、(3)を順守したと考えるか。

H28 

A=12人(常通、広瀬、梶澤、青木、中村、高橋、中野、早苗、柴田、立川、吉田、西尾)

E=4人(寺町、正村、梅津、渡辺)

- ・他議員のことはわからない。
- ・他の議員のことはわからない。
- ・他議員については回答不可。

H27 

A=11人(広瀬、柴田、青木、中野、中村、梶澤、立川、西尾、早苗、高橋、吉田)

E=3人(梅津、渡辺、正村)

- ・Aと考えるが回答不可。
- ・他議員については回答不可。
- ・自分以外の議員のことはわかりません。

－=2人(常通、寺町)

- ・(議員政治倫理条例の)議員評価は行う必要がないと考えるので行わない。理由として、全議員が「A」でない問題である。

H26 

A=12人

- ・そのように考える。

－=4人

H25

A=11人

B=5人

- ・そうした事実はないものとする。

・あなたは、(3)を順守したか。

H28 

A=16人(常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、梅津、西尾)

H27 

A=15人(常通、広瀬、柴田、青木、梅津、中野、中村、渡辺、梶澤、立川、正村、西尾、早苗、高橋、吉田)

－＝1人（寺町）

- ・（議員政治倫理条例の）議員評価は行う必要がないと考えるので行わない。理由として、全議員が「A」でない問題である。

H26 

A=16人

- ・順守した。

H25

A=13人

B=3人

- ・そうした事実はない。

(4) 芽室町の職員の採用、昇任等の人事に関し、不正な働き掛けをしないこと。

- ・議員は、（4）を順守したと考えるか。

H28 

A=12人（常通、広瀬、梶澤、青木、中村、高橋、中野、早苗、柴田、立川、吉田、西尾）

E=4人（寺町、正村、梅津、渡辺）

- ・他議員のことはわからない。
- ・他の議員のことはわからない。
- ・他議員のことは回答不可。

H27 

A=10人（広瀬、柴田、青木、中野、中村、立川、西尾、早苗、高橋、吉田）

E=4人（梅津、渡辺、梶澤、正村）

- ・Aと考えるが、回答不可。
- ・他議員については回答不可。
- ・自分以外の議員のことはわかりません。

－＝2人（常通、寺町）

- ・（議員政治倫理条例の）議員評価は行う必要がないと考えるので行わない。理由として、全議員が「A」でない問題である。

H26 

A=12人

- ・そのように考える

－＝4人

H25

A=10人

B=6人

- ・そうした事実はないものとする。

- ・あなたは、(4)を順守したか。

H28 

A=16人(常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、梅津、西尾)

H27 

A=14人(常通、広瀬、柴田、青木、梅津、中野、中村、渡辺、立川、正村、西尾、早苗、高橋、吉田)

E=1人(梶澤)

—=1人(寺町、

- ・(議員政治倫理条例)議員評価は行う必要がないと考えるので行わない。理由として、全議員が「A」でない問題である。

H26 

A=16人

- ・順守した。

H25

A=13人

B=3人

- ・そうした事実はない。

(調査及び審査)

**第4条** 議長は、議員の政治倫理基準の順守に関する事項について、調査及び審査する必要があると認めるときは、これを議会運営委員会に諮る。

- ・議長は、第4条を順守したと考えるか。

H28 

A=12人(常通、広瀬、梶澤、青木、高橋、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾)

- ・設問が不要または要見直し。

E=4人(寺町、正村、中村、梅津)

- ・議長に関することはわからない。
- ・議運の議事録を見ていると無いと思うが、議長から報告がないのでわからない。
- ・調査事項がなかったと思う。
- ・必要とする案件は無かったと認識する。

<p>H27 </p> <p>A=11人（広瀬、柴田、青木、梅津、中野、渡辺、梶澤、立川、西尾、早苗、高橋）</p> <p>E=2人（中村、正村）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要の有無により諮る。</li> <li>・議員の政治倫理について調査する必要があったのか、なかったのかも不明。よって評価することはできない。</li> </ul> <p>－=3人（常通、寺町、吉田）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（議員政治倫理条例の）議員評価は行う必要がないと考えるので行わない。理由として、全議員が「A」でない問題である。</li> </ul>
<p>H26 </p> <p>A=10人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そのように考える。</li> </ul> <p>－=6人</p>
<p>H25</p> <p>A=10人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・問題があれば議運に諮る。</li> <li>・調査・審査する必要がなかった。</li> </ul> <p>B=6人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性がなかったものと判断した。</li> </ul>
<p>・あなたは、第4条を順守したか。</p> <p>H28 </p> <p>A=13人（常通、広瀬、梶澤、青木、高橋、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、梅津、西尾）</p> <p>E=3人（寺町、正村、中村）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その職にないので。設問不要。</li> <li>・設問の意味が不明。</li> <li>・調査事項がなかったと思う。</li> </ul>
<p>H27 </p> <p>A=11人（広瀬、柴田、青木、梅津、中野、渡辺、梶澤、正村、西尾、早苗、高橋）</p> <p>E=2人（中村、立川）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要の有無により諮る。</li> <li>・H27年度は自分の議員活動中において、当てはまる内容があったかどうか判断できません。</li> </ul> <p>－=3人（常通、寺町、吉田）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（議員政治倫理条例の）議員評価は行う必要がないと考えるので行わない。理由として、全議員が「A」でない問題である。</li> </ul>

H26 ↑

A=14人

・順守した。

—=2人

H25

A=12人

B=4人

・必要性がなかったものと判断した。

(委任)

**第5条** この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

・

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

# 議会改革・活性化重要資料

## 専決処分

○町議会の議決により指定された町長の専決処分事項

平成 25 年 5 月 1 日議決  
改正 平成 26 年 12 月 24 日議決

町議会の議決により指定された町長の専決処分事項

町議会の議決により指定された町長の専決処分事項（昭和 59 年 12 月 25 日議決）の全部を改正する。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、町長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

- 1 法令上、町の義務に属する 1 件 100 万円以下の和解、調停及び損害賠償額の決定に関する事。
- 2 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 21 号）第 2 条の規定により議決された工事又は製造の請負契約について、請負金額を 250 万円以内の額で変更すること。
- 3 災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及び工事に関する歳入歳出予算の補正に関する事。

附 則（平成 26 年 12 月 24 日議決）

この議決は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

### 所管に関する発言について (H25.4.3 議運決定事項)

- ・申し合わせ事項の「所管に関する発言（質疑）の自粛」について、議員協議会（H25.1.11）で再提起され議運（H25.4.3）で協議の結果、次のとおり改める。

会議における所管に関する発言（質疑）

- ・「所管に関する発言（質疑）」については、次のとおり限定する。

- ①状況変化や進展が認められる内容
- ②大綱的・政策的な内容（総合計画上の政策・施策レベル）であり、かつ執行機関の長に質すべき内容
- ③議長が許可する内容

定例会における所管に関する発言（一般質問の通告内容等）

- ・「所管に関する発言（一般質問）」については、委員会が条例により設置されている主旨を踏まえ、次のとおり限定する。

- ①大綱的・政策的な内容（総合計画上の政策・施策レベル）
- ②議長が許可する内容

- 1 以上、「申し合わせ」字句を削除の上、H25 議会活性化計画書に掲載する。
- 2 議会運営委員会決定事項のため、議員は遵守しなければならない。

### 「大綱的・政策的な内容に限定」の解釈・定義について (H25.4.3 議運決定事項)

議会の会議における議員の発言については、各市町村議会の実態に応じて適切な運用がなされるように自治法は特に規定しておらず、法第 120 条に基づき、議会が定める会議規則に委ねるものである（本町は会議条例）。

一般質問は、議員に認められた最も重要な権能とされる。議員が議案とは関係なく行政全般にわたり、執行機関の長に対し事務の執行状況、将来における政策方針等について、所信を質し、答弁を求めるものである。

一般質問は、一般事務である自治事務及び法定受託事務を範囲とし、大所高所から執行機関の長とダイナミックな政策論争をし、政策の所信を問うものである。このことから必然的に、総合計画で位置づけるところの政策、施策レベルの論議が基本となり、事務事業レベルの内容に終始すれば、「一議員の質問の質」とどまらず、「芽室町議会議員の質」ひいては「芽室町議会全体の質」まで問われることとなる。

したがって、事務事業レベルの内容は、予算審査及び決算審査の際の質疑に行えばよく、まして所管である常任委員会が委員会設置条例に基づき設置している主旨を踏まえれば、第一義的には委員会の権能である調査権を行使すべきである。このことから、平成 23 年度には、委員会における質疑回数制限の撤廃したところである。さらに、議会基本条例では、議員間討議によって、執行機関側に「委員会として」改善・改革を申し入れ、政策提言することを謳っている。

大綱的・政策的レベルの定義をめぐり、議員の権能を主張するのみではなく、本町議会が、「常任委員会の活性化」に力点を置くことを認識にすべきである。したがって、所管に関する一般質問は、高位水準の通告内容であるべきことは当然である。

本会議における「質疑」についても同様である。発言は、議長の許可を得た後になされるため、しばしば議長が発言を制止するケースがあるが、本会議での「質疑」は、議題となっている事件について、賛成、反対または修正等の判断が可能となるように、疑義や不明確な点を提出者から答弁を求め、さらに質すものとされる。また、質疑では本来、自己の意見を述べることはできないものとされている。単なる統計数値、傾向等を問う事務事業レベルの質疑は、議員活動の中で、所管課へ出向き、事前に把握すべきである。

その上で、所管委員会に関する質疑は、常任委員会が有する調査権を限りなく行使するべきである。このことが「議会全体及び委員会の活性化」につながる。したがって、本会議での所管委員会に属する質疑の内容は、二代表制の政治領域から、「執行機関の長」の所信を問う水準であることは当然である。

#### **「議員のブログ・通信」について (H25.4.3 議運決定事項)**

- ・「議員のブログ・通信」については、議会運営委員会の所掌項目がないことから取り扱わないものとし、全体協議会で議員間協議すべきものとする。

議員は、芽室町議会基本条例第 7 条の「倫理性」及び芽室町議会議員政治倫理条例第 3 条 (1) の「議員の品位並びに名誉を損なう行為を慎む」により、町民からの信頼を損ね、誤解されることのないように努めなければならない。

議会議員の名称を書き込みながら、「議員のブログ・通信」が個人開設・個人発行と解せるものではなく、あくまでも個人ではなく議員として責任を持たなければならない。また、議員への誹ぼう・中傷も絶対にあってはならない。

また、地方自治法第 132 条中の「他人の私生活にわたる言論をしてはならない」については、一般的に町民等を指すのであって、直ちに議員に関して適用されるものではない。したがって、全員協議会等において議会が自制的に協議することさえも拘束されるものではない。懲罰審査の前提段階において、議員全体で協議することはありうるものである。

#### **議員の「やじ」について (H26.7.25 議運決定事項)**

会議中議長の許可を得て議場で発言している議員に対する、他の議員や傍聴人による、ひやかし、または、はやし立て等の言葉のことをいう。

やじは、会議中の発言者に対する積極的な干渉にわたる点で、私語とは異なる。

標準会議規則では、議場の秩序を維持する観点から、何人も会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならないとされている（標準会議規則 104 条）。

議長には、秩序維持のための権限が認められており、議員のやじが議場の秩序を乱す場合、議長は、制止や議場の外に退去させる等の措置をとることができる（自治法第 128 条）。

また、議員は、議会の会議や委員会において無礼の言葉を使用し、他人の私生活にわたる言論をすることが禁じられており（自治法 132 条）、これに反する場合は懲罰の対象となる（自治法 134 条 1）。これによって侮辱を受けた議員は、議会に訴えて処分を求めることができる（自治法 133 条）。

議長には、傍聴人の取締権が認められており、傍聴人が公然と可否を表明し、または騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、議長はこれを制止し、または傍聴人を退場させる等の措置をとることができる。

**【運用例】**

議長は、必要に応じて、「静粛に願います」等と一部の傍聴人または全部の傍聴人を制止し、あるいは自治法第 130 条第 1 項の規定により退場を命ずる方途が定められている。

議員のやじについては、議事の妨げとなるような場合には、議長が、自治法第 129 条の規定により、制止または議場の外に退去させる等の措置をとることとなる。

**【注意点】**

やじは、不規則発言として処理され、会議録に掲載する必要はない。記録する場合は、『やじあり』程度の記載でやじがあった事実を記録するのが一般的である。

**【行政実例】**

自治法第 133 条の規定により、侮辱を受けた議員が、議会に訴えて処分を求めるときは、同法第 135 条第 2 項の規定の適用はない（昭 31.9,28）

（地方議会運営辞典／ぎょうせい）

## 議会改革諮問会議からの付帯意見 (H26.6.23)

諮問会議では、議長から諮問された6項目を答申するにあたり計8回の協議を重ねてきた。現在の議会運営及び議会活動等の状況について、議会事務局に資料提供を求めながら分析等を行い、「理想とする議会像」を描くことを前提として慎重かつ真摯に議論してきた。

したがって、本答申内容は、あくまでも次期の議会議員選挙後の望ましい議会・議員像を想定したものであり、現在の議会のあり方及び議員活動内容について、必ずしも高い評価をしているものではない。

10か月余の任期を有する中で、一層の活性化を図るとともに、次期選挙で、幅広い層からの立候補を可能とするよう現議員自らが環境整備を行うことを期待するものである。

なお、答申にあたり、次の4点について意見を付すものである。

### 1 町民の付託と責務を全うすること

二元代表制のもとで、町民から付託された議会及び議員の責務は重いものがある。議会基本条例を施行してから1年を経過し、基本的理念に基づいた活動の効果、成果は十分に挙げているとはいえ、今後、議員一人一人がさらに研さんに励み、町民の付託と責務を全うすべきである。

### 2 議会基本条例の順守と検証を行うこと

議会基本条例は、議員自らが定めた議会の最高規範であり、議員自らがこれを「生きる条例」にするために真剣に考えるべきである。条例を遂行するにあたり、プロセス（実施工程、手順等）を作成し、常に評価、是正、改善を行うことを求めるものである。

### 3 委員会活動の活性化を図ること

委員会活動においては、所管事務調査に留まるのであれば増員する必要はない。委員会開催についても、調査案件を整理し、効率的に会議を進めることも重要である。委員会の活性化は、第一義的に、政策提案や政策論争を「議論」を通じて積極的に行うことであり、議員間討議を活発に行える委員数を想定した答申内容としている。さらに、町民に対して、委員会活動の透明性の担保を求めるものである。

### 4 政策課題を論点・争点化すること

本会議における一般質問及び委員会における政策に関する質疑などは、論点化及び争点化に努めるべきである。

### 5 議会改革・活性化策について

議会改革・活性化策については、議会・議員自らが、議会基本条例及び議会活性化計画に基づいた活動を検証し、改革・活性化策を示すべきである。

### 6 議会基本条例の適宜改正について

議会基本条例の適宜改正については、現時点で改正すべき条文はない。

## 議会改革諮問会議からの付帯意見 (H27.11.30)

### 議長諮問事項に対する答申（第1号）内容

平成27年7月9日に広瀬重雄議長から諮問のあった6項目中、具体的に協議された2項目および追加項目について、当諮問会議の審議の結果、本町議会のさらなる改革・活性化の方策として実施されることを期待し、次のとおり答申する。

#### 記

##### 1 答申項目

- (1) 議会 ICT の推進について 諮問のとおり答申する。
- (2) 議会 BCP（業務継続計画）について 諮問のとおり答申する。
- (3) 追加項目 議員倫理・品位・品格について 報告内容のとおり進めるべきものとする。

##### 2 付帯意見

なお、答申にあたり、次の3点について意見を付すものである。

###### (1) 議会 ICT の推進について

議会 ICT の推進については、特にインターネットによる議会中継・録画をはじめ、議会ホームページの充実、SNS の活用など目を見張るものがある。

平成28年度に導入予定のタブレット端末およびクラウドシステムにあたって、費用対効果を念頭に置き、確実に町民の福祉向上につながるよう成果に結び付けるとともに検証を行い、その結果等の公表を求めるものである。

###### (2) 議会災害時対応基本計画（議会 BCP）について

議会災害時対応基本計画（議会 BCP）については、議会および議員の責務として新たに位置付けるものであり、検討経緯を評価するものである。

なお、計画策定後においても、随時、検証、評価、是正、改善などの取組を行うよう求めるものである。

###### (3) 追加項目 議員倫理・品位・品格について

追加項目の議員倫理・品位・品格については、全国的に議会議員の不祥事が後を絶たない中で、自浄的に解決に取り組む姿勢を評価する。当調査を定期的に行うとともに、議会改革諮問会議に対し、調査内容および協議結果の公表を求めるものである。

以上

## 議会改革諮問会議からの付帯意見 (H28.2.25)

### 議長諮問事項に対する答申（第2号）内容

#### 1 答申項目

- (1) 政策提言型議会に向けた制度設計について  
(議会基本条例 第2条2項、第5条(3)(4)、第11条3項)
- (2) 議会図書室機能の整備について (議会基本条例 第23条1、2項)
- (3) 議会の改革・活性化策について (議会基本条例 第24条1～5項)
- (4) 議会基本条例の適宜改正について (議会基本条例 第30条2項)
- (5) 付帯意見

#### 2 答申内容

いずれも、芽室町議会議会活性化計画に載せて、実施すべきものとして答申する。具体的な答申内容については、別紙記載のとおりとする。

#### 3 付帯意見

本町議会は、全国の自治体議会の中でも先進的議会とされ、視察も相次いでいる。しかしながら、町民からの評価が全てであり、そのために議会自らが次の点を考慮すべきと考える。

- (1) 最終的な議長答申事項後の議会改革・活性化策の進捗状況と成果を公表すること。
- (2) 議会が自ら決定した事項については、議員個々が真摯に全力で取り組むこと。

## 議長見解（一般質問通告等）（平成 27 年度第 9 回全員協議会（平成 28 年 1 月 26 日））

- 1 芽室町議会第 8 回全員協議会（平成 27 年 12 月 22 日開催）において、意見のあった「一般質問の通告に関する議会運営委員会の決定事項をめぐる上位法（憲法及び地方自治法違反）違反等」の見解について

第 8 回全員協議会で一般質問通告をめぐる問題であるが、これまで 12 月定例会議の振り返り、倫理に関するアンケートを含めて見解を述べる。当議会では、各定例会議の一般質問について、一般質問の内容は、質の高い政策論議を目指した内容であることを旨としている。

一般質問の通告については、芽室町議会会議条例（第 62 条）及び芽室町議会会議条例等運用規則（第 24 条）で規定しているところであり、通告に関する細かな決定事項については、議長が議会運営委員会に協議内容を委任し、同委員会がこれを決定し、各議員への文書通知及び本会議で委員長報告しているものである。

しかしながら、議会運営委員会の決定事項を遵守せず、議会運営を妨げる事態が続いていることから、議会運営上の支障となっており、遺憾と言わざるを得ないものである。議会運営委員会の決定事項を遵守することは、議員の責務であり、議員各位におかれては、今後も議会運営委員会の決定事項を遵守するよう強く求めるものである。

なお、各関係機関からの見解を得ていることを申し添える。

### （1）議会運営委員会で決定できる事項

芽室町議会会議条例運用規則（以下「運用規則」という。）第 38 条第 1 項は、「議会運営委員会は、議会運営に関する諸般の協議を目的として、おおむね次に掲げる事項について協議する。」と定めている。同項で列挙しているものの中に「（1）議会の運営に関すること（中略）ネ その他議会運営上必要と認められる事項」がある。

したがって、議会運営委員会は、芽室町議会会議条例（以下「運用規則」という。）及び運用規則に具体的な定めのない事項に関しても、議会運営上必要と認められる事項において、そのルールを定める権限を有するといえる。

### （2）議会運営委員会で決定したルールの議員に対する拘束力

運用規則第 38 条第 5 項は、「議会運営委員会で決定した事項については、議員はこれを遵守しなければならない。」と定めている。

したがって、議員は、議会運営委員会において定めたルールを遵守しなければならないのは当然である。

### （3）議会運営委員会で決定したルールを遵守しない場合の取り扱い

議員が、議会運営委員会で決定したルールに従わない場合、まさに議事の整理進行が害されることになるため、議長はその事務統理権に基づき、適切な処置を取り得るものといえる。会議条例第 62 条では、一般質問に関し、「議長の許可を得て」から行うものと定めており、一般質問を議長の事務統理権の下に置く趣旨であるといえる。

したがって、議員が議会運営委員会で決定した一般質問の通告に関する取決めに遵守しない場合には、議長は事務統理権に基づき、これを受理しないことも可能である。

## 2 「一般質問の通告書に関する議長の検閲違反等」の見解について

現在、一般質問の通告に関しては、議長が通告文を取りまとめ、通告一覧表を作成し、公文書として取り扱い、町長に対し送致している。これは議長の事務統理権をもとに、通告文中の誤記および誤内容の提出を回避することを目的として精査し、議会を代表する議長が、町長をはじめ執行機関に最低限の誠意を尽くすものであると考える。

さらに、一般質問通告一覧表は、定例会議で議案として配付されるものであり、議会ホームページへの掲載によって町民に公開するものである。このことから、本町議会では歴代議長のもとで、「芽室町公用文書等の管理に関する規則」等により整理し、より正確な文書化に努めてきた。例えば、平成 23 年 12 月 12 日発行の「めむろ町議会まめ通信」までは、一般質問通告文を掲載してきた経緯もあり、発行責任者である議長が、誤記及び誤内容を修文することは当然のこととしてきたものである。

これらは、議長固有の権限として行使することにより、芽室町議会としての秩序を保持してきたものであり、他の市町村議会に誇ることができる対応であると自負する。

これら議長の行為が「検閲には該当せず、もって議員の固有の権利を侵すものではない」とする各関係機関からの見解を得ており、今後もこれを継続する。

**【表彰歴等】**

全国町村議会議長会優良議会賞（S45）

全国町村議会議長会優良議会賞（H23）

第33回北海道町村議会議長会議会広報コンクール入賞（H25）

第7回マニフェスト大賞優秀コミュニケーション賞（ベストプラクティス賞）（H24）

第9回マニフェスト大賞最優秀成果賞（H26）

2014 議会改革度調査全国1位（H27）

第10回マニフェスト大賞優秀成果賞（H27）

2015 議会改革度調査全国1位（H28）

第11回マニフェスト大賞優秀成果賞ノミネート（H28）

## 5. H29 芽室町議会活性化計画主要事業

「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指して

### 主要4項目

- 1 議会政策形成サイクルの進化 (議会基本条例 第2条(2)、第12条、第13条)  
→政策立案に至るプロセスの強化と見える化を図ります。
- 2 町民との意見交換会の深化と充実 (多様な住民参加機会の創出)  
(議会基本条例 第4条(2)、第8条(1・5))  
→多様な世代、立場の住民がまちづくりに関わる「場」創りを行います。
- 3 参考人制度・公聴会制度等の実践検討 (議会基本条例 第8条(3)、第29条(2・3))  
→専門的・政策的識見等を議会の意思決定に反映させるため制度の活用研究を行います。
- 4 議員間討議(自由討議)の強化 (議会基本条例 第3条(3)、第5条(2)、第16条)  
→議論を集約し政策立案へ繋ぐためファシリテーション力と討議手法のスキルアップを図ります。



## H29 芽室町議会活性化策 16 事項

項 目	内 容	
■前年度からの積み残し事項	H28 結果	
1. 議会図書室機能の整備	C D	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新庁舎を想定した機能整備を検討する。</li> <li>・町・公共・大学付属図書館等との蔵書情報の共有化を検討する。</li> </ul>
2. 公聴会の検討	D	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公聴会制度について先進実施事例を研究する。</li> </ul>
3. 議会災害時対応基本計画の検証・評価・改善	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町地域防災計画と連携して随時見直しを図る。</li> <li>・防災訓練を適宜実施する。</li> </ul>
■今年度の活性化事項		
(1) 議会改革諮問会議の提言事項	H28 活性化策 番号と評価	
4. 町民意見の協議経過の明確化	⑮-B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だより・HP 等で、意見から政策に繋がった事例を適宜紹介する。</li> </ul>
5. 政策形成サイクルの改善		<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策形成サイクルフロー図を町民が分かりやすく改善する。</li> <li>・意見交換会等で資料としてフロー図を添付し意見の取り扱いの流れを説明する。</li> <li>・議会だより・HP 等で政策形成サイクルフロー図を紹介する。</li> </ul>
6. 情報提供と説明の充実		<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見交換会の資料は事前に送付し予め理解を促す。</li> <li>・開催当日は、意見交換の趣旨、テーマの論点を説明する。</li> <li>・町民と議員が気軽に意見交換できる場を街中で開催する。</li> </ul>
7. 意見交換会の内容・手法の創意工夫	⑨-B ⑩-B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマに応じてWS等の適切な対話手法を採り入れる。</li> </ul>

8. 意見交換参加者への会議録の提供	⑩-B	・意見交換会終了後、2週間以内に会議記録を提供する。
9. 意見交換会の意見等取り扱いの改善		・要望事項は所管委員会が調査・検討を行い、一定の回答にまとめることを徹底する。
10. 多様な町民の意見聴取		・町民を対象に無作為抽出のアンケートを実施する。
11. 議員間討議力の向上	⑫-A	・討議力向上に向けた研修を実施する。
12. 委員会等開催の広報の充実		・じゃがバス広告、議論テーマを事前周知・モニターに傍聴促す(アンケートで結果を検証する)
13. ICTの継続的な活用	⑬-A ⑭-B	・議会だよりの電子化(アプリ対応)の検討を行う ・テーマを決めて意見募集する。 ・[再掲] 議会だより・HP等で、意見から政策に繋がった実例を適宜紹介する。
14. 議会への意見に対する返答期間の明示		・意見交換会、SNSなどで議会へ寄せられた意見の回答・対応の期限を検討する。
15. 町民間の情報共有化		・意見交換会の意見を、議会だより、HP・SNS等で公開する。
(2) 議員自己評価事項		
16. 傍聴意欲の向上		・記名式による傍聴人受付簿のあり方について研究する。

## H29 議会活性化計画実行スケジュール

事務・事業	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
①H29 活性化計画評価・アンケート・議会自己評価 評価項目検証・見直し												→
②議会報告と町民との意見交換会・団体意見交換会 (世代別～若い世代・高校生との意見交換) (新規) 多様な住民がまちづくりに関わる「場」づくり		→		→		→	→					
③議会改革諮問会議の開催			→	→	→	→	→	→	→	→	→	
④政策形成サイクルの実行・政策討論会の実施 フロー図の見直し・改善	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
⑤参考人制度・公聴会制度・専門的知見制度の調査・研究	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
⑥議会モニター制度の遂行 (モニターアンケートの実施)			→							→		
⑦議会ICT推進計画の定着 (SNS・タブレット活用推進)	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
⑧議会白書の作成とHP掲載	→											→
⑨議決権の拡大	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
⑩議員間自由討議の遂行・委員外議員の発言の遂行 研修会の実施	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
⑪議会間交流の推進				→	→							
⑫文書質問制度の遂行	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
⑬傍聴者への対応向上の検討 (傍聴者アンケートの実施) 傍聴人受付簿のあり方について研究		→			→	→	→	→			→	
⑭議会基本条例の検証・見直し	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
⑮議会会議条例・同条例等運用規則の検証・見直し	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

 Manifesto Awards 2014 マニフェスト大賞最優秀成果賞



[政策提案する議会へ]

北海道芽室町議会

082-8651

北海道河西郡芽室町東2条2丁目14番地

<http://www.memuro.net/gikai/gikai.htm>

e-mail [g-shomu@memuro.net](mailto:g-shomu@memuro.net)

tel0155-62-9731 fax0155-62-9813